

第七次

鳴門市 総合計画

2023-2030

鳴門市

-はじめに-

市長の一言～まちづくりへの想い～

Q 鳴門市の持っている魅力や他にない特徴を教えてください。

A 四国と関西圏を結ぶ玄関口・交流拠点として地勢的に優れた場所であり、南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合においても、物流や交通の中心として非常に重要な都市です。

本市は、これまで四国と本州を結ぶ交通の要衝として発展してきており、豊かな自然と文化圏に囲まれた魅力あふれるまちです。また、本市は誕生から20年後に当時の大麻町と合併していることもあり、旧鳴門と大麻町エリアの二つの文化圏・生活圏が存在する地域でもあります。

そのため、それぞれのエリアにおける人々の気質や生活圏の違いを2眼レフの視点で考慮しながら、本市ならではのまちづくりを行っていく必要があると考えています。



鳴門市長
泉 理希

Q 第七次総合計画の前期期間に重点的に取り組みたいことを教えてください。

A 「あらたな なんと」をもう一度創ることを念頭に置いて、まちづくりにおいては各拠点が鳴門の「顔」となるよう新たにエリア設定を行います。また、将来に向けて、まちそのものの見直しを実効性を伴って実施していきます。

第七次総合計画は、まちづくりの方向性や地域課題に応じた整備方針を総合的に定める都市計画マスタープランをはじめとする、本市の主要な個別計画と同時期の策定となります。

また、2022年は鳴門市市制施行75周年を迎えたことから、この節目の年に「あらたな なんと」を創造する意味でも総合計画を策定し、まちそのものを見直したいと考えています。

特に、まちづくりの観点では、本市の「顔」となる各地域の特性を活かしたエリア価値の向上を図り、市民の皆様や県外・海外の方が訪れた際に、まちの姿がしっかりとイメージできるようにしたいと考えています。

Q 8年後（2030年）に到達したい、まちの姿について教えてください。

A まずは、2025年の大阪・関西万博を見据えた、まちづくりを進めます。その後は、徳島県と兵庫県が整備を進めている大鳴門橋の自転車道完成を見据えるとともに、南海トラフ巨大地震などの防災対策を更に強化していきたいと考えています。

現状として、まずは2025年の大阪・関西万博までに市としてできるまちづくりを行いたいと考えています。

また、その後は、市街地の整備や南海トラフ巨大地震への防災対策の強化はもちろん、大鳴門橋の自転車道の整備を踏まえたまちづくりに取り組むなど、市民の皆様が誇りを持って、いきいきと安全安心に暮らせる「あらたな なんと」を創り上げていきたいと考えています。

1947▶▶▶

鳴門市の

あゆみ

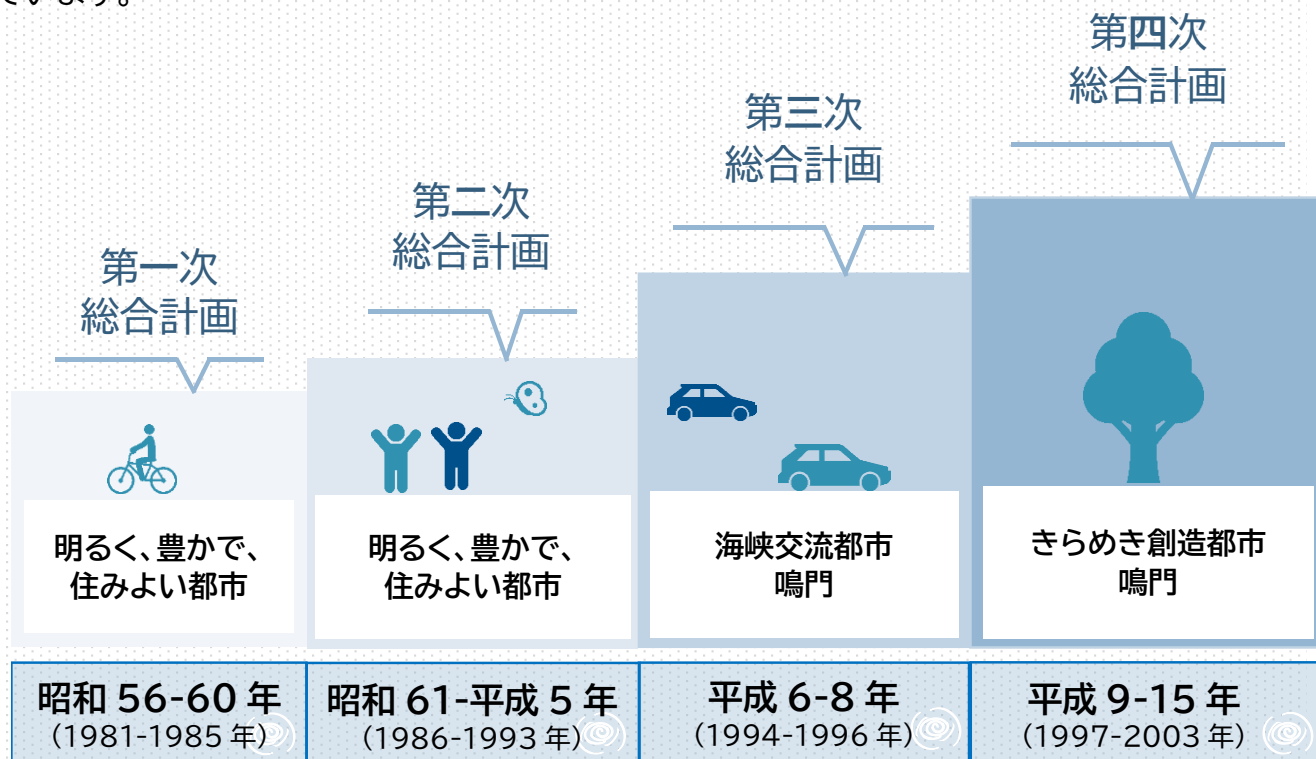
市の木「モチノ木」



本市の成り立ち

本市は昭和22(1947)年に市制施行。昭和30(1955)年に大津村を、その翌年の昭和31(1956)年には北灘村を編入し、広域行政を進めてきました。

その後、さらに昭和42(1967)年には大麻町を編入し、現在までの市域が確立されるに至っています。



▶▶▶2030

市の鳥「コウノトリ」



市の花「ハマボウ」



第五次
総合計画

第六次
総合計画

第七次
総合計画

いきいき 未来に輝く
交流拠点都市 になると

結びあう絆が創る
笑顔と魅力うずまく
鳴門

ひとが輝き
持続可能な未来をひらく
あらたな になると

平成 16-23 年
(2004-2011 年)

平成 24-令和 4 年
(2012-2022 年)

令和5-令和 12 年
(2023-2030 年)

目次

序 論 1

1	第七次鳴門市総合計画策定の趣旨.....	2
(1)	計画策定の趣旨	2
(2)	計画の役割・構成	2
(3)	計画期間の流れ	3
(4)	計画の進捗状況の管理	3
2	社会の潮流.....	4
(1)	時代の潮流と視点	4
3	鳴門市の現況.....	8
(1)	鳴門市の特性	8
(2)	人口の推移と人口動態の動向	10
(3)	産業の構造	13
(4)	市民の声	15
(5)	SWOT分析	20
4	鳴門市の主要課題.....	21
(1)	主要課題	21
5	まちの未来を導くキーワード.....	23
(1)	キーワードの選定にあたって	23

基 本 構 想 25

1	鳴門市の将来都市像.....	26
(1)	私たちがめざす8年後（2030年）の鳴門市の姿	26
2	人口フレーム.....	28
(1)	将来目標人口	28
3	都市づくりの方針.....	29
(1)	将来都市構造	29
4	まちづくりの方向性.....	30
(1)	まちづくりの考え方	30
(2)	総合計画体系図	32
(3)	SDGsを踏まえた施策の展開.....	34

基本計画 35

1 豊かな人を育むまちづくり 37

1-1 子育てしやすいまちづくり 38

(1) 出会いから結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の充実 39

(2) 子育て支援の充実 40

(3) 子育て環境の充実 41

1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実 42

(1) 自ら学ぶ力を育む教育の推進 44

(2) おもいやりの心を育む教育の推進 46

(3) 健やかな身体を育む教育の推進 48

(4) 教育環境の充実 48

(5) 生涯にわたる学習環境の充実 50

1-3 スポーツの推進 52

(1) スポーツ活動の推進 53

(2) スポーツ施設の充実 53

1-4 芸術・文化の振興 54

(1) 特色ある鳴門文化の発掘・発信と活用 55

(2) 文化・芸術に接する機会の提供 56

1-5 国際・国内交流の推進 57

(1) 国際・国内交流の推進 58

2 持続発展可能なまちづくり 59

2-1 計画的な土地利用と都市拠点整備の充実 60

(1) 計画的な土地利用の促進 61

2-2 持続可能な公共交通網の実現 62

(1) 運行効率の改善による持続可能な公共交通体系の構築 63

(2) 利用者ニーズに適応した公共交通サービスの提供 63

(3) 新たな需要の創出に向けた公共交通利用の促進 64

2-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備 65

(1) 住環境の整備 66

(2) 景観の保全 67

(3) 公園・河川の整備 67

(4) 安全で強靱な水道の持続	68
(5) 生活排水処理の促進	68
(6) 道路網の整備	69
2-4 移住・定住の促進	70
(1) 移住交流の促進	71
(2) 定住の促進	71
2-5 環境にやさしいまちづくり	72
(1) 環境保全の促進	73
(2) 循環型社会の形成	74
3 安全安心のまちづくり	77
3-1 災害などに強いまちづくり	78
(1) 防災減災対策の推進	79
(2) 総合的な危機管理の推進	80
3-2 消防・救急体制の充実	81
(1) 消防体制の充実	82
(2) 救急体制の充実	82
3-3 市民安全対策の充実	84
(1) 交通安全の推進	85
(2) 消費者保護の充実	85
(3) 防犯対策の充実	86
4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	87
4-1 健康づくりの推進と医療体制の確保	88
(1) 健康づくりの推進	89
(2) 医療体制の充実及び地域医療の確保	90
4-2 地域福祉の充実	91
(1) 支え合い助け合うまちづくり	92
(2) 安心して暮らせる環境づくり	93
(3) ネットワークの強化	93
4-3 高齢者が暮らしやすいまちづくり	95
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	96
4-4 障がい者が暮らしやすいまちづくり	98
(1) 障がい者の自立支援の充実	99

(2) 障がい者の社会参加の促進	99
4-5 社会保障の確保	100
(1) 社会保障の充実	101
5 活力あふれるまちづくり	103
5-1 活力ある商工業の振興	104
(1) 地場産業の育成振興	105
(2) 新たな産業の振興	105
(3) 企業誘致の推進	106
(4) 就業支援対策の充実	106
5-2 魅力ある農林水産業の振興	107
(1) 農業の振興	108
(2) 畜産業の振興	109
(3) 林業の振興	109
(4) 水産業の振興	110
5-3 地域資源を活かした観光のまちづくり	111
(1) 観光交流のまちづくり	112
(2) 戦略的な情報発信	113
(3) 観光客の受入環境整備	113
6 みんなで創る自立したまちづくり	115
6-1 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり	116
(1) 地域コミュニティの活性化	117
(2) 市民活動の支援と協働の推進	117
(3) 広聴広報の充実	118
6-2 お互いを尊重し、誰もが活動できる社会づくり	119
(1) 人権に関する教育と、誰もが活躍できる社会づくり	120
(2) 男女共同参画の推進	121
6-3 効率的・効果的な行財政運営の推進	122
(1) 効率的な行財政運営の推進	123
(2) 開かれた市政の推進と個人情報の保護	125
(3) 組織力の強化	125

資 料.....	127
----------	-----

1	第七次鳴門市総合計画策定の経過.....	128
2	答申.....	129
3	鳴門市自治基本条例.....	130
4	鳴門市附属機関設置条例.....	133
5	鳴門市総合計画審議会委員一覧.....	134
6	鳴門市総合計画策定に関する要綱.....	135
7	パブリックコメントの結果.....	137

-序論-



1 第七次鳴門市総合計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

鳴門市（以下、「本市」という。）では、昭和56（1981）年に第一次となる「鳴門市総合計画」を策定してから第六次総合計画に至るまで、長期的な展望に立った基本構想において将来都市像を掲げ、その実現に向けた施策を展開してきました。

現在、本市を取り巻く環境は人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす影響により、市民生活や経済も厳しい状況下にあります。また、高齢化率の高い本市においては、地域のまちづくりの支え手であった世代が減少局面を迎えるなか、個人の価値観の多様化とも相まって地域社会のニーズが複雑化してきています。さらに、今後30年以内に70%から80%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震への対策も急務であり、持続可能なまちづくりを進めるうえでも大きな課題となっています。

このように社会情勢が大きく転換するなかで、将来にわたって持続可能な都市を築くためには、これまでのまちづくりを尊重しつつ、社会の潮流や将来を見据えた新たな時代にふさわしいまちづくりを進めることが求められています。

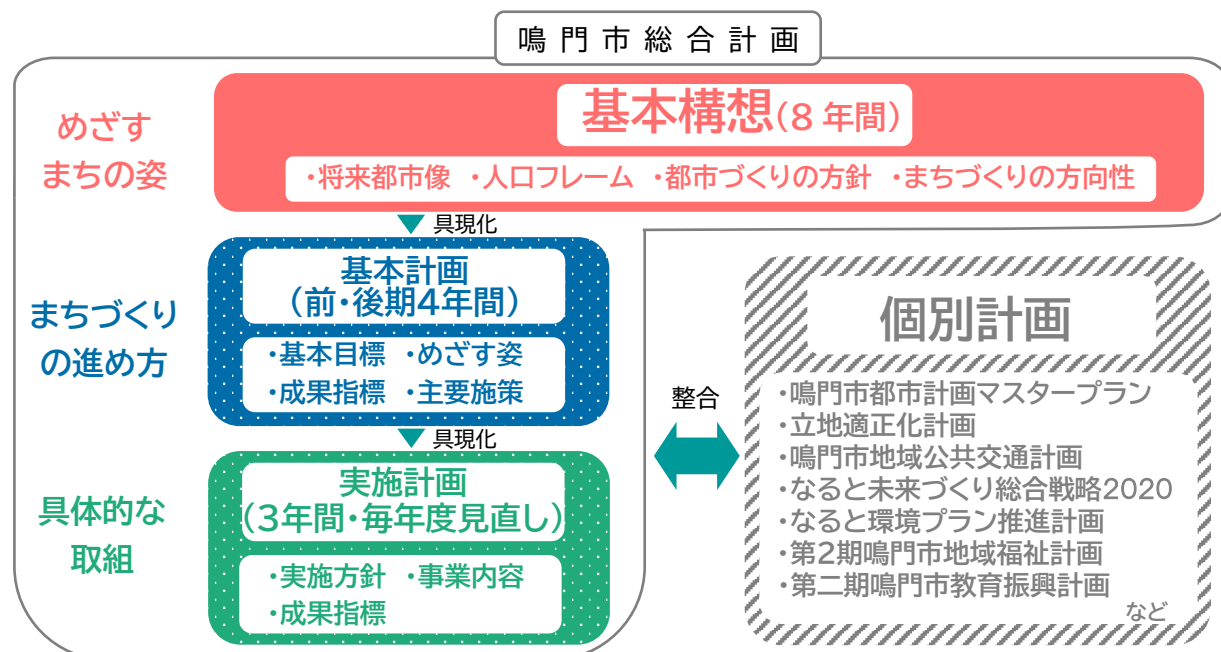
こうしたことから、「鳴門市自治基本条例」の理念にのっとり、本市がめざす将来都市像を実現するための今後8年間のまちづくりの指針として、「第七次鳴門市総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の役割・構成

総合計画は「本市における最上位の計画であり、各種計画や施策の基本となる計画」です。

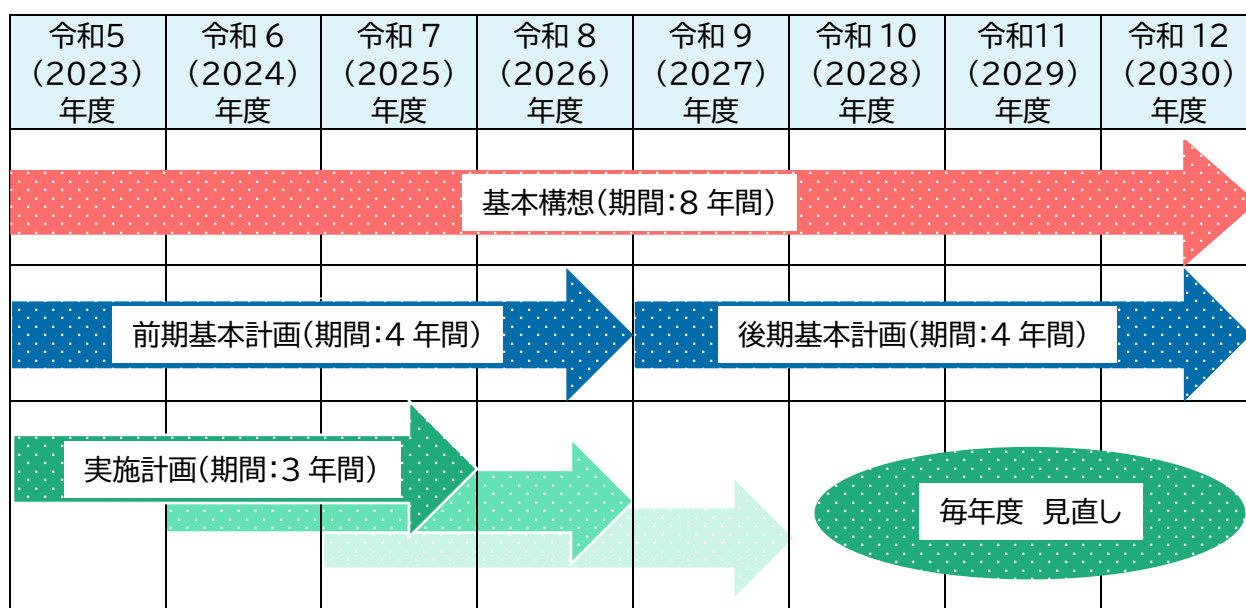
その内容は、以下の「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

また、本市の主要な個別計画との整合性を確保するとともに、市民の方にとってよりわかりやすく施策を遂行します。



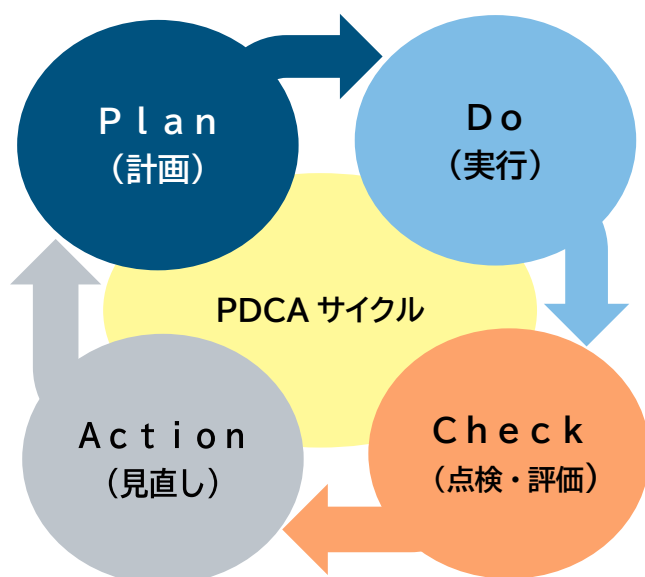
(3) 計画期間の流れ

本計画の計画期間は、「基本構想」は令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間、「基本計画」は前期期間が令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間、後期期間が令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの4年間となっています。また、「実施計画」の計画期間は3年間とし、ローリング方式にて毎年度見直しを行います。



(4) 計画の進捗状況の管理

本計画では、計画の目標達成のために、「実施計画」に関しては毎年度見直しを行い、進捗状況の把握、分析、検証に努め、PDCAサイクルに基づいた効率的で効果的な計画推進を図っていきます。



2 社会の潮流

(1)時代の潮流と視点

①少子高齢化・人口減少社会の進行と地方創生

日本における総人口は平成20（2008）年をピークに減少に転じており、令和35（2053）年以降には1億人を下回ると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年：2017年推計）」）。

また、出生数は減少し続ける一方、令和7（2025）年には団塊の世代全員が後期高齢者（75歳以上）に達するなど人口構造に変化が見込まれ、このような急速な人口減少や人口構造の変化に伴うまちの機能や活力の低下が懸念されています。

国では、人口減少・少子高齢化という我が国が直面している大きな課題に対し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた各地域の特色を活かした地方創生の取組を進めています。

本市においても「なると未来づくり総合戦略2020」を策定しており、移住・定住の促進に加え、交流人口や関係人口¹の拡大など、人口減少時代に対応したまちづくりが求められています。

②安全・安心への関心の高まり

東日本大震災をはじめ、近年の台風や集中豪雨など自然災害による甚大な被害が重なり、人々の災害に対する不安や防災に対する意識は高まっています。

特に本市においても、南海トラフ巨大地震発生のリスクが高まっており、安全・安心な暮らしを守るため、行政による取組に加え、自助・共助・近助の推進も含めた社会的な備えが不可欠になってきています。

また、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症により、未知のウイルスに対する危機管理意識が急速に高まり、感染拡大を防止するための社会経済活動の在り方や生活意識・行動の変化が求められています。

さらに、虐待や暴力・いじめなど、人権や生命を脅かす事件が多発しているほか、消費生活におけるトラブル・SNSを介した犯罪等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題なども発生しており、市民の安全・安心の確保がまちづくりの大きな課題となっています。

¹ 関係人口…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。

③社会・経済情勢の動向

国際社会においては、持続的な成長が課題となるなか、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、平成27（2015）年の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、現在その達成に向けた取組が世界中で進められています。

我が国の社会・経済情勢は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められるなか、令和4（2022）年2月には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、これらに起因する世界的な物価高騰、エネルギーの安定供給確保など、様々な課題に直面しており、先行きが不透明な状況が続くことが予想されます。

このような不確実性が高まっているなか、本市においても様々な社会的要請や環境の変化に対応するため、「持続可能性」に軸足を置いた施策推進に努めるなど、サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX²）の実現に向けた取組がこれまで以上に求められることが予想されます。

④情報通信技術の進展

情報通信技術とその利用環境は、世界中で急速に進歩しています。国では、社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方などをそれに合わせて変革していく、つまり、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX³）が「新たな日常」の原動力となり、日本が抱えてきた多くの課題解決や今後の経済成長につながるとしています。

このような環境のなか、スマートフォンやタブレット端末をはじめとする情報通信機器の普及や、インターネットを活用した多種多様なサービスの発達により、様々な生活の場面で利便性が向上し、誰もがいつでも情報を得ることや、SNSなどのコミュニケーションツールを介した新たなつながりを形成することが可能となりました。

一方で、インターネットを悪用した犯罪の増加のほか、情報漏えい、情報モラルの低下・人間関係の希薄化をもたらすなどの負の側面も顕在化しています。

こうしたなかで、本市においては情報通信技術の活用を推進し、市民が利用しやすい情報や市民サービスの提供、行政運営の効率化を図るほか、情報セキュリティの確保や個人情報の保護等への対応が必要となっています。

² SX…Sustainability Transformation の略。企業が「稼ぐ力」を維持するために、持続可能性を重視した経営へ転換を図ること。DX（デジタル・トランスフォーメーション）がデジタル技術によって短期的な「稼ぐ力」を獲得しようとするのに対し、SXは長期的な成長を目的とする。

³ DX…Digital Transformation の略。行政や企業がデータとデジタル技術を活用してビジネスモデルを変革することで、人々の暮らしをより便利で豊かなものにするともに、業務効率化を図り、サービス向上につなげていくこと。

⑤価値観やライフスタイルの多様化

人口増加や経済成長が右肩上がりの時代において、物質的な豊かさや生活の利便性向上を求めるほか、核家族化の進行などもあり、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化しました。

成熟した社会における人々の価値観は、心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まり、近年では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が重視され、ライフスタイルは一層多様化しています。

また、一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる社会の実現が求められています。

こうしたなかで、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが社会とのつながりを持ち、互いに助け合う社会を実現することが求められています。

⑥循環型社会への適応

地球規模での環境問題は、世界人口の増加や経済成長を背景とした環境負荷の増大、地球温暖化の進行、生物多様性の危機、資源やエネルギーの大量消費などが顕在化し、これらへの対応が急務となっています。

特に、廃棄物を少なくする考えとして「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」があり、継続して取り組む必要があるため、より一層意識を高めていくことが求められます。

また、東日本大震災を契機として、原子力発電や化石燃料に依存しない社会の実現に向けた省エネルギーの取組と太陽光などの再生可能エネルギーの活用も進んでいます。平成27（2015）年に、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けた世界共通の長期目標として、パリ協定が採択され、2050年カーボンニュートラル⁴の達成に向けた取組が進められています。

本市においても、かけがえのない地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくため、市民一人ひとりが日常生活の中で、地球にやさしい賢い選択を行い、環境負荷の低減に努めるとともに、社会全体で低炭素社会の実現や生物多様性の保全・循環型社会の実現に取り組んでいく必要があります。

⁴ カーボンニュートラル…二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させること。

⑦地方分権のあゆみと行財政改革の推進

一連の地方分権改革により権限や財源の移譲等が進められ、地方自治体が地域の実情に応じて、自らの判断と責任において主体的に施策を展開し、多様化する市民ニーズに的確に対応した個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが求められています。

また、地方経済の停滞や人口減少などによる税収の減少に加え、高齢化の進行などによる社会保障費の増大や社会インフラ施設の老朽化への対応などによる支出の増加により、地方財政は一層厳しさを増しています。将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、行財政改革を積極的に推進し、健全な財政運営を堅持することが不可欠となっています。

3 鳴門市の現況

(1) 鳴門市の特性

本市は昭和22（1947）年に撫養町・里浦村・鳴門町・瀬戸町の4か町村が合併し、人口43,000人の鳴南市が誕生し、その2か月後、市名を鳴門市に改称しました。

その後、広域行政を進めるために昭和30（1955）年に大津村を、翌昭和31（1956）年に北灘村を、さらに昭和42（1967）年に当時的大麻町を編入し、現在に至っています。

また、本市は誕生後、様々な地域の文化圏・生活圏が交じりながら発展を遂げてきた市であり、全国的にも珍しい多様性に富んだまちです。

本市の地域特性を地勢、地域資源などから整理すると、次のような特徴を有しています。

地勢(四国と本州の交流拠点)

本市は、四国の東部、徳島県の東北端に位置しており、鳴門海峡をへだてて淡路島に対峙し、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通以前から四国の玄関口として発展してきました。

市域は、四国本島の一部と大毛島、高島、島田島で構成され、北西地域が阿讃山脈の最東部に位置していることから、全体的に山地の比率が高くなっています。



鳴門市全域写真

豊かな自然(世界に誇る渦潮のまち)

本市の北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地です。潮流の速さは、大潮の最大時には時速20km以上にもなり、日本一の速さと評され、イタリアのメッシーナ海峡、カナダのセイモア海峡とならんで「世界三大潮流」の一つといわれています。

また、風光明媚な鳴門ウチノ海に面した「鳴門ウチノ海総合公園」や、大自然に囲まれながら鳴門の絶景を巡るドライブコース「鳴門スカイライン」なども整備されています。さらに、大麻山自然公園エリアなども立地し、変化にあふれる景観や風土を有しています。



鳴門の渦潮

魅力あふれる地域資源(なると金時・鳴門鯛・鳴門わかめ等)

本市は豊かな自然を背景として生まれる「なると金時」「鳴門鯛」「鳴門わかめ」をはじめ、三大産地として全国的にも有名な「鳴門レンコン」など、数々の魅力ある農水産物を有しています。このような農水産物を活かしたブランド力の高い農水産業が経営されており、鳴門産の品質の確保と供給力の向上をめざしています。



芋掘り体験

歴史・文化的資源

(四国八十八箇所霊場巡礼の起点、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地)

本市は、四国八十八箇所霊場巡礼の起点となる第一番札所・二番札所、ドイツ館、賀川豊彦記念館など多くの文化拠点を有しています。また、平成30(2018)年に100周年を迎えたベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地としての歴史的背景などを活かした国際・国内交流も活発に行われており、歴史・文化的資源に恵まれています。



ベートーヴェン「第九」交響曲演奏会

教育(鳴門教育大学との連携)

学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として創設された「国立大学法人 鳴門教育大学」が立地しており、教育分野をはじめとした様々な分野において連携・交流が広がっています。

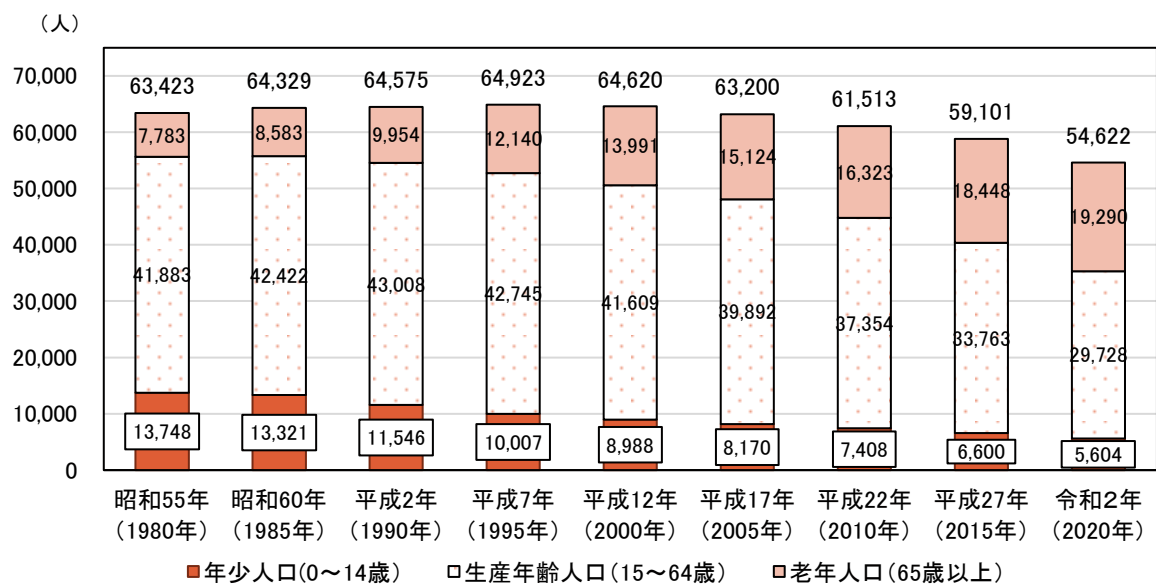


国立大学法人 鳴門教育大学

(2)人口の推移と人口動態の動向

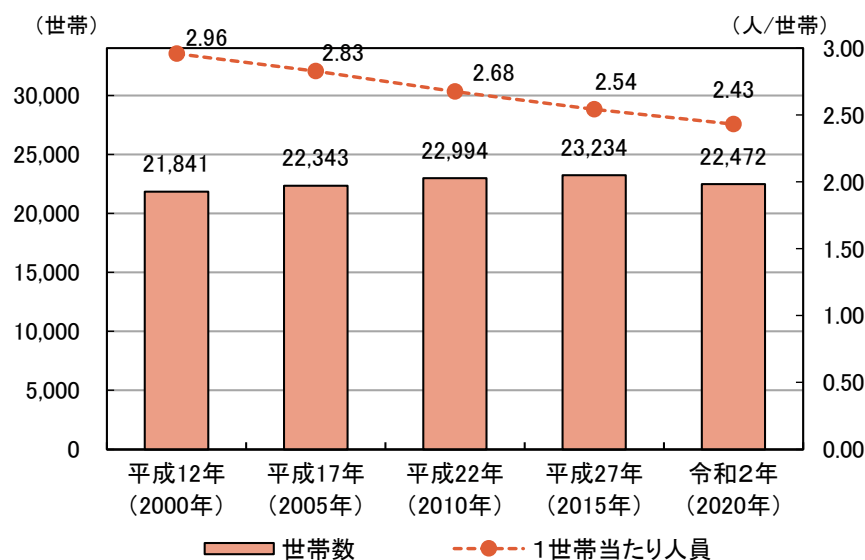
■年齢3区分別人口の推移（資料：国勢調査）

本市の総人口は減少傾向にあり、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加による少子高齢化が進行しており、令和2（2020）年には老年人口が19,290人となり、全体の約35%を占めています。



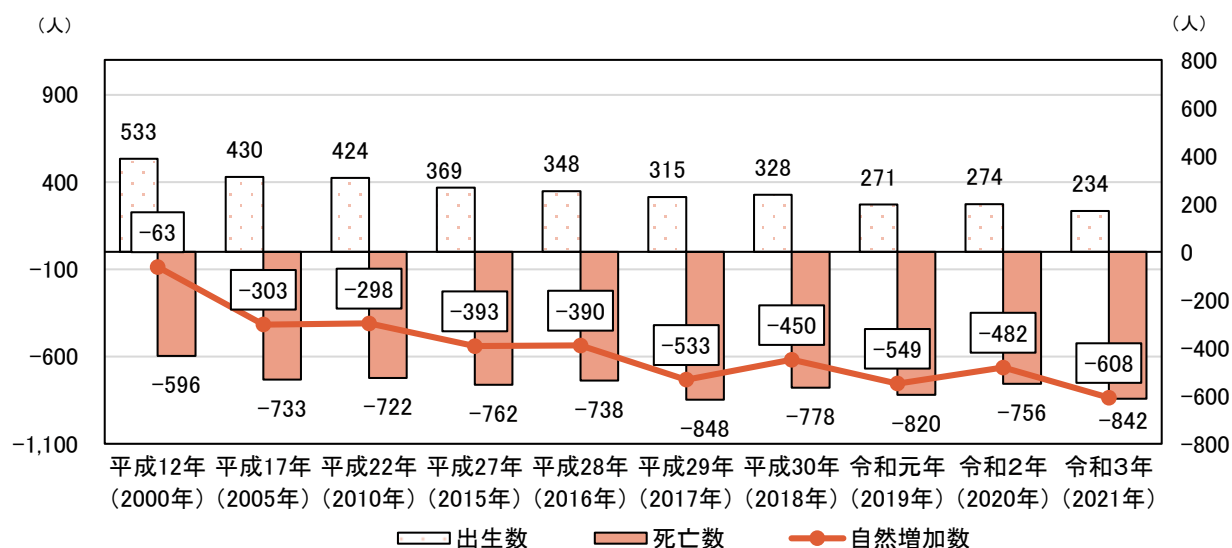
■世帯数の推移（資料：国勢調査）

世帯数は、平成12（2000）年以降ほぼ横ばいで推移しています。一方、1世帯当たり人員は減少が続いており、平成12（2000）年では2.96だったものの、令和2（2020）年には2.43人となっています。



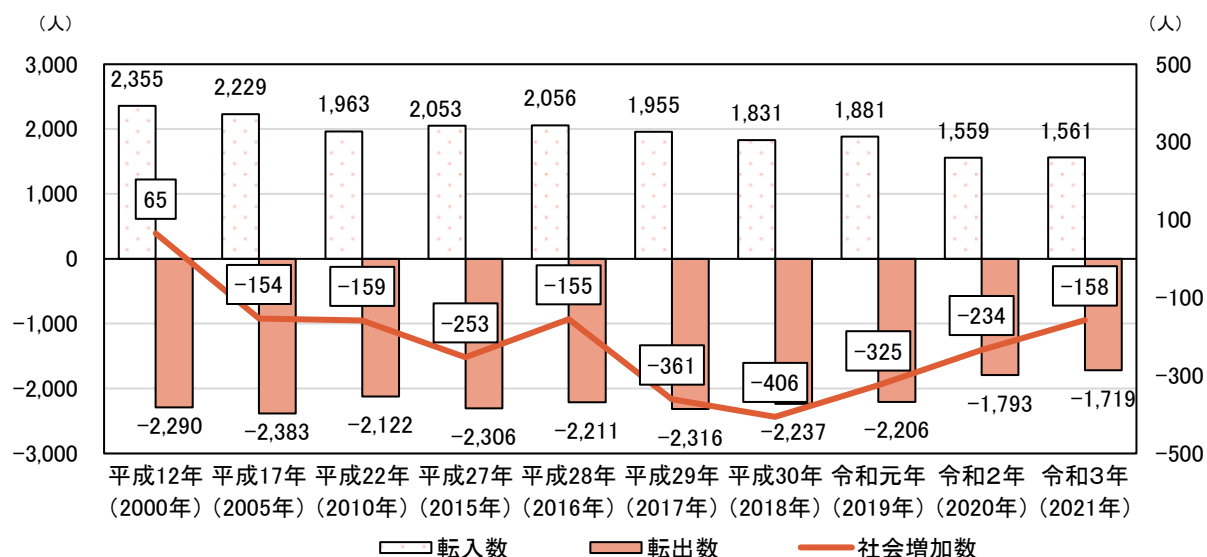
■自然動態の推移（資料：徳島県人口移動調査年報）

自然動態（出生・死亡による増減）では、平成12（2000）年から継続して死亡数が出生数を上回る自然減となっています。



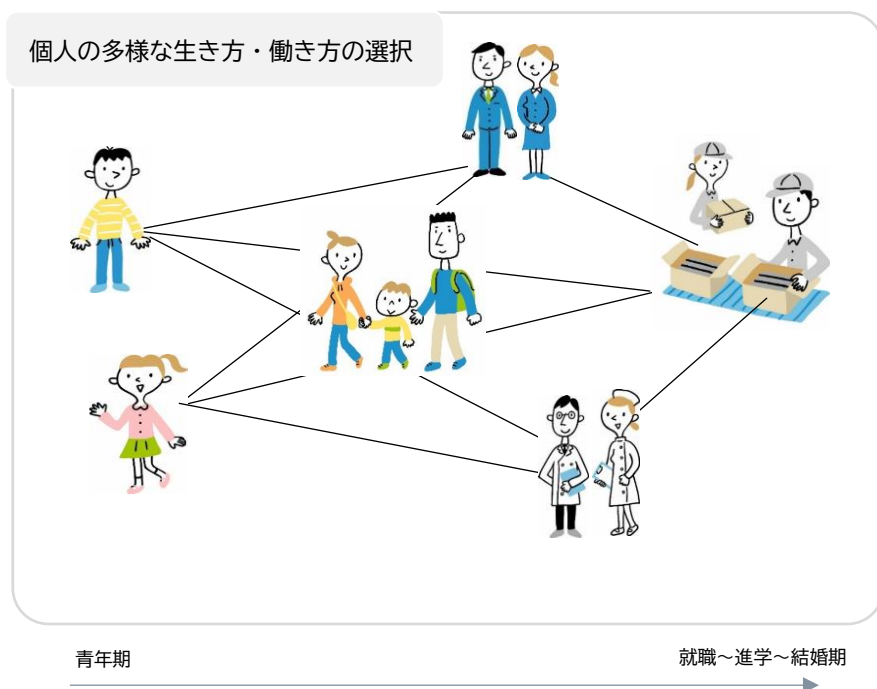
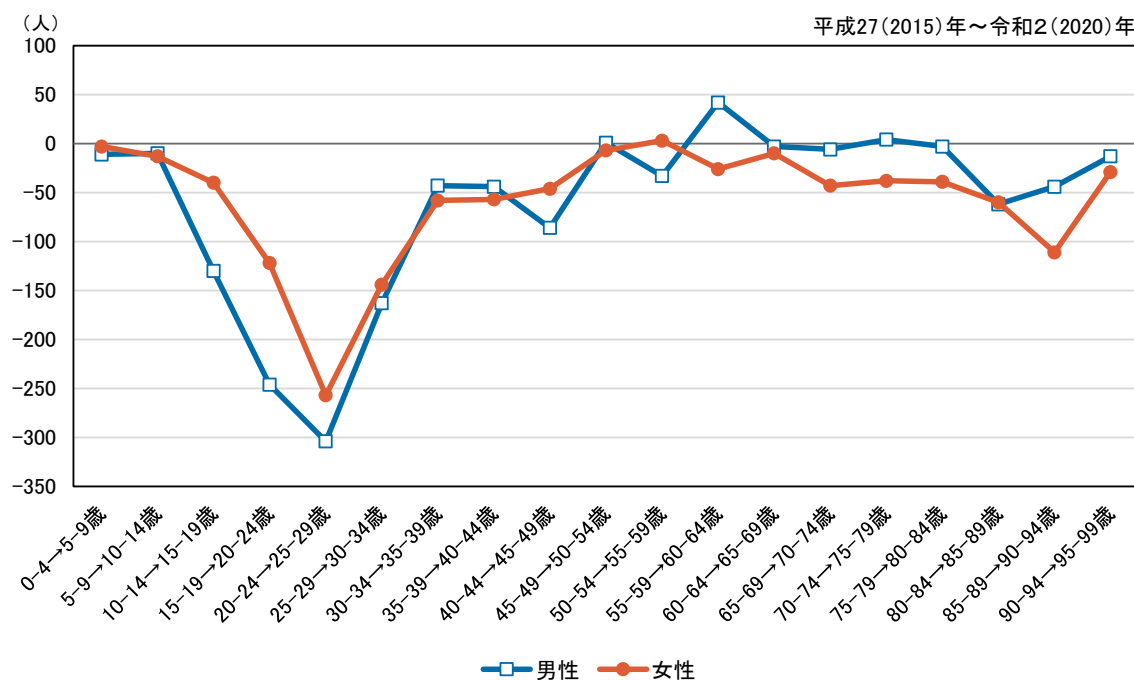
■社会動態の推移（資料：徳島県人口移動調査年報）

社会動態（転入・転出による増減）では、平成17（2005）年から転出者が転入者を上回る社会減となっていますが、近年では社会減はやや減少傾向にあります。



■性別・年齢階級別の社会動態（資料：徳島県人口移動調査年報）

純移動数は、男女ともに若い世代の転出が顕著になっています。10歳代後半から20歳代前半の転出超過は進学によるもの、20歳代から30歳代にかけては就職、結婚、転職等を機とするものが多いと考えられます。

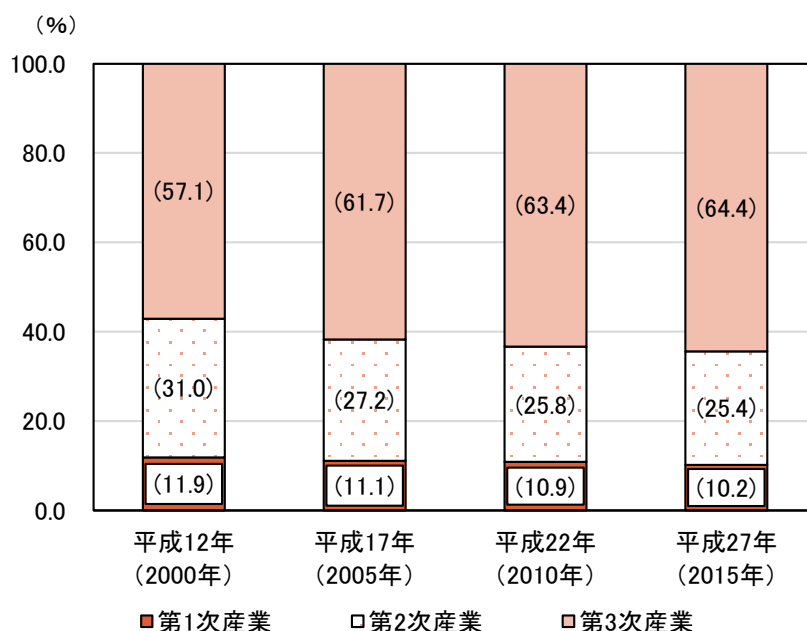


(3)産業の構造

■産業別就業人口割合の推移（資料：国勢調査）

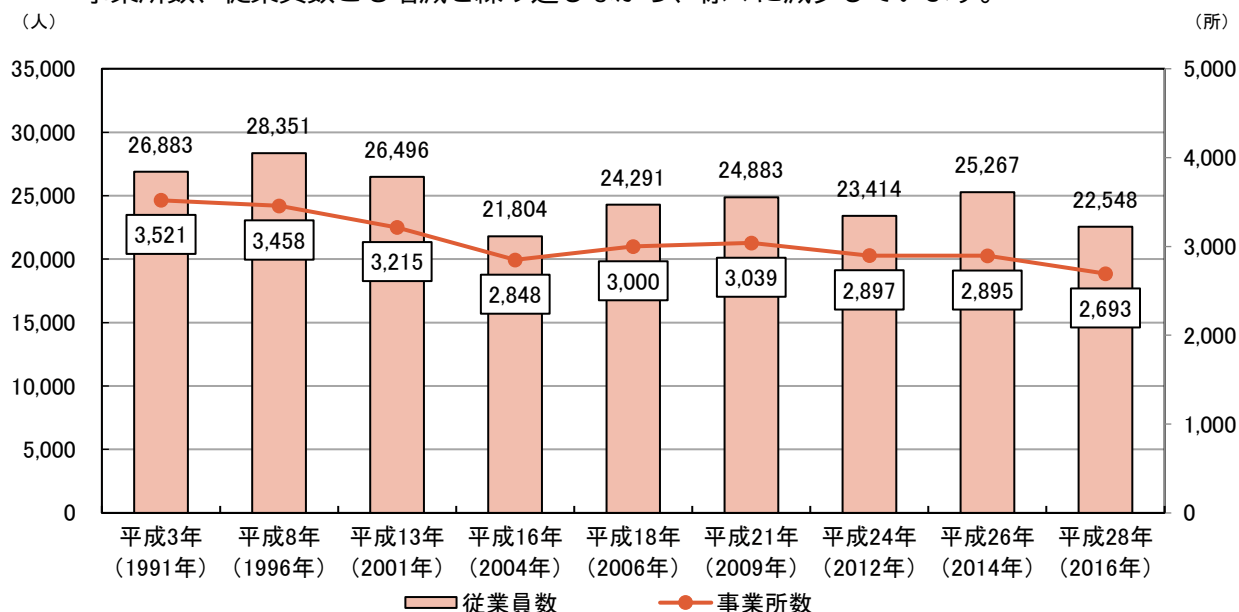
第1次産業⁵の就業人口割合は調査ごとに減少し、第2次産業⁶の就業人口割合も平成17（2005）年以降減少しています。

一方で、第3次産業⁷の就業人口割合は増加し続けています。



■事業所の概況（資料：鳴門市統計年報（令和4（2022）年）

事業所数、従業員数とも増減を繰り返しながら、徐々に減少しています。



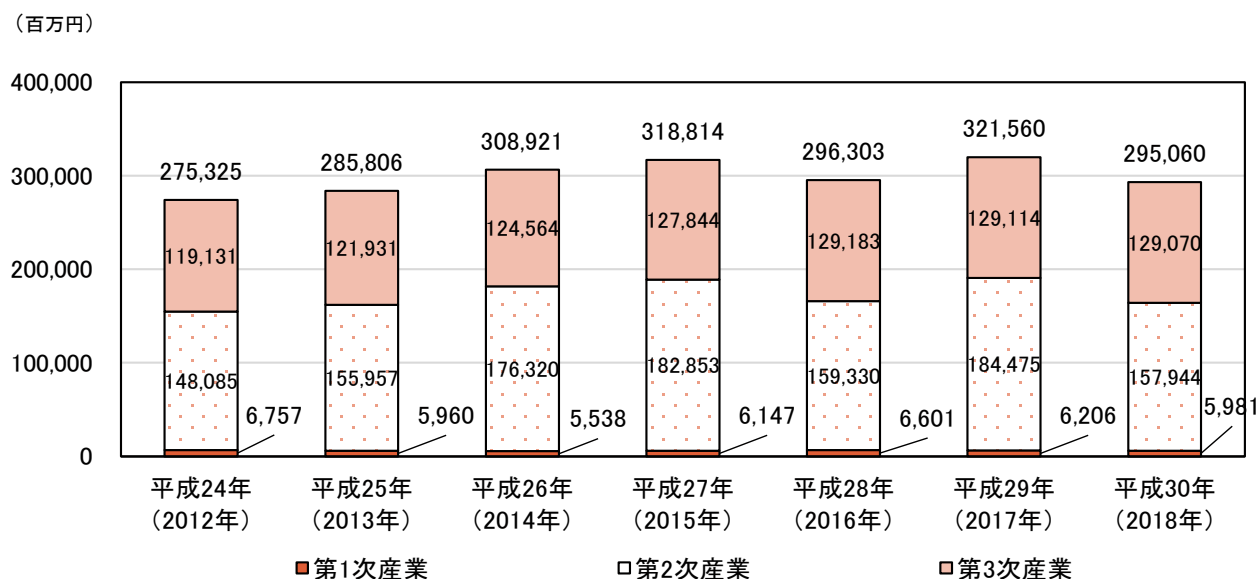
⁵ 第1次産業…農業、林業、水産業など自然を利用した産業。

⁶ 第2次産業…製造業、建設業など第1次産業で生産した原材料を加工する産業。

⁷ 第3次産業…商業、運輸通信業、サービス業など第1次、第2次産業以外の産業。

■鳴門市の総生産（資料：鳴門市統計年報 令和4（2022）年）

総生産額は、第1次産業・第2次産業は増減を繰り返していますが、第3次産業は平成28（2016）年まで増加し、その後横ばいで推移しています。



■鳴門市の観光施設入込状況（資料：国土交通省）

観光施設入込数は増減を繰り返しながら推移していますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入込客数が大幅に減少しています。

単位：人	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
大鳴門橋架橋記念館	82,441	55,136	87,378	79,820	33,797
渦の道	518,300	527,829	515,962	547,826	226,935
ドイツ館	28,984	31,640	35,999	30,838	11,467

(4)市民の声

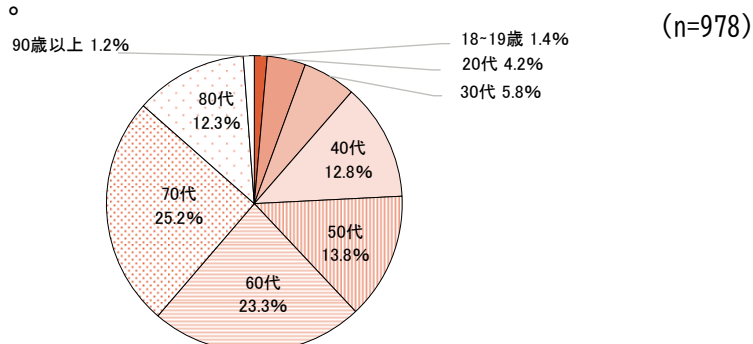
本計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞くため、市民アンケートや高校生アンケート、まちづくりワークショップ、パブリックコメントなど、市民の意向調査を実施しました。これらの結果から、本市のまちづくりに関する意向の概略を考察します。

■市民アンケート

調査目的	鳴門市都市計画マスタープラン、立地適正化計画、本計画を策定するにあたり、市民生活の現状や将来のまちづくりの方向性を分析し、市民意向を各計画に反映することを目的として実施しました。	
調査方法	調査地域	市内全域
	調査対象	市内に在住する18歳以上の市民
	抽出方法	住民基本台帳（令和3年7月31日現在）より無作為抽出
	調査方法	郵送配布/郵送回収
	調査期間	令和3（2021）年8月20日（金）～令和3（2021）年9月2日（木）

・回答者の属性：年齢

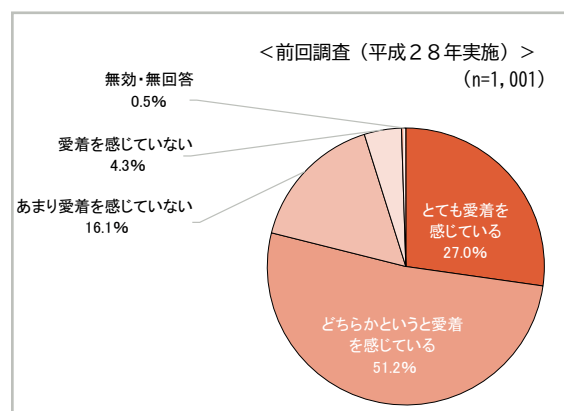
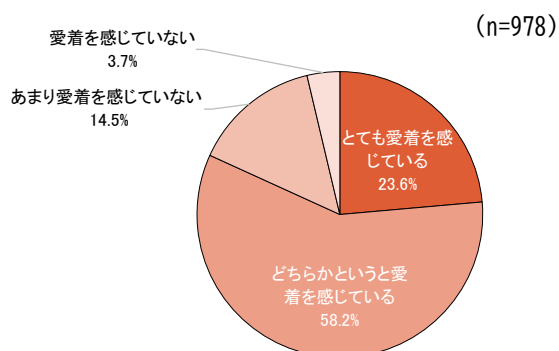
回答者の年齢は、「70代」が25.2%と最も多く、次いで、「60代」の23.3%、「50代」の13.8%となっています。



・まちへの愛着

まちへの愛着を問う設問では、「どちらかというとな愛着を感じている」と回答された方が最も多く58.2%、次いで「とても愛着を感じている」と考えている市民が23.6%となっており、全体の約8割が愛着を感じているという結果となりました。

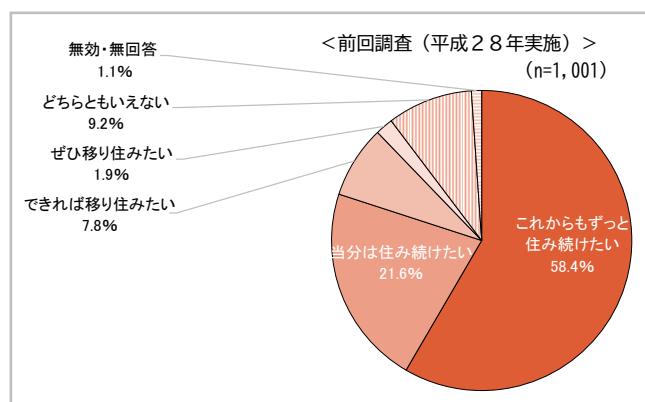
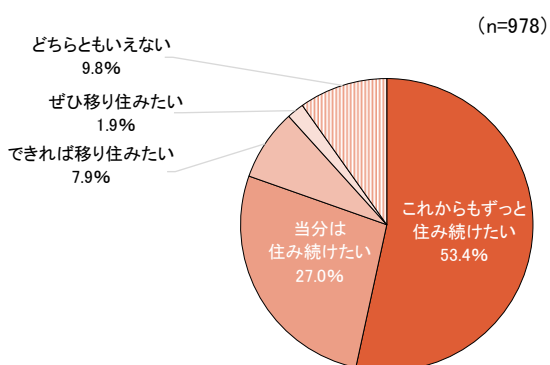
※「とても愛着を感じている」・「どちらかというとな愛着を感じている」と考えている市民の割合は、前回調査から上昇傾向にあります。



・定住意向

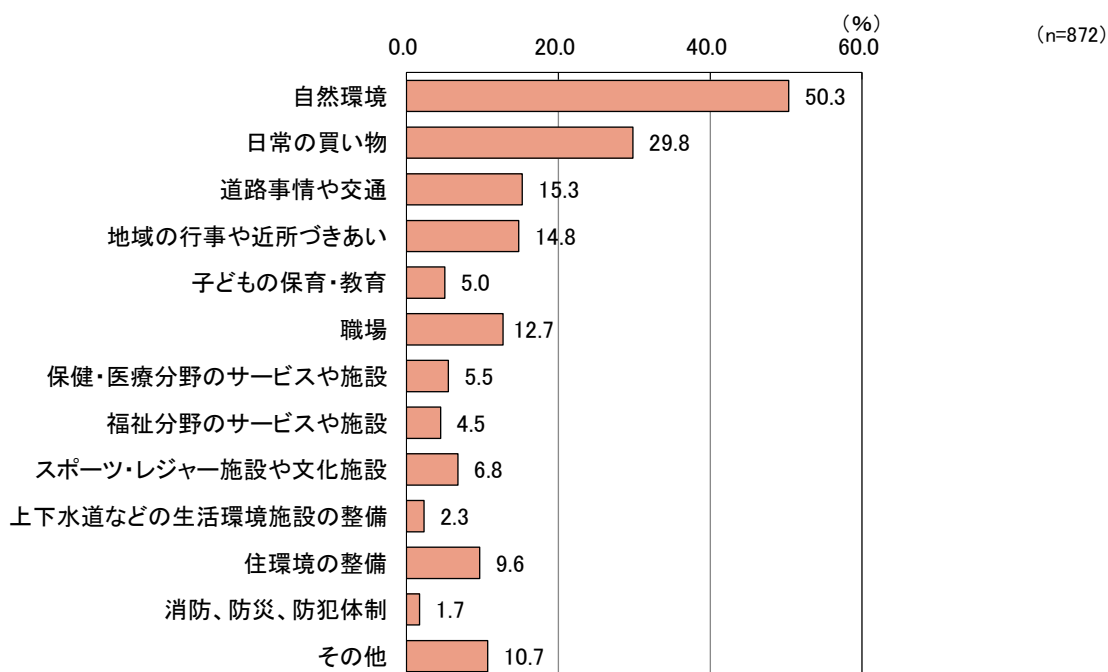
定住意向に関する設問では、「これからもずっと住み続けたい」と考えている市民の割合が53.4%と最も高く、次いで「当分は住み続けたい」と考えている市民が27.0%となっており、約8割が今後も住み続けたいと考えています。

※「これからもずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と考えている市民の割合は、前回調査から上昇傾向にあります。



・住み続けたい理由

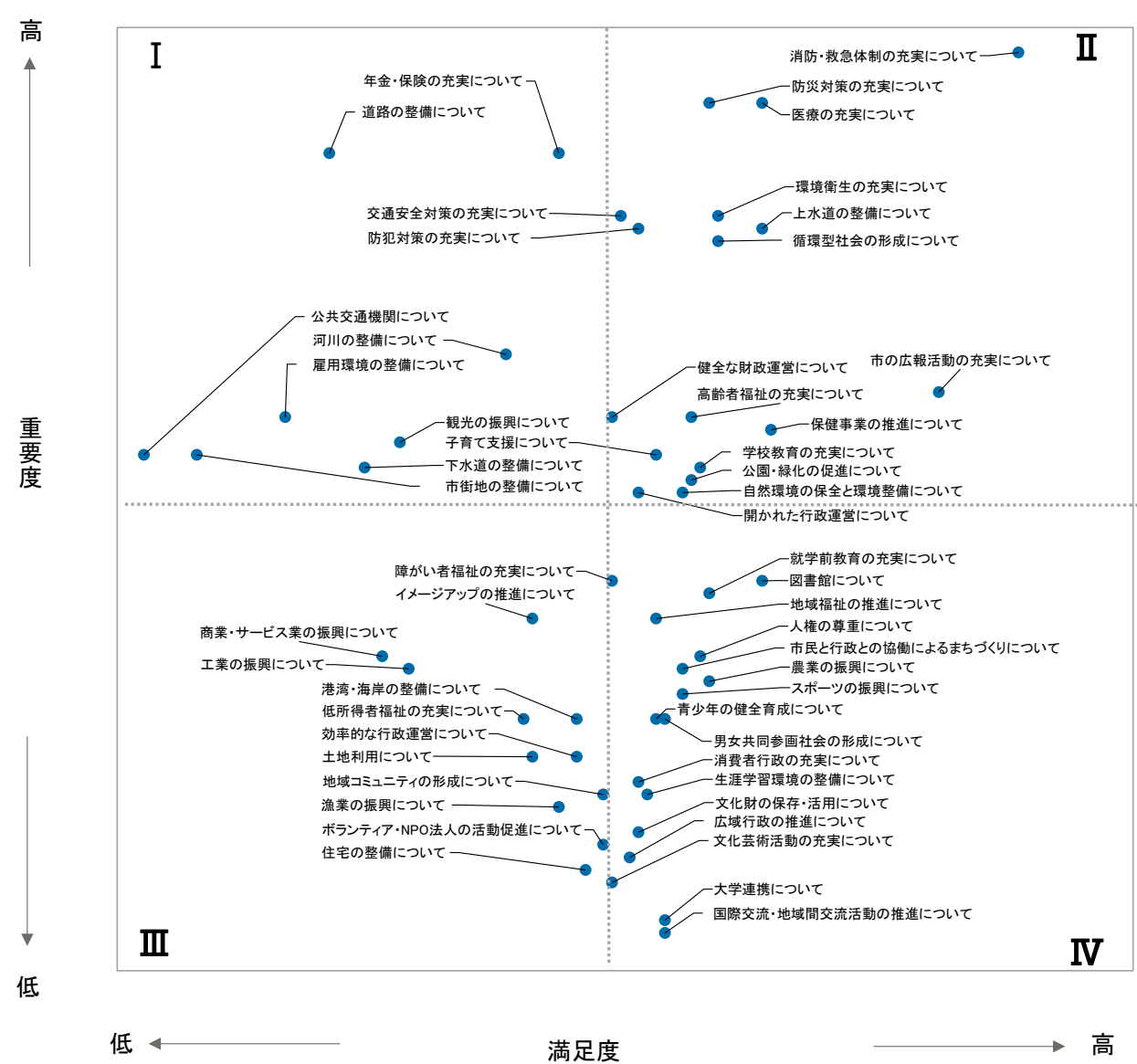
住み続けたい理由としては、「自然環境」と考えている市民の割合が50.3%と最も高く、次いで「日常の買い物」が29.8%、「道路事情や交通」が15.3%となっており、自然環境、日常の買物、道路・交通が本市の強みでもあったと考えられます。



・本市の各施策に対する満足度・重要度

本市の各施策に対する重要度・満足度を問う設問では、「市街地の整備について」「道路の整備について」「公共交通機関について」「河川の整備について」「下水道の整備について」「雇用環境の整備について」「観光の振興について」「年金・保険の充実について」は、満足度が低く、重要度が高いという結果となりました。

さらに、回答全体をより視覚化してわかりやすくするために、満足度・重要度を軸としたポートフォリオ分析を行いました。



※ポートフォリオ分析について

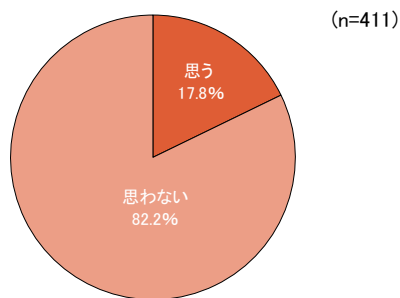
本市の各施策に対する『満足度』と『重要度』を下記のⅠ～Ⅳにマッピングすることで、それぞれの施策の『優先的改善項目』を分析するものです。

Ⅰの領域	重要度【高】	満足度【低】	Ⅱの領域	重要度【高】	満足度【高】
Ⅲの領域	重要度【低】	満足度【低】	Ⅳの領域	重要度【低】	満足度【高】

■ 高校生アンケート

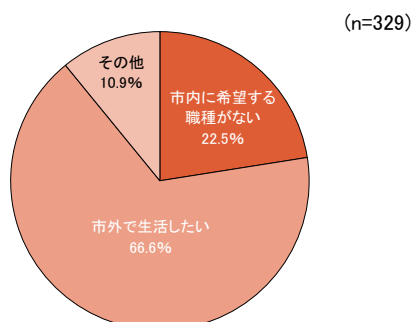
調査目的	鳴門市都市計画マスタープラン、立地適正化計画、本計画を策定するにあたり、市民生活の現状や将来のまちづくりの方向性を分析し、市民意向を各計画に反映することを目的として実施しました。	
調査方法	調査対象	鳴門高校、鳴門渦潮高校の高校2年生
	調査方法	教員による配布・回収
	配布数	鳴門高校275票、鳴門渦潮高校199票
	回収数	411票（回収率86.7%）
	調査期間	鳴門高校 令和3（2021）年10月27日（水）～令和3（2021）年11月8日（月） 鳴門渦潮高校 令和3（2021）年10月19日（火）～令和3（2021）年11月5日（金）

・ 将来鳴門市内で働きたいと思うか



「将来鳴門市内で働きたいと思うか」との設問に対して、働きたいと思っている高校生は17.8%にとどまっており、将来的な転出希望のある方が大半を占めました。

・ 「将来鳴門市内で働きたいと思うか」との設問に対し、「思わない」と回答した高校生の回答理由

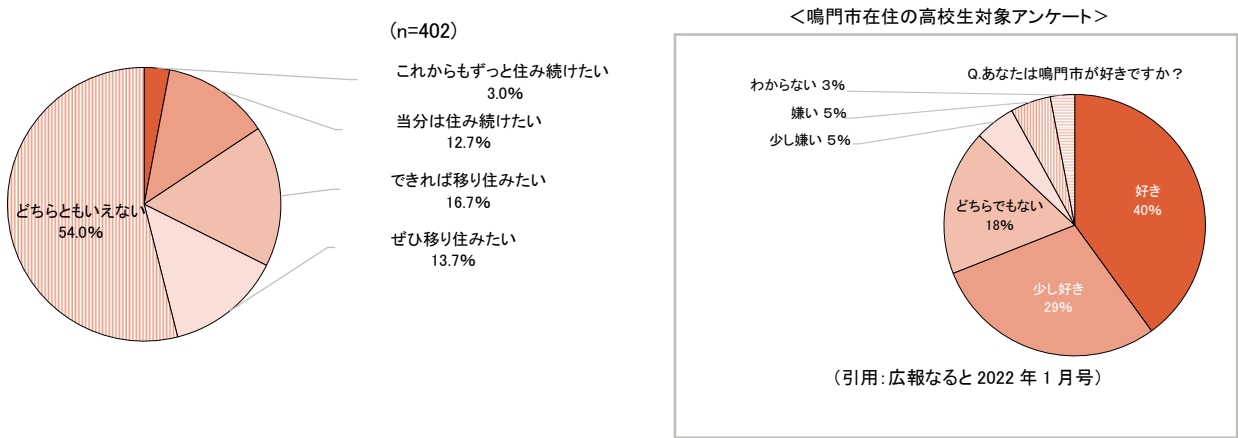


「将来鳴門市内で働きたいと思わない」と回答した理由について、「市内に希望する職種がない」との回答（22.5%）以上に、「市外で生活したい」と回答した生徒の割合（66.6%）が高かったことから、本市での生活に何らかの不便さや不満を抱えていることがわかります。

・鳴門市にずっと住み続けたいと思うか

「鳴門市にずっと住み続けたいと思うか」という設問では、「どちらともいえない」との回答が54%と最も多く、次いで「できれば移り住みたい」が16.7%、「ぜひ移り住みたい」が13.7%、「当分は住み続けたい」が12.7%となっています。

※市内の高校に通学する高校1年生を対象に実施したアンケートでは、鳴門市が「好き」(40%)または「少し好き」(29%)と回答した市内在住の生徒の割合が約70%となったことから、市に愛着を感じている方が一定数いることが窺えます。



■まちづくり市民ワークショップ

調査目的	本計画をまちづくりの主体となる市民の声や意見を反映した計画とするために、自由に意見交換を行う参加体験型の場として開催しました。		
調査方法	調査対象	市内に在住又は通学している方、本市に関わりのある15歳以上の方	
	実施手法	ワールド・カフェ方式	
	参加人数	38名	
	実施日時	令和4（2022）年7月30日（土）	

・ワークショップから見てきた市民の意向

めざしてほしい まちの形	・再頻出のワードは「住みやすい」です。 →住みやすいまちとは何かという視点に基づいたまちづくりが必要です。 ・「ふるさと」「PR」「プロジェクト」といったワードも多く見られました。 →鳴門市民はシビックプライドを持っており、市への愛着は決して低くないと考えられ、どのようなPRを行うかが重要となります。
今後8年間で 力を入れてほしい こと	・「企業誘致」「働きやすい」「産業」「整備」といったワードが頻出しました。 →まちづくりには、産業の力が重要ととらえられています。 ・「拠点」「リノベーション」「定住」「建物」というワードと「若い人」「若い力」「若者」といったワードが頻出しました。 →定住施策の推進に加え、市内の若者を転出させない取組、転出者を呼び戻す仕組みの構築が重要です。
グループ ディスカッション	・「鳴門」と同じレベルで「撫養」というワードが頻出しました。 →市全体で捉えるだけではなく、各地域に合った取組も求められています。 ・「住みやすい」「住みにくい」というワードがそれぞれ頻出しました。 →住みやすさを感じる一方で、住みにくさも感じていると考えられます。 まちの強みは伸ばし、弱みは補っていく施策展開が求められています。

(5)SWOT 分析

アンケート調査やワークショップなどにおけるご意見、各種統計データ、これまでの取組などを踏まえ、本市の【強み】【弱み】【機会】【脅威】を以下のとおり分析しました。

本計画では、【強み】を最大限に生かしつつ、【弱み】の積極的な克服を検討し、【脅威】を【機会】へと転換する施策の展開を図ります。

Strengths 【強み】 ●四国の東玄関口として恵まれた立地条件 ●関西都市圏への道路・交通網の充実 ●水と緑の美しい自然環境・景観 ●農水産業、工業、商業のバランスのとれたまち	Weaknesses 【弱み】 ●空き家や空き地の増加による居住環境の悪化 ●学区制 ●ＪＲ鳴門駅前や中心市街地の衰退 ●日常生活におけるバス路線や道路の公共交通インフラ
<活用方策> ・恵まれた立地条件のほか、自然、産業、地域資源を生かした市の魅力をＰＲ	<克服方策> ・若者も定着しやすいまちづくりと周知 ・地域経済の活性化
Opportunities 【機会】 ●２０２５年の大阪・関西万博の開催 ●大鳴門橋自転車道の開通 ●価値観の多様化による地方の再評価と地域の魅力再発見 ●情報通信技術の進展普及に伴う新しい生活様式の定着	Threats 【脅威】 ●人口減少社会の進行 ●進学・就職などによる若者の流出 ●南海トラフ巨大地震の発生や集中豪雨などの大規模な自然災害 ●経済の低成長化、原油高・物価高
<利用方策> ・国・県のイベントや観光事業と連動し、市の魅力を効果的にＰＲ	<回避方策> ・市域内の適切なエリア設定と整備 ・だれもが安心して暮らせるまちづくりの強化

4 鳴門市の主要課題

(1) 主要課題

① 交流・関係人口と定住人口のギャップ

本市には、全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観や、四国八十八箇所霊場の第一番札所・二番札所やドイツ館などの歴史文化資源があり、令和4（2022）年4月には道の駅「くるくる なんと」がオープンするなど、本市の交流人口や関係人口は近隣市町と比較しても充実しているといえます。

その一方で、本市の人口推計を見ると、人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和42（2060）年には平成27（2015）年人口の約半数である30,400人になると予測されています。今後は、本市の交流人口及び関係人口を将来的な定住人口として定着させるような試みに加え、鳴門の未来を担う子どもたちが愛着を持って生涯にわたって住み続けられるような取組もあわせて強化していくことが求められています。

② 若い世代の定住人口確保と教育の充実

本市の年齢別人口の社会動態は20歳代での転出超過が続いており、特に若い女性の就職や結婚に伴う人口流出が課題となっています。まちの活力の核となる年代の流出を食い止めなければ、少子高齢化はさらに加速し、まちの活力低下を招くことになります。こうした状況を改善するため、若い世代をターゲットとした施策に重点を置き、これらの世代が住み続けたいと思うまちの実現に取り組む必要があります。

また、まちづくりはひとづくりであり、持続可能なまちづくりを推進していくためには、地域活動を支える人材育成が不可欠です。特に、次代を担う子どもの健やかな成長と生きる力を育む教育は、本市及び市民の未来をつくることそのものであり、子どもたちが将来大きく羽ばたけるような教育環境の充実に取り組んでいく必要があります。

③安全・安心を基盤とした持続可能なまちづくりの推進

都市の空洞化・過疎化の進行に伴う地域の魅力や活力の衰退が懸念されており、持続可能な都市経営に向け、住居や都市機能の適切な誘導によるコンパクトなまちづくりや公共交通の利便性の維持・確保が求められています。

また、道路や上下水道、公園、公共交通などの生活基盤は、市民の快適な暮らしを確保することを念頭に置きながら計画的に実施しなければなりません。なかでも特に、快適な住環境の整備に関しては災害に強いだけでなく、高齢者や障がいのある方にも優しい環境整備が望まれています。

本市においても、南海トラフ巨大地震などの災害リスクに備えた住宅・公共施設被害への対策強化やフェーズフリー⁸の意識の醸成をはじめ、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりをめざす必要があります。

④誰もがいつまでも健康に暮らせる体制の構築

高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム⁹の推進・深化を図るとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会の実現に向け、取り組むことが求められています。

⑤地域コミュニティの活性化と効率的・効果的な行財政運営の推進

核家族化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増加しており、市民と行政がそれぞれの役割と責任などを再確認し、相互に理解し、連携することが重要となっています。

また、持続可能な行財政運営を行っていくためには、創意工夫による自主財源の確保、効率的で効果的な事務事業の実施を推進するとともに、コミュニティ活動の活性化や関係人口の拡大を図りながら、多様な世代、主体が積極的にまちづくりに参画する市民協働の仕組みの構築・運用を進めていく必要があります。

⁸ フェーズフリー…身の回りにあるモノやサービスを日常時、非常時というフェーズ(社会の状況)にとらわれず、役立てることができるという考え方。

⁹ 地域包括ケアシステム…高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の各分野が互いに連携しながら、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制。

5 まちの未来を導くキーワード

(1) キーワードの選定にあたって

この度の計画策定に際して実施した市民の意向調査により、市民の皆さんが願う本市の未来に必要なキーワードがみえてきました。

このキーワードを本計画に反映し、「市民と行政がともにつくる鳴門市の未来」を実現していきます。

鳴門市の未来を導くキーワード

鳴門固有の豊かな自然や伝統文化を大切に後世まで伝えつつ、新しい鳴門を創る土壌の創出

●自然(景観) ●温故知新

次世代へとバトンをつなぐ共創型のまちづくり

世代をこえて人と人とのつながりが実感できる支え合うまちづくり

●つなぐ ●未来 ●次世代 ●バトン(タッチ) ●継承 ●絆

若い活力・新しい活力が循環する笑顔あふれるまち

●笑顔 ●活気 ●輝き ●希望

誰もが住みやすく・多くの人々や国々と交流する開かれたまち

●住みやすい ●ひらく

健康と安全安心のバランスの取れた幸福度の高いまち
市民一人ひとりが他者に敬意を持ち思いやるホスピタリティ気質の創出

●しあわせ ●あたたかさ(おもてなし)

鳴門市への愛着の創出と定住促進／鳴門ブランドの市内外への情報発信

●誇り ●創造 ●あらたな なんと

-基本構想-



1 鳴門市の将来都市像

(1) 私たちがめざす8年後(2030年)の鳴門市の姿

将来都市像は、本市がめざす8年後のまちの姿を示したものです。本市は、古来より交通の要衝、国内外の都市をつなぐ結節点として発展してきました。

しかし、近年は、これまで経験したことのない人口減少の加速と少子化及び高齢化の中、市民とともに一丸となって、鳴門の未来を創生していくことが求められています。

国際社会で共有される「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」の理念を踏まえ、市民の皆様とともに、鳴門市に集うだれもが夢と希望を感じ、住みたくなるまちをめざし、未来に向かって躍進させていきます。

【将来都市像】

ひとが輝き 持続可能な未来をひらく
あらたな なると



【将来都市像にこめた思い】

本市に関わるすべての「ひと」がいきいきと暮らし、「輝く」ことがまちづくりの原動力となります。

そして、「ひと」の「輝き」が広がることにより、「持続可能」で希望あふれる「未来」が照らし出されます。

照らし出された「未来」にたどり着くためには、本市に関わるすべての「ひと」とともに「未来」の門（ゲート）を「ひらく」必要があります。門（ゲート）は、四国の玄関口を連想するキーワードであるとともに、門（ゲート）を「ひらく」ことでヒトやモノが行き交い、希望あふれる、あらたなまちの未来づくりを進めることをイメージしています。

先人たちから受け継がれ、「持続」的に発展してきた「可能」性あふれるこのまちを、より一層輝かせ、「未来」へつないでいく強い思いを持ち、「県内随一の子育て応援都市」に生まれ変わるための取組や、「新たなまちづくりエリア」の整備、「フェーズフリー」の思想に基づいたまちづくりなどを推進することにより、「あらたな なんと」創りにチャレンジします。

2 人口フレーム

(1) 将来目標人口

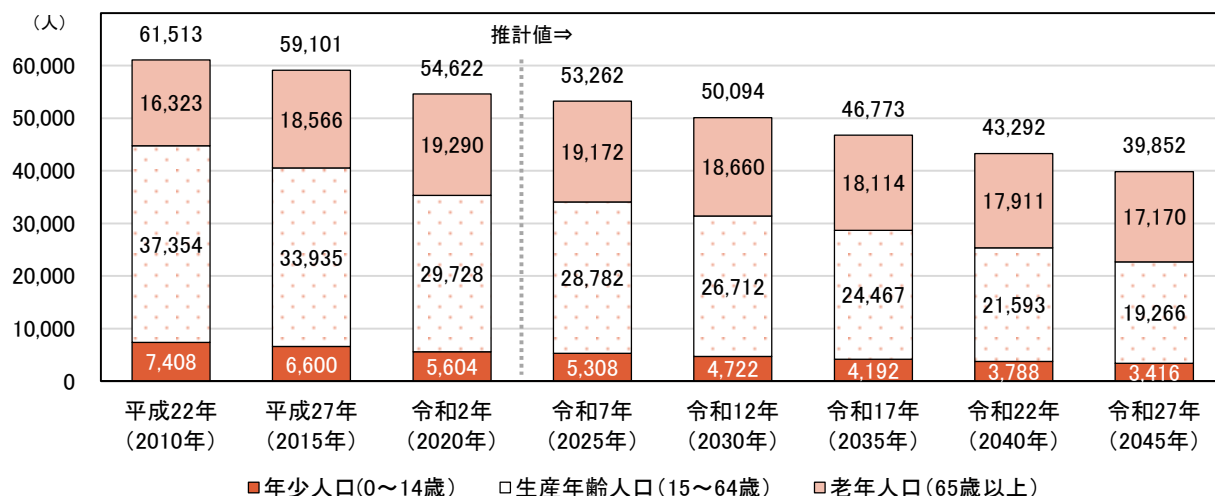
第六次鳴門市総合計画では、基本構想の終了年次である令和3（2021）年の本市の人口を55,261人と推計し、同計画に掲げる施策の戦略的な実施による「増加人口」を見込み、将来目標人口を57,000人と設定していました。

令和2（2020）年に行われた国勢調査では、本市の人口は54,622人となり、同時期の推計人口58,985人を4,000人以上下回るペースで推移しており、今後においても人口の減少が続くものと考えています。

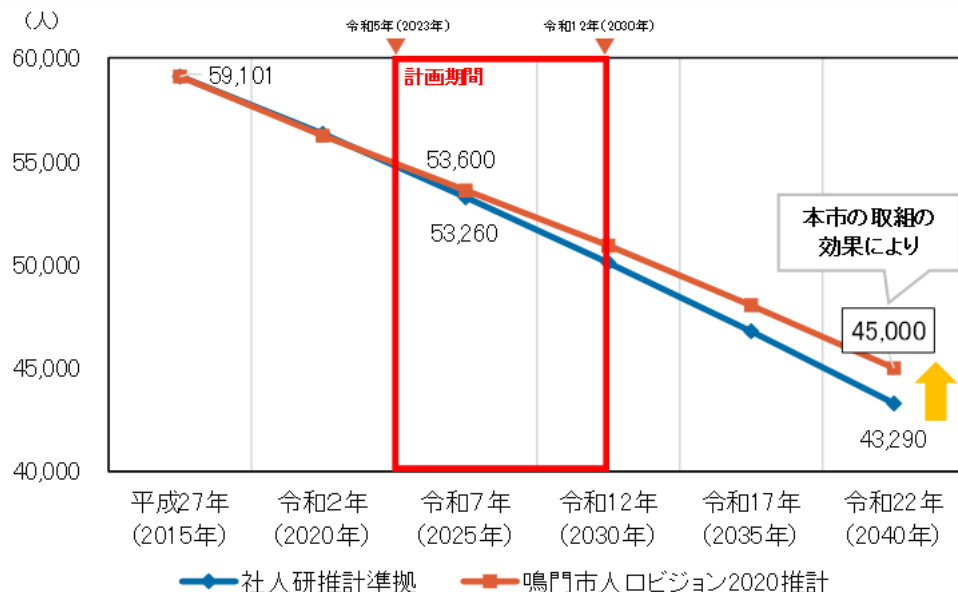
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本市の人口は、令和22（2040）年に43,292人まで減少すると予測されています。

将来にわたり、活力ある鳴門市を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、発展をめざす必要があり、「なると未来づくり総合戦略2020」では、令和22（2040）年の将来目標人口を45,000人と設定しました。

■推計人口（資料：国立社会保障・人口問題研究所）



■将来目標人口（資料：鳴門市人口ビジョン2020）



3 都市づくりの方針

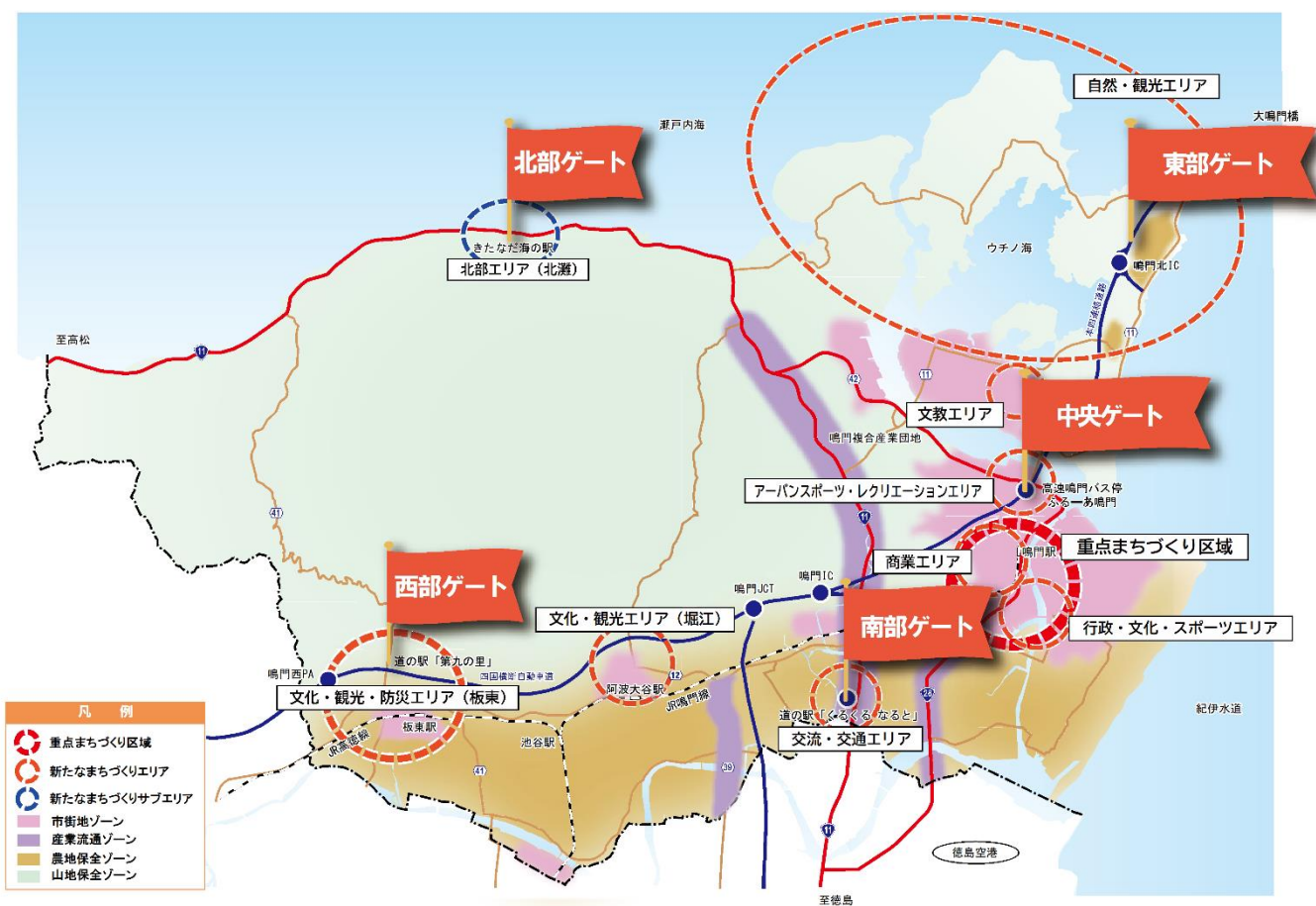
(1) 将来都市構造

持続可能な都市を築くためには、人口減少や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化に伴う将来の鳴門の姿を見据えた土地利用が必要です。

本市では、平成28（2016）年に「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト事業計画」を策定し、交流人口の拡大をテーマとして、「四国の玄関（門・ゲート）」と「門の価値を創出」することとして、東西南北の4つのゲートを位置付けています。

今後においては、鳴門市都市計画マスタープランにおいて示される「コンパクトなまちと交通ネットワークの形成」、「新たなまちづくりエリアの形成」、「フェーズフリーなまちの形成」の考え方を基に、持続可能で開かれたまちづくりをめざす「オープンゲート構想」に基づいた都市づくりを進めます。

基本構想



4 まちづくりの方向性

(1)まちづくりの考え方

①豊かな人を育むまちづくり

将来にわたって発展する活力あふれる「まち」を実現するためには、将来を担う若い世代に定住してもらい、若い活力を地域で存分に発揮してもらうことが重要となります。本市では令和4（2022）年度から7（2025）年度までの4年間を「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置づけ、子育て世帯のライフステージに応じた包括的な支援を実施します。

また、まちづくりの根幹は人であり、「ひとづくり」はまちの将来を創るための柱です。教育に関しては、すべての子どもに学びや生活の基盤を育むために、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、一体的な就学前教育・保育を行うとともに、豊かな人間性を育むための学校教育に取り組み、未来を担う子どもたちが、いきいきと成長できるまちをめざします。

さらに、性別や年齢に関らず、あらゆる人が楽しく生きがいを持って学ぶことができる生涯学習の環境づくりや、生涯にわたってスポーツに触れ合える環境整備、グローバル社会を踏まえた多様な交流、本市が誇る歴史・文化の活用や継承等を通して、心豊かに暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

②持続発展可能なまちづくり

将来の鳴門の姿を見据えた持続発展可能なまちづくりの実現に向け、現在本市に住む方や今後住む予定の方が「住んでよかった」、また「住んでみたい」と感じていただけるよう、未来をひらく都市づくりを進めます。

また、地域特性に応じた多様な交通手段が連携し、質の高いサービスの提供と利用促進に基づく持続可能な公共交通ネットワークの実現をめざします。

さらに、都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した快適で暮らしやすいまちづくりに計画的に取り組むとともに、一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくりを推進します。

③安全安心のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安全安心に暮らせることは、住みやすいまちとしての重要な要素です。

高い確率で発生が懸念される大規模地震をはじめとする自然災害に対し、通常のハードやソフト面における防災・減災対策の推進に加え、日常生活の質を高めつつ、日常から無意識のうちに災害時への備えにも繋がる「フェーズフリー」の概念のさらなる普及・啓発に努めることで、災害に負けないまちづくりをめざします。

また、身近な暮らしの安全・安心を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、交通事故や消費者トラブル、犯罪の防止などに努めます。

④誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

心豊かで充実した生活を送るためには、心身の健康が重要です。

誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、市民の皆様の身体と心の健康づくりや医療体制の確保に努めます。

また、高齢者や障がいのある人が安心して社会に参加することができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを展開するとともに、持続可能な医療・福祉・介護制度の実現と社会保障制度の適正な運営などを図ります。

⑤活力あふれるまちづくり

地域経済の活性化は、まちの発展や市民の充実した生活基盤を築くために重要です。

地域経済活性化の原動力のひとつである商工業、農林水産業においては、その育成・振興に努め、地元企業が成長するビジネス環境の整備や企業誘致の推進、さらなる販路拡大や担い手の育成・確保を促進することにより、地域に新たな活力や雇用を創出します。

また、鳴門の豊富な観光資源を磨き上げ、継続的な情報発信を行うことにより持続的な観光ブランディングを推進し、交流人口のさらなる拡大による地域活性化をめざします。

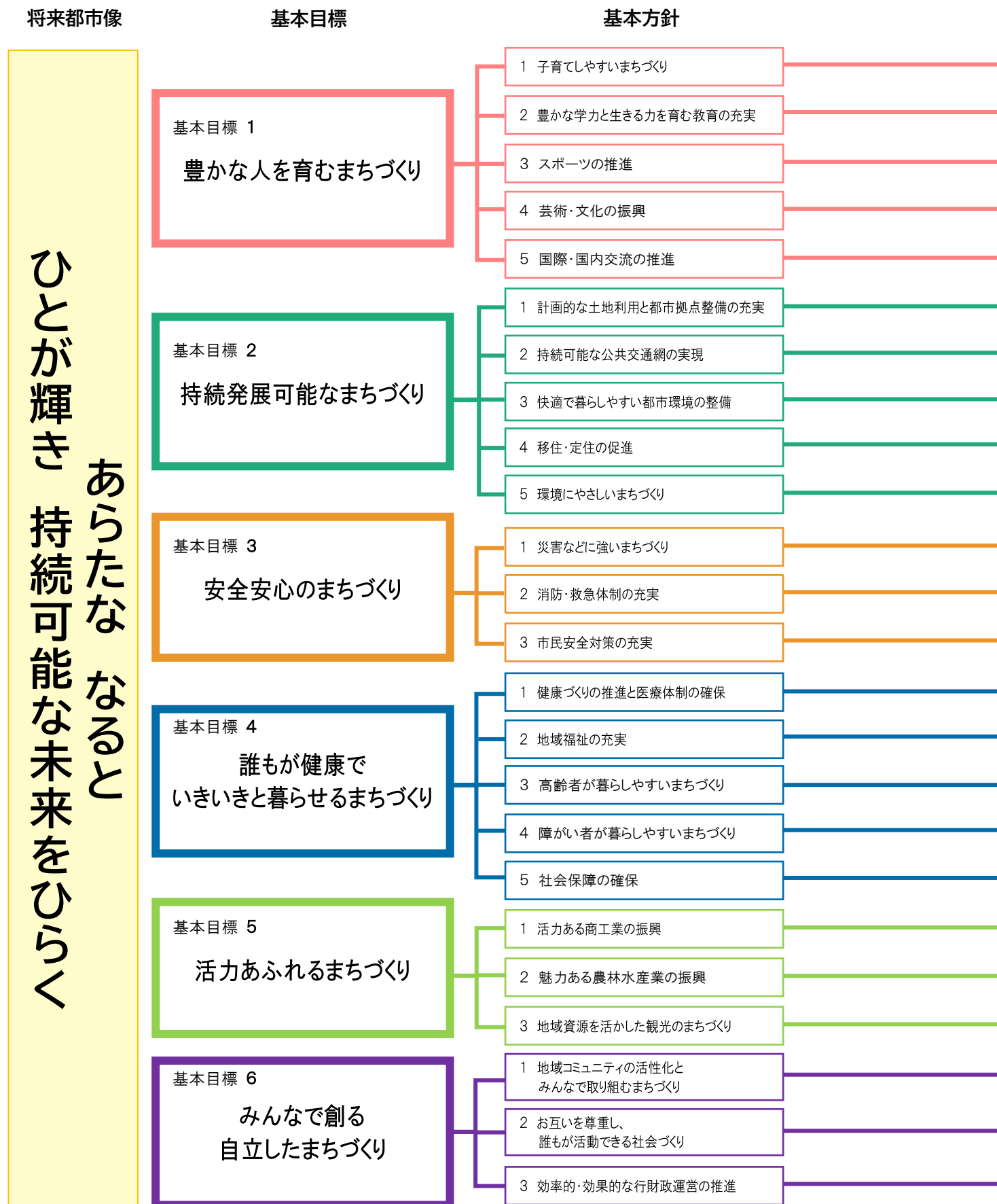
⑥みんなで創る自立したまちづくり

自治基本条例の理念にのっとり、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画し、地域のつながりを意識できる土壌を創りだすことで、市民が相互に支え合うことのできる地域社会の構築と、男女が互いに尊重しつつ、性別にかかわることなく、あらゆる分野で全ての人が活躍できるまちづくりをめざします。

また、社会構造の変化や多様化・高度化する市民ニーズへ柔軟に対応するため、行財政運営の効率化を図り、自立的で持続可能な行財政システムを確立します。



(2)総合計画体系図



主要施策

①出会いから結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の充実 ②子育て支援の充実 ③子育て環境の充実

①自ら学ぶ力を育む教育の推進 ②おもいやりの心を育む教育の推進 ③健やかな身体を育む教育の推進 ④教育環境の充実
⑤生涯にわたる学習環境の充実

①スポーツ活動の推進 ②スポーツ施設の充実

①特色ある鳴門文化の発掘・発信と活用 ②文化・芸術に接する機会の提供

①国際・国内交流の推進

①計画的な土地利用の促進

①運行効率の改善による持続可能な公共交通体系の構築 ②利用者ニーズに適応した公共交通サービスの提供
③新たな需要の創出に向けた公共交通利用の促進

①住環境の整備 ②景観の保全 ③公園・河川の整備 ④安全で強靱な水道の持続 ⑤生活排水処理の促進 ⑥道路網の整備

①移住交流の促進 ②定住の促進

①環境保全の促進 ②循環型社会の形成

①防災減災対策の推進 ②総合的な危機管理の推進

①消防体制の充実 ②救急体制の充実

①交通安全の推進 ②消費者保護の充実 ③防犯対策の充実

①健康づくりの推進 ②医療体制の充実及び地域医療の確保

①支え合い助け合うまちづくり ②安心して暮らせる環境づくり ③ネットワークの強化

①地域包括ケアシステムの深化・推進

①障がい者の自立支援の充実 ②障がい者の社会参加の促進

①社会保障の充実

①地場産業の育成振興 ②新たな産業の振興 ③企業誘致の推進 ④就業支援対策の充実

①農業の振興 ②畜産業の振興 ③林業の振興 ④水産業の振興

①観光交流のまちづくり ②戦略的な情報発信 ③観光客の受入環境整備

①地域コミュニティの活性化 ②市民活動の支援と協働の推進 ③広聴広報の充実

①人権に関する教育と、誰もが活躍できる社会づくり ②男女共同参画の推進

①効率的な行財政運営の推進 ②開かれた市政の推進と個人情報の保護 ③組織力の強化

(3)SDGsを踏まえた施策の展開

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

SDGsの目標(ゴール)は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、めざすべき方向性は同じものと考えられるため、本計画においても、こうした流れを踏まえ、持続可能でより強靱な取組が求められます。

そこで、本計画に国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標(SDGs)」の考えを関連づけることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進し、本市を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的な視点でまちづくりを進めていくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



-基本計画-



基本目標1

豊かな人を育むまちづくり

1-1 子育てしやすいまちづくり

- (1) 出会いから結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 子育て環境の充実

1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

- (1) 自ら学ぶ力を育む教育の推進
- (2) おもいやりの心を育む教育の推進
- (3) 健やかな身体を育む教育の推進
- (4) 教育環境の充実
- (5) 生涯にわたる学習環境の充実

1-3 スポーツの推進

- (1) スポーツ活動の推進
- (2) スポーツ施設の充実

1-4 芸術・文化の振興

- (1) 特色ある鳴門文化の発掘・発信と活用
- (2) 文化・芸術に接する機会の提供

1-5 国際・国内交流の推進

- (1) 国際・国内交流の推進

1-1

子育てしやすいまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

「なると まるごと 子育て応援パッケージ¹⁰」により、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、行政、家庭、職場、地域が連携して、きめ細やかな子育て支援策を展開し、県内随一の子育て応援都市をめざします。

現状と課題

- 子どもが生まれながらにして持っている、健やかに成長し、幸せに生きる権利が最大限尊重されるよう、まちぐるみで子育てする機運を高めるため、「(仮称) 鳴門市子ども条例」の策定をめざしていますが、策定後は、その内容の実現に向けた取組を着実に推進する必要があります(令和5(2023)年4月策定予定)。
- 未婚・晩婚化の進行に伴う出生数の減少や他市町村への人口流出により、少子高齢化が加速しています。また、核家族化の進行、保護者の就労形態の変化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化していることから、各ライフステージの子育て世代を、様々な施策で包括的にサポートする「なると まるごと 子育て応援パッケージ」を展開することにより、子育てがしやすいまちづくりを推進します。
- 鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)において、母子保健コーディネーター(保健師・助産師)が、母子保健と子育て支援を一体的に提供できるよう、妊娠期から乳幼児の保護者を対象に育児相談や情報提供を行っています。
- 子育て支援関係者、医療従事者等と子育て支援に関する情報交換、及び子育て世代の現状や課題を共有する協議会を開催し、関係機関と連携して包括的な支援につなげています。
- 就学前教育・保育環境の充実、利用者や施設等への補助事業の拡充、小学校との円滑な接続のための就学前教育・保育モデルカリキュラムの推進等に取り組んでいますが、多様な子育て支援ニーズに対応するため、幼保連携等、就学前教育・保育環境のさらなる充実が必要です。

¹⁰ なると まるごと 子育て応援パッケージ…令和4年度から7年度までの4年間を「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置づけ、出会いから結婚・新生活、妊娠・出産、就学前から高校、住宅取得といった各ライフステージの子育て世帯を包括的に支援する事業の総称。

- 子育て家庭からの相談件数は年々増加しており、支援の必要性が高い家庭が抱える課題の背景には、強い育児不安や負担感、家族関係、生活困窮、保護者や子どもの疾病や特性など多様な要因が複雑に絡み合っています。
- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関等が子どもやその家庭に関する情報を共有し、適切な連携の下、継続的な支援を行っていますが、子ども家庭支援におけるソーシャルワークの専門性が必要となるなど、相談・支援体制の充実が必要な状況となっています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
就学前教育・保育施設利用率	%	89.5	92.0	
地域子育て支援拠点事業利用者数	組	249 ※コロナによる影響	700	参考値：739 (令和元年度)

主要施策

(1) 出会いから結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の充実

① 婚活・結婚・新生活の支援

民間による出会いの場作りを支援するなど、結婚を望む男女への多様な出会いのきっかけづくりを行います。また、これから家庭を持つとする人の不安感等を軽減し、前向きに将来を考えられるよう支援を行います。

主な事業や取組等	
● 地域婚活支援事業	● ライフプランセミナーの実施
● 赤ちゃん授業の実施	

② 出産前の子育てサポート

各種事業の実施及び地域の子育て支援関係団体等との連携による育児支援の充実を図ります。

妊婦やその家庭を対象とした事業を展開し、出産前から子育て家庭の育児サポートを行います。

主な事業や取組等	
● マタニティ相談	● 不妊治療費助成事業
● 妊婦健康診査	● 不育症治療費助成事業
● 産前産後ヘルパー派遣事業	● 赤ちゃん授業

③健やかな成長の支援

子どもを安心して産み育てられるよう早期の妊娠届出を促すとともに、妊産健康診査の費用を助成し適切な保健指導を行います。

また、乳幼児の健康診査や各種相談事業、子育て家庭同士の交流の場の提供を通して育児負担の軽減を図り、健やかな成長・発達への支援を提供します。

絵本を通じて家族の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育むため、鳴門市で出生した児童にオリジナル絵本等を、4か月児のいる家庭にお勧めの絵本を配布することにより、家族で絵本に親しむ環境づくりを進めます。

市独自に各ライフステージに合わせた給付金を子育て家庭に給付し、子育ての経済的負担の軽減に取り組みます。

主な事業や取組等	
●ブックスタート事業	●地域子育て支援拠点事業
●子どもに係る医療費助成事業	●児童手当給付（市の独自給付あり）
●乳幼児健康診査	●発達に関する相談事業
●産婦健康診査	●なるとまるごと子育て応援給付金（出生、入学、高校生等）

(2)子育て支援の充実

①就学前教育・保育環境の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う大事な時期である就学前に、子どもが、良好な環境のもとで教育・保育を受けることができるよう、就学前の子どもがいる家庭に対し、ニーズに対応した教育・保育事業や子育て支援事業を提供します。

主な事業や取組等	
●就学前教育・保育事業	●保育所巡回相談事業
●幼児教育・保育無償化事業	●幼保小連携の推進
●保育施設の開放・相談事業（パートナー保育園事業）	●食育の推進

②仕事と家庭との両立の推進

地域、企業、就学前教育・保育施設、学校、行政、専門機関などの社会全体が、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組みます。

主な事業や取組等	
●放課後児童健全育成事業	●就学前教育・保育事業
●ファミリー・サポート・センター ¹¹ 事業	●病児・病後児保育事業
●一時預かり事業	●子育て短期支援事業

¹¹ ファミリー・サポート・センター…子育て中の家族が安心して子育てや仕事等ができるよう、子育ての「援助を受けたい人」と「援助ができる人」をつなぐ会員組織。

③支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実

障がいがある子どもや発達に課題のある子ども、外国人家庭や貧困家庭など、特別な支援が必要な子どもやその家庭に対しての適切な支援に努めるとともに、児童虐待を未然に防ぐための子どもの保護や保護者等のケアを行うなど、専門機関や専門職員との連携を強化した支援環境の充実に努めます。

主な事業や取組等	
●子どもの居場所づくり支援事業	●児童扶養手当の支給
●児童虐待防止を含めた相談支援体制の強化	●特別児童扶養手当の支給
●自立支援給付金事業	●助産施設入所事業
●要保護児童対策地域協議会の運営	●ひとり親家庭等医療費助成事業

(3)子育て環境の充実

①まちぐるみの子育て支援

「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、「地域で子どもを育てる」という視点に立つまちづくりをめざして、市民がそれぞれ「子どものまちづくり」について考える機会をつくります。

また、「(仮称) 鳴門市こども条例」に則り、子どもが生まれながらにして持っている、健やかに成長し、幸せに生きる権利が最大限尊重されるよう、まちぐるみで子育てを行う機運を高めます。

主な事業や取組等	
●子どものまちの推進事業	●「(仮称) 鳴門市子ども条例」の推進
●子どもホリデーフリーバスパスポート	●主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）

②相談体制、情報発信の充実

子育て家庭が相談しやすい体制を整え、妊産婦からあらゆる子育てステージにおける包括的な子育て総合拠点等の開設に向けた取組を推進します。

市公式ウェブサイトや広報紙、子育てガイドブックを通じて、子育て支援情報をお知らせするほか、SNS等多様な手法を活用した広報に取り組み、必要とする人に必要な情報が届くよう事業の周知に努めます。

主な事業や取組等	
●地域子育て支援拠点事業	●鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）
●母子・父子自立支援員による相談業務	●市広報紙・子育てガイドブックによる情報の発信
●家庭児童相談員による相談業務	
●SNSを利用した子育て情報の発信	

1-2

豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

関連する SDGs



めざす姿

家庭、学校、地域が連携して、豊かな学力と確かな育ちを保障する、安全で充実した教育環境の創出に努めるとともに、社会を生き抜く力や国際的な人材の育成など、社会情勢を鑑みた教育に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで誰もがライフステージ、ライフスタイルに合った学びができる環境の充実に努め、生きる喜びを感じることでできるまちをめざします。

現状と課題

- 令和4（2022）年度の「全国学力・学習状況調査」（小6・中3対象）の平均正答率は、中学3年生の国語・数学については全国平均を上回っていますが、小学6年生の国語・算数については全国平均を下回っています。子どもたちの学力向上を図るためには、教職員の授業力向上はもちろんのこと、安全・安心かつ多様な学びの場の充実に基盤として、基本的な学習・生活習慣の確立を図るとともに、子どもたちの背景や特性・意欲等の多様性を前提に、ICT¹²も活用しつつ、多様な子どもたち一人ひとりに対応した個別最適な学び（個に応じた指導）を実現し、学力の確実な定着を図らなければなりません。自制心ややり抜く力など、点数（数値）化して測定することが難しい非認知能力を伸ばしていくことも大切です。
- 「GIGAスクール構想」については、高速ネットワーク整備、一人1台タブレット端末の整備、全ての小中学校普通教室に電子黒板と書画カメラ導入等、本市のICT環境が概ね整備されました。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）については、令和4（2022）年度には全ての小・中学校において導入しており、今後は、円滑な運営に努める必要があります。また、鳴門市学園都市化構想実施計画に基づき、鳴門町地区の5校園での連携・協力を実施しています。今後は学習支援サポーター、部活動支援サポーター、小学校外国語学生サポーター等の派遣を行い、連携・協力を推進し、教育環境の充実に取り組む必要があります。

¹² ICT（情報通信技術）…Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

- 平成29（2017）年8月に稼働した鳴門市学校給食センターでは、令和2（2020）年度から調理・配送等業務に民間活力を導入して、より効率的な運営を図っており、幼稚園・小中学校における完全給食の実施を継続します。民間が有する食品衛生等に関するノウハウを活用することで、より安全で安心な美味しい学校給食の提供を行うとともに、引き続き、鳴門市産や徳島県産の農水産物を活用した献立の拡充等により、学校給食を通じて、地産地消を含めた食育を推進します。
- 学校施設の構造体及び非構造部材の耐震化が完了するとともに、安全・防犯上、改修等が必要な箇所の施設整備を行ってきました。引き続き、安全で安心して教育活動が展開できるよう、予防保全にも考慮しながら、施設・設備及び遊具等の適切な点検・維持管理等に努め、計画的に修繕・更新など施設整備を推進し、子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実を図ります。
- 次世代を担う青少年を育成するため、放課後子供教室の実施や子ども会活動の支援、まちなか絵本図書館事業等、地域と一体となって子どもの居場所づくりや体験活動等の機会提供に取り組むとともに、識字学級との交流会、人権劇など体験的な学びを通して、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する理解を深め、人権感覚の育成を図ります。
- 公民館等で実施している各種学級や生涯学習まちづくり出前講座、図書館資料や図書館サービスの充実等、市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、自主的な学習活動の支援を進めます。また、社会教育施設の整備にも努めます。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
全国学力・学習状況調査の平均正答率（小学校） 国語・算数	%	国語62.0 算数62.0	全国平均以上	現状値は令和4年度
全国学力・学習状況調査の平均正答率（中学校） 国語・数学	%	国語70.0 数学53.0	全国平均以上	現状値は令和4年度
学校給食に地場産物を活用する割合	%	65	65以上	
公民館利用人数	人	40,385 ※コロナによる影響	78,300	参考値73,282 (令和元年度)

主要施策

(1)自ら学ぶ力を育む教育の推進

①学びに向かう力の育成と学力向上

学ぶ意欲の向上につながるキャリア教育の充実を図るとともに、非認知能力を伸ばすことにより自ら主体性をもって学ぶ態度を育み、学びに向かう力を高めます。

「キャリア・パスポート¹³」を効果的に活用できるよう、「キャリア・パスポート」の鳴門市版を作成し、キャリア教育の充実に取り組みます。中学校において、学校の実情に応じてポートフォリオ型日記を取り入れ、非認知能力育成の土台となる「メタ認知力」を育み、非認知能力の育成に取り組みます。

発達段階に応じた学びの自覚化を図る授業改善を進めるとともに、個別最適な学びの充実や基本的な学習習慣の確立を図り、学力の確実な定着に取り組みます。「学力向上実行プラン」の作成・実施を通じて、学校ごとに教育活動の検証・改善を一層進め、学力の確実な定着に取り組みます。

一人1台タブレット端末をはじめICTを効果的に活用した個別最適な学び（個に応じた指導）の充実・進展に取り組みます。

主な事業や取組等

●大学連携事業

●学園都市化構想連携協力推進事業

②外国語教育・国際理解教育の推進

未来にはばたく子どもたちが、確かな英語力と豊かなコミュニケーション力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた外国語教育・国際理解教育を推進します。

主な事業や取組等

●英検受験料補助事業の奨励

●英語力アップ対策講座の実施及び学生サポーターによる指導支援

●グローバル人材講演会の実施

●We Love NARUTO!～中学生英語発信コンテスト～の実施

●市内小中学生対象の意識調査の実施と結果の検証

●小学校に外国語活動支援員派遣

●ALTの学校派遣（幼・小・中）

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

¹³ キャリア・パスポート…児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫してまとめたもの。

③学校内外の多様な学びの場の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備を進めます。

子どもたちが「わかる」「できる」実感を積み重ねることができるよう学び方を工夫し、子どもたちが学ぶ楽しさを感じられる場づくりをめざします。

ポジティブな行動支援（PBS）の視点での関わりを個人にとどめるだけでなく、学校全体で取り組みます。

不登校児童生徒に対する早期支援を図るため、「うず潮教室」での指導内容や相談活動を充実するなど、「うず潮教室」を中核とした支援体制の整備を進めます。また、学校においては、日ごろから「数分間のケース会議」を実施し、学級担任を孤立させずチームでの支援に取り組みます。

小・中学校では、子どもたちが社会性のスキルを学び、身に付けていく教育活動に取り組みます。

主な事業や取組等
● 特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業 ● 学校コンサルテーションの取組（県教育委員会） ● 特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター（学生ボランティア）の幼・小・中への配置

④ICT教育の推進

ICTを積極的に活用し情報活用能力の育成を図るとともに、一人1台端末環境を効果的に活かしたデジタルならではの学びを推進します。

また、整備したICT機器が有効に活用できるよう、指導力の向上を図る取組を実施します。

主な事業や取組等
● 校務の情報化推進 ● 「ICTコラボチーム」によるICT利活用実践事例の開発と蓄積 ● 「GIGAスクール構想」推進事業

⑤学びをつくる教職員の資質向上

子どもの学びを支える伴走者として、ICT活用指導能力の向上も含めた子どもの学びを促す教育実践力が高まるよう、教職員の資質向上に向けた研修の充実に取り組みます。また、各学校においてメンター制を推進し、OJTに取り組みます。

従来の集合形式の「学舎『なると塾』」に加え、出張どこでも「なると塾」を開催し、各学校での授業研究を通じて、若手教職員の授業力向上を図ります。

学校の業務改善に向けた環境整備を進めるとともに、教職員が勤務時間や心身の健康管理、働きがいを意識した働き方改革を推進します。

中学校部活動指導に係る教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置、部活動の段階的な地域移行等、部活動の適正化に取り組みます。

教員以外の多様な外部人材の積極的活用を図るため、学校の状況に応じ、教員業務支援員等の効果的な配置・拡充に取り組みます。

主な事業や取組等

- 学舎『なると塾』
- 校務支援システムの導入
- 教員業務支援員配置事業
- 部活動指導員配置事業、「休日の部活動の段階的な地域移行」検討

(2)おもいやりの心を育む教育の推進

①道徳・人権教育の充実

人間や自然に対するやさしさやおもいやりの心、畏敬の心、規範意識など豊かな人間性の基盤となる道徳性を養うことができる心に響く道徳教育に取り組みます。

道徳科を要として、教育活動全体で子どもの内面に届く道徳教育に取り組みます。学校においては、取組を積極的に発信し、家庭・地域と連携・協働し、道徳教育に取り組みます。

体験的学習を重視した人権教育を推進し、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図り、同和問題をはじめ様々な人権問題を解決する確かな人権教育に取り組み、教職員をはじめ人権教育推進者の資質の向上を図ります。また、生涯にわたる人権教育の学習機会の充実を図ります。

主な事業や取組等

- 人権教育推進事業
- 人権教育夏季研修会の開催
- 人権教育研究大会の開催
- ヒューマンライツメッセージなるとの開催
- 人権地域フォーラムの開催
- 出前講座・各種学級の充実

②郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進

身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切にする心を育て、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚を養います。

伝統文化である「阿波踊り」の習得を進めるとともに、市内の子どもたちが「第九」アジア初演の歴史的背景を学び、「第九」に親しむことにより、現在まで続くドイツとの交流や友愛の歴史を郷土の誇りとして後世に引き継ぐことができるよう、幼稚園、小学校、中学校と各発達段階に応じた「なると第九」学習を進めます。

まちづくり出前講座や各種学級等を通じ、郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進に努めます。

主な事業や取組等

- 「なると第九」次世代育成講習事業
- 生涯学習まちづくり出前講座
- 「なると第九」学習活動事業

③いじめの未然防止と早期対応

学校・家庭・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む、早期解決に向けて関係機関と連携した組織的な対応を推進します。

すべての教育活動を通して、規範意識の醸成と自他のいのちを守り育てることができる子どもの育成に努め、いじめを見逃さない学校づくりに取り組みます。

主な事業や取組等	
● 鳴門市いじめ防止基本方針の策定	
● 「楽しい生活を送るためのアンケート」調査実施	
● 鳴門市いじめ問題等対策委員会設置	
● いじめ問題対策連絡協議会（兼・鳴門市青少年センター連絡協議会）設置	

④青少年健全育成の推進

子どもたちが安全・安心に学び遊べる地域づくりを推進し、社会と関わりながら、高い規範意識や道徳心、公共心などを持てるよう青少年健全育成に取り組めます。

新たな「放課後子供教室」の開設をはじめ、子どもの安全・安心な居場所や子どもが社会と関わる多様な体験活動の機会、社会貢献の機会の創出に取り組めます。

児童生徒や保護者を対象に「SNS安全教室」等を開催するとともに、情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断する力などメディアリテラシーの育成に取り組めます。

主な事業や取組等	
● 放課後子供教室推進事業	
● 防犯・補導活動による子どもの安全確保や有害環境浄化活動	
● はたちの記念式典の開催	
● 子ども会活動の推進	
● 青少年の悩みに対応する相談・支援活動として、「うずっ子ダイヤル」開設	

⑤読書活動の推進と学校図書館の充実

「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」に基づいた活動に取り組むとともに、学校図書館を充実し、学校図書館を活用した教育活動を推進します。

家庭で子どもと一緒に読書を楽しむ家読（うちどく）の推進と啓発を図ります。

学校等では、幼児教育から高等学校まで、朝読をはじめカリキュラムの中に読書の時間を設けることをめざします。保育所・認定こども園・幼稚園においては、「1日1話」の実施と1日1回の絵本の読み聞かせ、小・中学校、高等学校においては、読み聞かせの実施や読書時間の確保に取り組めます。

「鳴門まちなか絵本図書館事業」を実施し、市内の様々な場所で絵本と出会い、親子で気軽に読書に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

主な事業や取組等	
● 学校図書館サポート推進事業	● 鳴門まちなか絵本図書館事業

(3)健やかな身体を育む教育の推進

①心身の健康や体力・運動能力の向上

すべての子どもたちが、心身の健康の保持増進やそれぞれの体力・運動能力に応じて、日常的に運動やスポーツに親しむことができる機会の提供に取り組めます。

小・中学校においては、発達段階に応じ体力向上の取組を推進するため、毎年度、「体力向上計画」を各校の実態に応じて作成・実施するとともに、健康教育の視点から運動習慣や望ましい生活習慣の確立に取り組めます。

主な事業や取組等	
●「体力向上計画」の作成・実施	●運動習慣や望ましい生活習慣の確立

②学校給食の充実

品質や価格、安全性等を考慮した食材の安定的な確保に努めるとともに、調理・配送等業務受託事業者と連携し、学校給食のより効率的な運営を図り、民間が有する食品衛生等に関するノウハウを活用することで、より安全で安心な美味しい学校給食の提供に努めます。

主な事業や取組等	
●幼稚園・小中学校における完全給食の実施	●調理・配送等業務の民間委託
●献立内容の充実と地産地消・食育の推進	●学校給食についてのアンケートの実施

③食育の推進

市内産・県内産の農水産物を使った学校給食の献立の拡充や、生涯を通じた健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域と連携した食育を推進します。

主な事業や取組等	
●学校給食における地場産物の活用と食育の推進	●「生活習慣調査」の実施
●「なると学校食育の日」の実施	●「徳島県パワーアップ作戦」による食に関する授業
●学校における食に関する指導の充実	

(4)教育環境の充実

①地域とともにある学校づくりの推進

学校運営協議会において、学校と地域が教育課題を共有し、協働的な教育活動に取り組むことにより、対話と信頼に基づく地域とともにある学校づくりを推進します。

コミュニティ・スクールを推進し、教育委員会が、導入後も学校を継続的に支援する伴走型支援を行います。

校種間連携を推進し、就学前教育・保育施設、小・中学校の円滑な接続を図る連携教育や幼小中一貫教育を推進します。

主な事業や取組等
●コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

②鳴門教育大学との連携・協働の推進

鳴門教育大学との協定に基づき、本市教育の様々な分野において、大学との連携による学園都市化を推進し、大学との連携のもと、学生・院生によるボランティアを、就学前教育・保育、学力向上、課外活動、特別支援教育等様々な教育分野において、今後も継続・充実し、教育・保育現場を支援します。

また、「教育支援講師・アドバイザー等派遣事業」や大学施設利用など、鳴門教育大学の教育資源を有効に活用する取組を進めます。

鳴門教育大学との連携・協働のもと、教育の質の向上と多様な教育課題の解決に取り組みます。

さらに、「鳴門市ＩＣＴコラボチーム」の取組を推進することにより、ＩＣＴ利活用実践事例を蓄積し、学校現場のよりよいＩＣＴ利活用実践につなげます。

主な事業や取組等
●教育支援講師・アドバイザー等派遣事業の活用 ●各種学生ボランティア事業の活用 ●外国人留学生との国際交流活動の充実 ●就学前教育・保育施設・小学校・中学校における教育研究活動の実施 ●学園都市化構想の推進 ●インターンシップ事業への協力 ●フレンドシップ事業への協力 ●教職大学院の教員養成特別コースへの協力

③子どもの学びを支える教育環境の確保

すべての子どもたちの学習機会を保障するため、関係機関と連携を強化し、多様な子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保します。

児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなどの家庭内の表面化しにくい問題を早期に発見・把握するために、学校・教職員に対して、こうした問題に関する研修や学ぶ機会の推進に取り組みます。

子どものもつ背景等の多様性を前提に、学校だけでは解決が困難な課題に対して、外部関係機関や庁内関係部署と連携を強化して、組織的に対応します。

就学への経済的支援等について適宜見直し、すべての子どもたちの学習機会の保障に取り組みます。

子どもの可能性を引き出し広げることができる魅力的な教育に資するという観点から、現行の教育制度の検証と改善を推進します。

3学期制のメリットを取り入れた、より教育効果の高い2学期制の実施に取り組みます。

本市中学生の公立高等学校普通科受検における公平性の確保を実現するため、徳島県教育委員会に積極的に働きかけを行うなど、公立高等学校普通科における通学区域制（学区制）の廃止に向けた取組を進めます。

主な事業や取組等
●就学援助事業 ●生活上の悩みをもつ児童・生徒の課題解決のためのケース会議開催 ●公立高等学校普通科における通学区域制（学区制廃止に向けた取組推進）

④安全・安心で快適な学びの場の整備

安全で安心して教育活動を展開できるよう、点検や現地調査等を通じて施設の状況を把握し、計画的な施設整備に努めるとともに、子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実を図ります。

子どもたちが、将来にわたって質の高い教育を受けることができるよう、子どもの教育条件の改善を中心に据え、望ましい学校再編のあり方について検討を進めます。

学校規模の適正化・適正配置についての検討は、子どもの教育条件の改善の観点を中心に据え、保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら進めます。

休閉校（園）施設の利活用については、引き続き、地域の実情や要望を踏まえた検討を行い、状況に応じ民間活力の導入も含めた利活用の促進を図ります。

主な事業や取組等	
●学校づくり計画推進事業	●休閉校（園）施設の利活用の促進
●学校（園）施設の整備・充実	●学校トイレ環境改善事業

⑤SDGs教育（ESD）の推進

未来を担う子どもたちが、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育活動全体を通じて、SDGsとの関係を意識した教育活動を推進します。

学校や地域の実情に応じてテーマを設定し、問題解決的な学習を適切に位置づけ、体験や活動を取り入れた学習者の主体的な学びの機会を充実します。また、ESDの視点をもった国際理解教育や国際交流に取り組みます。

学校教育だけでなく社会教育の分野においても、様々な機会を捉えSDGsについて学ぶ場を創出します。

主な事業や取組等
●各教科等におけるSDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

(5)生涯にわたる学習環境の充実

①生涯学習の推進

市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、市民の積極的な学習活動を促進し、人材の育成を図るとともに、地域のまちづくりに取り組む推進体制の整備と活動機会の充実に努めます。

地域に密着した学びの拠点として、地域と連携・協働する公民館活動を推進します。

また、学びの成果を地域で生かし、地域や社会と関わり続けることができる環境づくりに努めます。

主な事業や取組等	
●各種学級の開設事業	●生涯学習まちづくり出前講座の実施
●公民館活用推進事業	●地区自治振興会等への公民館業務の一部委託
●公民館短期講座の開設	

②図書館サービスの充実

NPO法人との協働による図書館運営を充実させ、利用者へのサービス向上を図ります。

主な事業や取組等	
●NPO法人との協働による図書館運営事業 ●図書館協議会の開催 ●鳴門教育大学附属図書館との連携や他の公共図書館との相互貸借 ●団体貸出、学校支援サービスの実施	

③快適な学習環境の整備

計画的な修繕等により、社会教育施設の長寿命化や利用者が快適に学ぶことができる環境整備を進めます。

図書館では、利用者の多様なニーズに応えるため、バランスのとれた蔵書構成と図書資料等及び施設・設備の整備充実に努めます。

主な事業や取組等	
●施設の整備・充実 ●館内施設や移動図書館車の有効活用	●図書資料、視聴覚資料の整備・充実 ●読書バリアフリーに関する設備や図書の充実

1-3

スポーツの推進

関連する SDGs



めざす姿

子どもには健やかな心身の育成と体力の向上を、大人には自らの健康づくりを目的として、子どもから高齢者までみんなで元気に楽しむスポーツのまちをめざします。

現状と課題

- 伝統あるクロスカントリー大会やスポーツ少年団駅伝大会のほか、スポーツをするきっかけづくりを目的とした市民総参加型イベントであるチャレンジデーといったスポーツイベントを開催することで、市民のスポーツへの参加機会の充実を図るとともに、スポーツで優秀な成績を収めた選手を表彰するなど、スポーツに対する意欲を高める施策に取り組みました。しかしながら、市全体の運動・スポーツの習慣化を図るためには、引き続き各施策に取り組む必要があります。
- 子どものスポーツ活動に対する可能性を広げるための就学前児童を対象としたマルチスポーツへの取組や、幼児から高齢者まで幅広い世代の健康づくりや、競技力向上を目的としたKOB A式体幹バランストレーニングの実施、障がい者スポーツを通じた交流など、生涯スポーツ社会の実現に向けた幅広い施策に取り組みました。
- スポーツ環境の変化やニーズの多様化などを背景に、総合運動場のトイレを改修したほか、サッカーゴールや応援ベンチを購入するなど、施設利用環境の改善に努めましたが、市有スポーツ施設全体の老朽化が課題となっています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
成人の週1回以上のスポーツ参加率	%	46.0	65%程度	目標値は 令和6年度
鳴門市チャレンジデーの参加率	%	59.3	60%以上の維持	

主要施策

(1)スポーツ活動の推進

①スポーツ活動の推進

年齢、性別、障がいの有無などを問わず、生涯にわたりそれぞれのステージに応じたスポーツ活動に取り組むことができる社会の実現をめざし、スポーツ関連組織との連携や市民との協働によりスポーツの参加機会の拡充やスポーツ環境の整備に取り組むとともに、学校における体育活動や課外のスポーツ活動への継続的な支援を通じて子ども・青少年の健全育成を図ります。

主な事業や取組等	
●KOB A式体幹バランストレーニング普及推進事業	●鳴門クロスカントリー大会開催事業
●マルチスポーツ・障がい者スポーツ推進事業	●スポーツ少年団活性化事業
●チャレンジデー開催事業	●スポーツ振興基金（仮称）の創設

(2)スポーツ施設の充実

①スポーツ施設の充実

老朽化した既存施設の適正管理や改修により利用者の利便性を確保するとともに、スポーツの振興や地域経済の活性化につながる、新たなスポーツ施設の整備の検討を進めます。

主な事業や取組等	
●スポーツ施設の整備	●新たなスポーツ施設の整備検討

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

1-4

芸術・文化の振興

関連する SDGs



めざす姿

世界に誇れる「鳴門海峡の渦潮」、「四国遍路」、「板東俘虜収容所関係資料」をはじめとする、様々な文化資源の活用や文化振興を図ることにより、魅力あるまちづくりをめざします。

現状と課題

- 年間を通して芸術文化に触れる機会の創出に取り組んでいますが、今後は幅広い世代の参加を促す取組も必要です。
- 広く文化振興を図るため、文化協会会員等に市民文化講座、生涯学習まちづくり出前講座等で講師をしていただいています。今後も継続していくためには、こうした文化ボランティアを担う後継者の育成が必要です。
- 「板東俘虜収容所跡」が国指定史跡となったほか、地域文化財の調査と指定文化財の拡充を進めています。今後は更なる活用を図るため、情報発信の強化や環境整備が必要です。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
ユネスコ登録申請推進事業周知啓発回数	回	8	10	
文化財公開事業への参加者数	人	195 ※コロナによる影響	1,000	参考値：484 (令和元年度)
ドイツ館周辺への来訪者数	人	35,800	50,000	

主要施策

(1) 特色ある鳴門文化の発掘・発信と活用

① 「なると第九」ブランド化の推進

本市が誇る「第九」アジア初演の歴史に関連する観光・文化・歴史分野などの既存の資源を活用し、「なると第九」のブランド化を推進します。

ドイツ館や板東俘虜収容所跡地を中心とする「なると第九」関連地や、その他の観光地等を平和学習や体験学習に結び付け、修学旅行生をターゲットとして誘致に取り組みます。

市公式YouTubeや動画、SNS等を活用し、「なると第九」ブランドを市内外に積極的に情報発信することで、認知度の向上や誘客の促進、地域経済の活性化等につなげます。

主な事業や取組等

- 「なると第九」ブランド化推進事業
- 「なると第九」次世代育成講習事業
- ベートーヴェン「第九」交響曲演奏会の開催
- 「なると第九」学習活動事業
- 「第九」アジア初演100周年記念継承事業
- 教育旅行誘致の取組

② 世界遺産等への登録に向けた取組の推進

関係機関と連携し、「鳴門海峡の渦潮」・「四国遍路」の世界遺産登録や「板東俘虜収容所関係資料」の「世界の記憶」登録に取り組み、世界に誇れる鳴門に息づく文化資源の保存活用を推進します。

主な事業や取組等

- ユネスコ「世界の記憶」登録推進事業
- 兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会による取組
- 四国遍路世界遺産登録推進協議会による取組

③ 文化財の保護と活用

「福永家住宅」・「板東俘虜収容所跡」・「鳴門板野古墳群」などの貴重な文化財を保護するため、継続的な調査を行い、適正な管理に努めます。また、歴史学習や観光資源としての活用を図るため、情報発信や環境整備に取り組みます。

さらに、一般公開などを通じて、文化財の価値や魅力を伝えることにより、保護意識の醸成につなげます。

主な事業や取組等

- 文化財保存活用事業

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

(2)文化・芸術に接する機会の提供

①市民が参加・体験する機会づくり

芸術祭等の市民参加型事業を継続して実施するとともに、幅広い世代の方が文化芸術に親しむ講座の開催や、高度な文化に触れる機会の創出などに取り組みます。

また、デジタル化を活用した文化行事の企画・実施について検討します。

主な事業や取組等

- 芸術祭（文化展、市展、芸能祭の開催・なると市民文芸の発刊）
- ベートーヴェン「第九」交響曲演奏会の開催
- 鳴門市民ギャラリー
- 市民文化講座

②文化芸術活動の拠点施設等の充実

本市における文化活動の拠点施設である文化会館について、耐震改修を行うとともに、ドイツ館などの既存文化施設の整備及び充実に努めます。

また、図書館・公民館・学校などの公共施設等を文化活動に活用する方法などを検討し、市民がいつでも気軽に利用できるよう、拠点施設の充実に図ります。

主な事業や取組等

- 鳴門市文化会館整備事業
- 既存施設等の活用

1-5

国際・国内交流の推進

関連する SDGs



めざす姿

姉妹都市や友好都市との交流をより充実させることにより、国際理解を深めることや、交流人口の増加、文化や産業の振興につなげていきます。

現状と課題

- 青少年による親善使節団の相互派遣を通して、若い世代が国際理解を深める機会を創出しています。
- 板東俘虜収容所関係資料の展示・講演や、修学旅行誘致による史料紹介を通じて周知啓発の充実を図っています。
- 広報なるとやテレビ広報、マスコミに加えて、ドイツ人と中国人国際交流員によるSNSを活用した情報発信を行い、知名度の向上を図っています。
- 市民参加・市民主導の姉妹都市・友好都市交流が長年にわたり続けられており、今後は、交流を引き継ぐ次世代の育成が課題となっています。
- 歴史ある有意義な国際・国内交流を今後も継続していくため、市民・民間団体・行政が協働しながら持続可能な交流活動を展開し、地域の活性化につながるような交流を推進していく必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
国際交流員活用事業への参加者数	人	1,823 ※コロナによる影響	3,000	参考値: 2,786 (令和元年度)

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

主要施策

(1)国際・国内交流の推進

①市民参加・市民主導の交流事業の推進

鳴門日独友好協会、鳴門日中友好協会などの関係団体を支援するとともに、協力・連携することで、市民が文化・交流活動に参加できるよう努めます。

リューネブルク市との親善使節団の相互派遣を継続して実施し、通訳やホームステイ等の市民ボランティアの育成に努めます。また、国内外の友好関係にある都市の学校同士が連携した、教育交流活動を積極的に支援し、次世代を担う子どもたち、若者たちの心豊かな人間形成を図ります。

外国語講座や外国人のための国際理解講座など、市民一人ひとりが国際感覚を身につけることができる環境づくりを進めます。

また、広報やマスコミ等のメディアを活用し、交流活動等を国内外に発信するとともに、交流都市の情報収集・提供に努め、市民の交流活動への参加を促進します。

主な事業や取組等

- | | |
|-----------------|----------------|
| ●親善使節団相互派遣事業 | ●ドイツ語講座 |
| ●青少年相互派遣事業 | ●中国語講座 |
| ●オンラインを活用した教育交流 | ●生涯学習まちづくり出前講座 |

②ドイツ館及び周辺施設の充実

ドイツ館及び周辺施設を本市における日独交流の中核拠点として、必要な基盤整備を進めます。

また、ドイツ村公園や道の駅「第九の里」などの周辺施設とあわせた一体的な文化と観光の交流拠点として、史料等の展示や設備などの充実に努めます。

各種研究機関や団体等と連携し、板東俘虜収容所に関する資料の収集や調査研究及び情報の発信に努めます。

主な事業や取組等

- | | |
|--------------------|----------------|
| ●ユネスコ「世界の記憶」登録推進事業 | ●ドイツ村公園トイレ整備事業 |
|--------------------|----------------|

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

基本目標2

持続発展可能なまちづくり

2-1 計画的な土地利用と都市拠点整備の充実

- (1)計画的な土地利用の促進

2-2 持続可能な公共交通網の実現

- (1)運行効率の改善による持続可能な公共交通体系の構築
- (2)利用者ニーズに適應した公共交通サービスの提供
- (3)新たな需要の創出に向けた公共交通利用の促進

2-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

- (1)住環境の整備
- (2)景観の保全
- (3)公園・河川の整備
- (4)安全で強靱な水道の持続
- (5)生活排水処理の促進
- (6)道路網の整備

2-4 移住・定住の促進

- (1)移住交流の促進
- (2)定住の促進

2-5 環境にやさしいまちづくり

- (1)環境保全の促進
- (2)循環型社会の形成

2-1

計画的な土地利用と都市拠点整備の充実

関連する SDGs



めざす姿

本市の将来の発展動向を踏まえ、自然環境との調和のもと、鳴門中心部ではコンパクトにまとまった都市機能の立地を促すとともに、安全で安心できる居住地形成を図ります。

現状と課題

- 本市は、各エリアにおいて特徴的な魅力を有しており、各地域の施設や資源等の特性を活かした賑わいや魅力の創出に向け、エリア価値の向上を図ることが必要です。
- 令和3（2021）年度に実施した市民アンケートでは、「コンパクトシティを積極的に推進すべき」と考える方が多いほか、中心部には「公共交通機関」、「公的施設」、「大型スーパーなどの量販店」が必要とされています。
- そのため、中心部には、商業・行政などの都市機能を集積させるとともに、中心部から各エリアを公共交通で結んだ利便性の高い都市構造の形成が必要です。
- 賑わいを創出する施設として、ボートレース鳴門周辺や道の駅「くるくる なんと」の整備等を推進しており、各拠点施設づくりによる賑わい創出を図るとともに、公共交通ネットワークの形成による連携強化が必要です。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
都市計画制度活用件数	件	—	3 (計画期間内)	

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

主要施策

(1)計画的な土地利用の促進

①住みやすさにつながる都市機能の集積と地域の賑わい創出

公共交通の発着点である鳴門駅周辺においては、本市の「顔」として、商業・行政・交流等の各拠点施設の集積により利便性を高めるとともに、まちの中心部としてふさわしい基盤整備や再開発等による土地利用の高度化を促進し、歩いて暮らすことができ、回遊しやすく便利な市街地形成に努めます。

本市の賑わいづくりを牽引する地域として、民間による新たな施設整備等が想定される地域については、用途変更を視野に入れた検討・協議を進めます。

道の駅「くるくる なんと」をはじめ、賑わいや活力を生み出す地方創生・観光の拠点となるエリアについて、それぞれの地域特性を活かした新たな魅力の創出に取り組むとともに、市民や来訪者が利用しやすい拠点施設間における公共交通ネットワークの強化に努めるなど、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

主な事業や取組等	
●路線バス等の効率的な運行に向けた再編	●四国のゲートウェイ推進事業
●立地適正化計画に係る届出制度	●地区計画制度等の活用検討

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

2-2

持続可能な公共交通網の実現

関連する SDGs



めざす姿

人口減少及び高齢化の進行に伴い多様化する利用者ニーズや地域特性に適応した公共交通サービスを提供するとともに、若い世代などの公共交通の利用が少ない年齢層の利用を促進し、持続可能な公共交通ネットワークの実現に取り組みます。

現状と課題

- 今後進行することが予測されている高齢化に伴う移動困難者の増加への備えや、アフターコロナの観光需要を見据えた観光地と中心市街地を結ぶ公共交通手段の確保が必要です。
- 利用者数が減少傾向にあり、現状のサービスを維持するためには、重複路線の解消や運行本数、時間帯の見直しを行うことで、経営改善の効率化を図ることが必要です。
- 自家用車依存のクルマ社会からの脱却を図り、利用者層を拡大するためにAIやIoTを活用したデマンド運行等の新たな運行形態の導入やキャッシュレス化の推進など、利便性の向上を図ることが必要です。
- 「鳴門市都市計画マスタープラン」及び「鳴門市立地適正化計画」に掲げるまちづくり施策と連携を図りながら公共交通ネットワークを形成していくことが必要です。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
路線バス利用人数	人	354,149 ※コロナによる影響	521,500	参考値: 548,953 (令和元年度)
路線バス利用者の満足度	%	26.1	35.0	

主要施策

(1) 運行効率の改善による持続可能な公共交通体系の構築

① 既存の公共交通手段や多様な輸送資源の有効活用

地域特性や利用者ニーズに適応した持続可能な公共交通体系を維持するため、バス、ＪＲなどの既存の公共交通手段を最大限活用するとともに、多様な輸送資源の有効活用についても検討します。

主な事業や取組等	
●効率的な路線バスの運行	●高齢者等無料優待バス事業
●新たな運行形態の導入検討	●パターンダイヤの推進

② 交通環境の向上に寄与する最新技術の活用

移動手段の効果的な確保、必要な費用の削減、データの把握・分析による利便性向上など、公共交通の課題を解決する有効な手段として、ＡＩやＩｏＴなどの新たな技術の導入を検討し、交通環境の向上を図ります。

主な事業や取組等	
●キャッシュレス決済導入検討	●ＡＩやＩｏＴを活用した配車システムの導入検討
●自動運転バスの導入検討	●オープンデータ化の推進
●デマンドバスの導入検討	

(2) 利用者ニーズに適応した公共交通サービスの提供

① 地域間や交通モード間の連携強化

市民アンケート調査や公共交通利用実態調査により明らかとなった、通学・通勤や買い物などの日常時における近隣他市町への移動ニーズ等に対応するため、徳島市や板野郡内地域との連携を推進し、広域的な公共交通ネットワークを形成することによる利便性向上を図ります。

主な事業や取組等	
●交通モード間のシームレスな乗り継ぎの実現	
●他市町との連携による公共交通ネットワークの形成	

② 地域拠点間の移動における公共交通サービスの充実

「鳴門市都市計画マスタープラン」及び「鳴門市立地適正化計画」において掲げるまちづくり施策と連携を図るとともに、市内の商業施設や病院などの拠点施設間を移動するための公共交通ネットワークの形成を図ります。

主な事業や取組等	
●まちづくり施策との連携	●拠点施設間の移動手段の確保
●交通結節点の環境整備	

基本計画

基本目標１

基本目標２

基本目標３

基本目標４

基本目標５

基本目標６

(3)新たな需要の創出に向けた公共交通利用の促進

①市民意識の醸成

過度な自動車依存から公共交通利用への転換を促すことにより、環境負荷の低減を図るとともに、地域ぐるみで公共交通を積極的に利用する仕組みづくりを行うことで、公共交通を地域全体で支えるといった市民意識の醸成を図ります。

主な事業や取組等	
●新たな運賃割引サービスの導入検討	●地域活動との連携強化
●子どもホリデーフリーバスパスポート事業	●利用啓発イベントの実施

2-3

快適で暮らしやすい都市環境の整備

関連する SDGs



めざす姿

良好な住宅市街地の形成や、公園、河川、上下水道など、都市環境の計画的な整備と維持管理、長寿命化に努めます。また、良好な景観形成など、魅力的で潤いのあるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 空き家対策については、空き家適正管理文書通知、補助制度等の実施により、空き家除却を進めていますが、空き家戸数が増加傾向にあり、倒壊危険度の高い空き家への対応のほか、空き家の発生を抑えるための対策が必要です。
- 本市の主要な公園のうち、県営施設である鳴門ウチノ海総合公園は、本市が指定管理を受け維持管理運営を行っており、利用者の増加を図るためには、利用者ニーズの把握・分析を行うとともに、「鳴門ウチノ海総合公園を育てる会」の意見も聞きながら、業務改善や新たな企画を立案していくことが必要です。
- ドイツ村公園については、板東俘虜収容所跡地として一部が国の史跡に指定されており、環境整備を継続する必要があります。また、市内公園の維持管理や街路の花壇等の管理においては、今後も市民との協働を継続していくことが必要です。
- 老朽化した道路施設は、更新時期を迎えていることから、個別施設計画に基づき適正な維持管理を行い、安全性を確保する必要があります。
- 水道施設の多くは、昭和40年代の高度経済成長期の人口増に対応して整備され老朽化が進んでいますが、南海トラフ巨大地震等に備え、災害に強い水道施設の整備、更新を進める必要があります。また、気候変動や周辺環境の影響による原水水質の変化や水質基準の強化への対応が求められます。
- 水道事業は、人口減少・少子高齢化に伴う給水収益の減少が予測されるなか、今後も厳しい経営が想定されますが、水道事業ビジョンに掲げる持続・安全・強靱な水道供給をめざし、一層の健全経営に努める必要があります。

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

- 下水道は、見直した「汚水処理構想」に基づき、縮小した事業区域の中で、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）を活用して整備を進めるとともに、使用される市民へ事業に対する理解を得る必要があります。また、今後の更なる普及促進に向けて、助成金制度の見直しや、水環境に関する啓発を実施し、接続率の向上を図ることにより、持続可能な経営をめざす必要があります。
- 浄化槽は、汚水処理人口普及率の向上を図るため、個別処理の多くを占める単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に転換していく必要がありますが、転換には個人負担を伴うため、令和2（2020）年度より補助金制度の増額改定を行っており、広報へのチラシやパネル展示などの普及促進を進めることで、更なる事業推進を行う必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
空家等除却実施戸数 (補助・減免によるもの)	戸	31	35	
鳴門ウチノ海総合公園活動（イベント）開催参加人数	人	1,650 ※コロナによる影響	10,000	参考値：9,946 (令和元年度)
水道基幹管路耐震化率	%	34.0	41.5	

主要施策

(1)住環境の整備

①安全で安心な居住環境の整備

市内に数多く立地している公営住宅は、「鳴門市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の長寿命化改善、維持管理、用途廃止等を行い長期的な維持管理を行います。

民間住宅については、住宅のリフォーム支援を実施し、住環境の向上と良好な住宅ストック形成の促進を図り、快適な住環境を生み出し転出者の抑制につなげます。あわせて市民の消費活動と雇用機会の創出を促し地域経済の活性化を図ります。また、木造住宅の耐震診断・耐震改修等への支援を実施し、地震による被害を最小限に抑える耐震化を促進します。

主な事業や取組等	
●木造住宅耐震化促進事業	●住宅安心リフォーム支援事業

②空き家の適正管理及び除却の促進

「鳴門市空家等対策計画」のもと、空き家の所有者に対し適正管理を促し、老朽化を防ぐとともに、既に老朽化し危険な空き家については、補助制度により除却を支援するほか、空き家の発生抑制の観点を含めた取組を推進します。

主な事業や取組等	
●老朽危険空き家除却支援事業	●空き家相談会の実施
●老朽空き家の除却に係る土地の固定資産税減免	●空き家適正管理文書通知等による意識啓発
●ブロック塀等安全対策支援事業	

(2)景観の保全

①鳴門らしい自然環境・景観保全の推進と自然環境の多様な機能の活用

個性的な都市景観の形成に向けて、地域の特色ある景観の保全や景観資源のネットワーク化を図りながら、新たな地域の魅力創出や観光資源の発掘と育成に努めるとともに、自然環境を適切に保全するため、産業振興や防災等の観点から必要な場合は、生態系を守りながら計画的な開発を推進するものとします。

公園、山林、河川、海岸などにおいて、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、災害時の機能等）の活用を図るため、グリーンインフラに取り組むことによって、地域の魅力向上をめざします。

主な事業や取組等	
●市街地の緑化推進	●憩いの場の創出
●魅力ある街並みづくり	●公共施設の緑化
●まちの美化推進	●市民との協働による緑化の推進
●街路事業	●緑化意識の高揚
●公園管理事業	●空き家の適正管理及び除却の促進

(3)公園・河川の整備

①公園の整備

公園や緑地は、潤いや安らぎを与える憩いの場や子どもの遊び場として、また、スポーツやレクリエーションとして利用されるとともに、環境負荷を低減する環境保全や生物の生息の場となるなど様々な機能を有しています。そのため、地域住民の意向も踏まえながら、各公園が有している特性や機能を活かし、公園としての魅力や質の向上をめざします。

主な事業や取組等	
●ドイツ村公園整備事業	●都市公園の整備と利用促進
●鳴門ウチノ海総合公園活用推進事業	●市民との協働などによる維持管理の充実
●公園管理事業	

②河川整備

国・県などの管理者との連携により、自然環境や景観との調和、防災性の向上に配慮した河川整備を推進します。

主な事業や取組等	
●河川改良・補修工事	●河川浚渫・土砂撤去工事・河川改良工事

(4)安全で強靱な水道の持続

①着実な施設の更新・耐震化と応急給水・復旧体制の整備

浄水場や配水池、基幹管路の耐震化を図るなど、災害に強い水道施設の整備・更新を進めます。

災害時における飲料水の確保と漏水による二次災害の防止を目的として主要な配水池に緊急遮断弁を設置するとともに、マニュアル整備や防災訓練を実施します。

主な事業や取組等	
●浄水場の更新	●管路更新の推進
●配水池の耐震化	●応急給水・復旧体制の整備

②安全・安心な水道水の供給

国や近隣市町と連携して、取水を行っている旧吉野川の汚濁防止や緊急時の体制強化に努めます。

また、水質基準強化への対応を行うとともに、カビ臭等の低減を図ります。

主な事業や取組等	
●水質の監視強化	●カビ臭等への対策

③経営基盤の強化と適正な料金水準の設定

中長期的な経営の基本方針である経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。また、経営戦略を見直すなかで、必要に応じて料金改定を検討します。

主な事業や取組等	
●経営戦略の推進	●料金改定の検討

(5)生活排水処理の促進

①公共下水道事業の推進

汚水処理構想のもと、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）を活用し、下水道整備を進めます。

住宅が密集して人口が多い地域では、生活排水を個別に処理するよりも集合処理した方が効率的なため、「汚水処理構想」に基づき、公共下水道の整備促進を図ります。

主な事業や取組等	
●公共下水道整備事業（汚水）	

②公共下水道水洗化率（接続率）の向上

下水道事業に対する理解を得ながら、水環境についての啓発や、助成金制度の周知に努めるとともに、助成金制度の見直しを行うなど、普及促進を進め、水洗化率を向上させることで、持続可能な経営をめざします。

主な事業や取組等	
●下水道普及促進事業	●水環境保全のための地域住民サポート事業

③合併処理浄化槽の普及促進

水環境の改善に向けて、合併処理浄化槽の効果や必要性を広報等で広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度の改定等を行い、合併処理浄化槽の普及促進をすることで、汚水処理人口普及率の向上をめざします。

主な事業や取組等	
●合併処理浄化槽整備事業	●合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付

(6)道路網の整備

①広域的な連携を強化する道路交通ネットワークの整備

広域交通網の拠点として重要な役割を担う鳴門北インターチェンジ、鳴門インターチェンジ、鳴門西パーキングエリアを広域連携軸として位置づけ、高規格道路¹⁴や交通拠点における機能強化に向けて、国・県と連携を図りながら整備を進めます。

主な事業や取組等	
●幹線道路の整備促進	●都市計画道路の整備

②身近な生活道路の維持管理

生活道路の維持管理は、「道路舗装修繕計画に基づく舗装補修」、「道路補修担当者会議に基づく舗装補修」及び「緊急を要する舗装補修」などにより、優先度の高い箇所から維持管理を行い、道路の整備を進めます。

主な事業や取組等	
●トリプルR事業	

③橋梁の長寿命化

橋梁は、定期点検を踏まえ策定した「道路橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先度の高い橋梁から老朽化対策を実施し、延命化を図ります。

主な事業や取組等	
●道路橋梁長寿命化事業	

¹⁴ 高規格道路…「高速自動車国道」、「高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路」及び「一般国道の自動車専用道路」のこと。一般的に、自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路のことを指す。

2-4

移住・定住の促進

関連する SDGs



めざす姿

令和7(2025)年度までを「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置付け、「子どもファースト」の視点から各種施策を積極的かつ包括的に推進し、県内随一の子育て応援都市と子育て世代の定住人口の確保をめざします。また、移住を希望する人に対し、移住交流支援センターを中心としたワンストップ支援体制のもと、将来的な移住・定住を推進します。

さらに定住に関しては、若年層や子育て世帯へのアプローチを強化し、将来のまちづくりに欠かせない世代の流出を抑制していきます。

現状と課題

- テレワークをはじめとした多様な働き方の普及が進むとともに、若年層を中心に都市部から地方移住への関心が高まっています。
- 移住交流支援センターにおいて、毎年100件を超える移住相談を実施し、空き家バンク制度やお試し滞在助成など各種支援制度を案内していますが、移住のメインターゲットとなる若年層への情報発信が不足しています。
- 少子高齢化が進む中で定住人口が減少し、特に若年層の減少、子育て世代の近隣市町への流出が課題となっています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
社会増減人口	人	△158	△128	目標値は 令和6年度

主要施策

(1) 移住交流の促進

① 移住交流の促進

本市への移住を希望する人に対し、「移住交流支援センター」において暮らしの案内、各種支援制度や空き家バンク制度の紹介など、ワンストップ窓口として相談業務を行います。

移住専用ウェブサイトや移住専用Instagramなど、ウェブメディアの積極的な活用により若年層に向けた情報発信を強化します。

新たな移住コンセプト「半農半X¹⁵」の推進や「移住交流PR大使」との連携により、移住交流促進に向けたブランディングを図ります。

また、将来的な地域への定住・定着を推進するため、地域外の多様な人材を積極的に受け入れ地域内外の交流等を推進します。

主な事業や取組等	
● 移住交流支援センター	
● 移住専用ウェブサイト・移住専用Instagramでの情報発信	
● 「移住交流PR大使」との連携	
● 「半農半X」の推進	
● 空き家バンク制度	
● 「お試し滞在助成金」など各種支援制度	

(2) 定住の促進

① 子育て世代の定住に向けたサポート体制の充実

令和7（2025）年度までを「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置付け、若年層が転出する主な機会である「結婚・新生活、住宅取得」といった各ステージの子育て世代を積極的にサポートします。

主な事業や取組等	
● なると結婚新生活スタート支援補助金	● なると新婚世帯家賃補助金
● なると定住促進住宅取得補助金	

¹⁵ 半農半X…家庭菜園、アルバイト、兼業等、形態や規模を問わず農業を生活に取り入れながら、農業以外の仕事、ライフワーク、得意なことといった、自身のライフスタイルに合わせたX（＝天職）で世の中に貢献する新しい生活様式。

2-5

環境にやさしいまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化防止策や、環境保全意識の醸成などに取り組むとともに、豊かな自然環境の保全、公害など環境汚染の対策に努めます。また、ごみの減量化を推進し、家庭や事業所から発生する廃棄物の分別徹底や、適正処理の促進に取り組めます。

現状と課題

- 本市では市街地にいても周囲に海や山があり、豊かな自然環境が整っている印象がありますが、実情としては身近な自然環境は失われつつあります。しかし、身近な自然環境は人々の生活に潤いをもたらし、子どもたちにとっては自らの感性を磨き、生きる力を育む重要な空間です。
このため、市街地の自然環境は小規模であっても保全、再生し活用していく必要があります。
- 市域の約6割を占める山林は、広大な緑の回廊として、さまざまな野生動物の生活空間として重要な役割を果たしています。しかし、山あいの自然環境は土砂採掘等による山林の減少、高速道路等幹線道路の整備にともない大きく変貌しており、その影響は、景観の悪化、川への土砂流出、イノシシやサルなどの野生動物が人里まで下りてきて農作物への被害等にもおよんでいます。こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためにも、人の暮らしとの調和の中で、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していく必要があります。
- 生ごみ減量対策として、E M I ばかし無料配布や電気式生ごみ処理機の購入補助などを行い、ごみ減量についての啓発に努めるとともに、資源ごみ回収団体への報奨金の交付や雑紙回収用の紙袋を配布するなど資源の有効化とリサイクルの促進を図っています。引き続き、循環型社会の形成や地球温暖化防止に向けてごみ減量やリサイクルを進める必要があります。
- 市内の山間部等では、各地区の不法投棄監視パトロール隊による不法投棄を未然に防ぐためのネットや看板の設置、不法投棄物の回収など、活発な活動が行われていますが、依然として不法投棄が後を絶ちません。引き続き不法投棄に対する取組を進め、自然環境と景観の保全を図る必要があります。

- 2050年カーボンニュートラルに向けて、市民・事業者・行政が一体となり、省エネルギーなどの対策による温室効果ガス排出量削減を進める必要があります。
- 本市では、特定外来生物であるアルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、ナガエツルノゲイトウが確認されており、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止する必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
全体のごみ排出量 (資源ごみ集団回収を除く)	t	17,461	減	
リサイクル率	%	15.37	増	
温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量)	t	22,498.1	20,022.9	現状値は 令和元年度

主要施策

(1)環境保全の促進

①全員参加による環境づくり

本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくための関連施策との調整・連携を図っていきます。また、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境教育・環境学習の開催や、市が取り組む環境施策に市民の意見や提案を取り入れる場の設置など、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。

さらに、環境活動に取り組んでいる市民・事業者・民間団体等を支援するなど、市民等と連携した環境づくりを推進します。

主な事業や取組等
●環境学習推進事業

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

②山林の保全と再生

山林は野生動物の生活空間・移動空間でありながら水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止など環境保全にさまざまな機能を有しています。このことから、地域振興との調和を図るなかで、山林の保全と再生に努めるとともに、山間部における不法投棄を防止するため、市民や事業者と連携したパトロールを実施し、だれもが気軽に自然と触れることのできる環境づくりに努めます。

また、本市には特別天然記念物であるコウノトリが飛来して定着しているほか、山間部には希少な猛禽類が生息しており、こうした野生生物の生息環境の保護を目的としたビオトープの整備などの環境整備を進めるとともに、人の生命と身体、農林水産業への被害を防ぎ、豊かな生態系を維持するため、特定外来生物の防除に努めます。

主な事業や取組等	
●環境学習推進事業	●特定外来生物の防除
●不法投棄監視市民パトロール支援事業	

(2)循環型社会の形成

①循環型社会形成への取組

社会経済情勢等の変化をふまえ、市民との協働によるごみの減量化、発生抑制、再資源化、再利用を継続して進めます。また、EMほかし無料配布や電気式生ごみ処理機の購入補助など生ごみ減量対策の広報活動、資源ごみ回収制度の周知、資源ごみ回収団体への支援を引き続き行います。

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について、社会経済情勢等の変化をふまえ、目標数値や制度を見直して、計画を改定し、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進する循環型社会づくりをめざします。

主な事業や取組等	
●ごみ減量対策事業	●再使用の推進
●資源ごみ対策事業	●再生利用の推進
●環境に配慮したライフスタイル・社会構造づくりの推進	

②地球温暖化・省エネ対策の率先的実行

「環境基本計画」や「地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギーを大量に使用するライフスタイルを見直し、自然環境への負荷を低減させる取組を市民や事業者とともに推進し、地球環境にやさしいライフスタイルの定着をめざします。また、再生可能エネルギーの導入促進を図るなど、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるためのさまざまな取組を率先して行うとともに、取組状況について広報紙や市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。

市民・事業者・行政が一体となりカーボンニュートラルに向けた取組を進めるため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

主な事業や取組等	
●地球温暖化対策実行計画推進事業	●緑のカーテン事業
●環境学習推進事業	●地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

③クリーンセンターとし尿処理場の運営及びごみ対策

クリーンセンターの運営のあり方について検討を重ね、将来的に民間委託を段階的に進めます。

クリーンセンターやし尿処理場の適正な維持管理に努めます。

主な事業や取組等	
●ごみ処理体制の効率化と民間委託の検討	●ごみの適正処理・処分の推進
●災害時における廃棄物処理	●ごみ焼却施設の適正管理・維持整備

④市民や事業者への啓発

環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的対策について、温室効果ガス削減効果や省エネ効果などの周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。

その中でも、ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみの分別徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。

主な事業や取組等	
●環境学習推進事業	●資源ごみ対策事業
●ごみ減量対策事業	

基本目標3

安全安心のまちづくり

3-1 災害などに強いまちづくり

- (1)防災減災対策の推進
- (2)総合的な危機管理の推進

3-2 消防・救急体制の充実

- (1)消防体制の充実
- (2)救急体制の充実

3-3 市民安全対策の充実

- (1)交通安全の推進
- (2)消費者保護の充実
- (3)防犯対策の充実

3-1

災害などに強いまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

災害リスクに応じて、ハード・ソフト両面で計画的な整備を進めるとともに、地域の防災力向上や災害に備えた体制の充実など、防災対策の強化に努めます。

また、様々な危機事象から市民を守るため、フェーズフリーの考えのもと、日頃からおのずと災害に備えることができるまちづくりの実現に向けて、地域全体の強靱化を図ります。

現状と課題

- 避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための個別避難計画や避難支援体制の整備を推進する必要があります。
- 「鳴門市地震津波対策推進計画」に基づき、施策を進めているところですが、地震・津波被害を最小限に抑え、様々な支援を円滑に行うために、各関係機関とより一層の連携が必要です。
- 各幼稚園、小中学校において自主防災会や地域と連携した避難訓練を実施しています。学校へのフェーズフリー導入により、子どもたちの災害対応力や判断力の向上に努めていますが、今後はさらに学校・地域・保護者が一丸となって防災教育の取組を推進していく必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
排水機施設更新基数	基	11	4	現状値は故障が生じたため多くなっている
木造住宅耐震改修着手戸数	戸	17	19	

主要施策

(1)防災減災対策の推進

①防災施設・資機材等の整備

優先度の高い施設から耐震化、長寿命化を推進し、災害の未然防止や、施設の適正な維持管理を円滑に行います。

また、防災資機材や備蓄物についても、計画的に整備を進めていきます。

市西部の防災拠点として、また、平時は地域の総合コミュニティ施設となる「(仮称)大麻町総合防災センター」の整備を進めます。

主な事業や取組等	
●国土強靱化地域計画における事業の推進	●避難路・避難場所等の整備
●耐震化・施設整備等の推進	●防災用資機材等の整備
●災害用備蓄事業	●備蓄品等の整備
●鳴門市公共下水道ストックマネジメント計画	●(仮称)大麻町総合防災センターの整備
●撫養ポンプ場耐震・耐津波対策	

②新庁舎の整備

本市の防災・災害対応拠点として、大規模災害の発生時にも来庁者や市職員、周辺住民の命を守るとともに、災害対応、復旧・復興に向けた業務の継続性を確保するため、免震装置の導入や防潮板等による水防ラインの確立、自立性を備えたライフライン機能の構築等により、安全・安心な新庁舎を整備します。

主な事業や取組等	
●新庁舎整備事業	●防災拠点としての情報発信・水平展開
●レジリエンス強化型ZEB ¹⁶ 実証事業	

③浸水対策の実施

日常の点検を含め、中長期にわたるメンテナンスサイクルの確立や、コストの見直しを実施しながら計画的に事業を実施するとともに、雨水管渠の維持管理や排水機場樋門の整備、河川整備などの浸水対策を行い、良好な住環境の保全に努めます。

主な事業や取組等	
●排水機場長寿命化工事	●撫養ポンプ場耐震・耐津波対策
●排水機場改良・新設工事	●鳴門市公共下水道ストックマネジメント計画

④木造住宅耐震化の促進

地震による木造住宅の倒壊等の被害を最小限に抑える耐震改修等の「耐震化」を促進します。

木造住宅の耐震化を推進するため、平成12(2000)年以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し財政支援を行い、倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある診断された住宅に耐震改修費等を助成します。

主な事業や取組等
●木造住宅耐震化促進事業

¹⁶ZEB…Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物。

⑤いのちを守る防災・安全教育の推進

家庭・地域と連携し、地域の特性や学校の実情に応じた危機管理に努めるとともに、生涯を通じて自他のいのちを守ることができる防災・安全教育を推進します。

毎月1日を「フェーズフリーの日」と定め、学校防災・安全の推進を意識化する取組を推進するとともに、各学校の学校防災・学校安全体制の見直し・改善を繰り返し行い、実効性のある体制づくりに努めます。

学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域の特性や学校の実情に応じた危機管理を進め、地域と協働した防災力の向上に取り組みます。

主な事業や取組等	
●学校防災推進会議、実務者部会の開催	●通学路安全点検プログラム事業

(2)総合的な危機管理の推進

①危機管理・防災意識の高揚

フェーズフリーの考え方について、地域住民に周知・啓発活動を推進するとともに、広報なるとや市公式ウェブサイトを通じて、迅速かつ適切な防災情報を発信します。また、市総合防災訓練やまちづくり出前講座などを通じて、災害に関する知識の習得及び防災意識の醸成を図ります。

主な事業や取組等	
●市総合防災訓練の実施	●各種ハザードマップの作成、見直し
●まちづくり出前講座等による防災意識の向上	●危機管理と防災意識の醸成
●防災用資機材等の点検・地域の防災力の強化	

②危機管理・防災体制の充実・強化

災害時等に支援が必要な方への支援体制を強化するため、地域における支援体制づくりを推進するとともに、要配慮者を受け入れる福祉避難所の確保に努めます。

また、地域の防災力向上の担い手となる防災リーダーの育成を推進するとともに学校や地域と情報共有の機会を増やし、災害時に円滑かつ効果的な災害対応が実施できるよう災害に関する各マニュアルの見直しを行います。

主な事業や取組等	
●鳴門市避難行動要支援者登録制度	●地域防災計画等の着実な推進
●自主防災組織活動促進事業	●市民による防災活動の推進
●自主防災組織連絡協議会の開催	●情報伝達体制の整備
●応援体制の整備	●救急救助及び復旧体制の整備
●福祉避難所の確保	

3-2

消防・救急体制の充実

関連する SDGs



めざす姿

火災や自然災害などから市民の生命と財産を守る消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速かつ的確に対応できる救急救命・救助体制の充実を図ります。

現状と課題

- 各種計画に基づき消防車両や資機材など整備しているところですが、今後の複雑多様化する災害に対し、消防職員の増員も含めた消防力の強化を図る必要があります。
- 高齢化の進行による救急需要の増大を見据え、救急救命士2名乗車体制をめざし、計画的に救急救命士の養成を行うとともに、更なる応急手当の普及啓発を推進していく必要があります。
- 消防施設耐震化においては、分団詰所の耐震化を13施設行うとともに、残りの未耐震施設については分団再編の可能性が含まれることから、該当する分団と十分協議を重ねていく必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
救急救命士養成者数	人	19	24	
消防施設耐震化着手数	棟	39	43	

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

主要施策

(1)消防体制の充実

①予防対策の推進

専門的知識を有する職員の育成と適正配置を行い、立入検査率の向上と違反是正の強化を図り、市民や事業所の防火意識の向上に努めていきます。また、消防署連携のもと、立入検査の実務経験を重ね、火災発生時に危険性が高い防火対象物や危険物施設も、将来的に署員のみで立入検査が実施できる体制を構築します。

主な事業や取組等	
● 婦人防火クラブ、少年消防クラブ育成指導	● 予防技術資格者育成
● 査察対象物の指定と予防査察実施基準の策定	● 住宅用火災警報器の普及啓発

②消防力の強化

大規模災害等に備え、消防車両や資器材の整備・更新、消防水利の充実に取り組むとともに、今後、いつ発生するかわからない災害等に備えるため、各種計画との整合性を図り、消防力の充実に努めていきます。

また、大麻分署整備をはじめ、分団詰所の耐震化や資機材等整備、さらには消防団車両の計画的な更新に努め、地域防災力の一層の強化を図ります。

主な事業や取組等	
● 消防車両整備事業	● 消防施設耐震化推進事業
● 資機材整備事業	● 消防団車両・資機材等整備事業
● 消防水利設置維持事業	● 消防団安全装備品整備事業

(2)救急体制の充実

①救急体制の充実

救急体制強化のため、高度な専門技術を持つ救急救命士の養成に努めるとともに、救急救命士2名乗車体制を推進します。

指導的立場の救急救命士を養成し、救急救命士及び救急隊員の資質の向上に努めます。

高規格救急自動車の計画的更新を図るとともに、救急自動車及び救急用資機材の整備を推進します。

主な事業や取組等	
● 救急救命士等養成事業	● 消防車両整備事業

②地域との医療連携による救急医療体制の充実

救急医療の一層の向上を図るため、地域医療を担う鳴門市医師会や鳴門病院など関係機関と定期的な意見交換や訓練を実施し、医療機関等との連携強化を図り、救急医療体制の充実に取り組みます。

主な事業や取組等	
● 地域医療を考えるための医療連携強化事業	

③ 応急手当の普及啓発活動の充実

救命率向上のため、市民等による応急手当の普及啓発をさらに推進します。
救急隊が現場に到着するまでの間、近くに居合わせた人が適切な応急手当を実施できるよう、救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発に努めるとともに、受講者がより参加しやすい講習について検討していきます。

主な事業や取組等
● 応急手当普及啓発事業

基本計画
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

3-3

市民安全対策の充実

関連する SDGs



めざす姿

交通事故を防ぐため、交通安全の啓発活動や交通安全施設の計画的な整備に努めます。
また、複雑・多様化する消費者トラブルなどを防ぐため、情報発信や相談体制の強化に努めます。
身近な生活の不安を感じることなく、市民が安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら対策に取り組めます。

現状と課題

- 各世代別に応じた交通安全教室や交通安全キャンペーンを実施することにより、交通安全意識の醸成が図られており、市内での交通事故件数は減少傾向にあります。
- 専門の相談員が常駐している「徳島県交通事故相談所」の利用促進や交通遺児に関する制度の周知に努めています。被害者のケアは法律面や精神面など多岐にわたることから、市で専門の職員を配置することは困難であり、他機関へ適切につなぐ必要があります。
- 防犯協会を主体とし支援することで、地域に根差した防犯活動が継続されています。今後も防犯協会の活動に参加するなど、事業連携について積極的に行う必要があります。
- 消費者トラブルが複雑化していることから、継続的に相談員の資質向上を図っていく必要があります。また、相談員は資格職であることから、退職が生じた際には人材の確保、育成に苦慮しています。
- 市内関係団体との消費者被害防止見守りネットワーク設立や郵便局への消費生活協力団体委嘱を行い、消費者被害防止への情報共有等を行っています。個人情報の取扱いが困難な面もありますが、関係団体を増加させることにより、市民と消費生活センターへのつながりを推進していく必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
市内における交通死亡事故件数	件	2	0	暦年での数値

主要施策

(1)交通安全の推進

①交通安全意識の醸成

交通事故の無い社会をめざし、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の醸成を図るため、交通安全教育や広報啓発活動等の取組を推進します。

主な事業や取組等	
●交通安全教室	●交通安全母の会連合会活動補助金
●交通安全キャンペーン	●鳴門地域交通安全活動推進委員協議会活動補助金

②交通環境の整備

安心して外出できる交通社会の形成を図るため、安全・安心な歩行空間が確保された「人優先」の交通環境の整備に取り組みます。

主な事業や取組等	
●放置自転車撤去	●交通安全施設の整備
●鳴門市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検	●効果的な交通規制の実施

③交通事故被害者の救済

交通事故により保護者などが死亡した児童・生徒に、交通遺児育英金を支給し、経済的支援を行います。また、交通事故の被害者や家族を対象として、適切な助言を与えられるよう関係機関と連携し情報提供を行います。

主な事業や取組等
●鳴門市交通遺児育英金

(2)消費者保護の充実

①消費生活センターの充実

相談員や行政職員の積極的な研修参加を進めるほか、啓発グッズの作成等により消費生活センターの周知に努めます。

消費者から寄せられた消費生活に関する相談や苦情に、迅速かつ的確に処理できる体制の充実に向け、全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）の活用や、相談員の積極的な研修参加等による資質向上を図ることにより、相談業務の質的向上、効率化を図るとともに、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、適切な消費者情報の提供に努めます。

主な事業や取組等	
●啓発グッズ作成	●国民生活センター教育研修事業等への参加

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

②消費者教育の推進

「エシカル消費¹⁷」「食品ロス削減」といった新たな消費者に対する課題について、積極的に周知啓発を行います。

消費者の自立を支援するため、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて消費生活に関する教育を充実するとともに、出前講座や講演会の開催、啓発資料の配布等により消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進します。

主な事業や取組等	
●啓発グッズ作成	●消費生活に関する講演会
●出前講座	

③関係機関・団体等との連携強化

民間の企業や団体による地域の見守り、消費生活センターへのつながりを推進するため、鳴門市消費者被害防止見守りネットワークや消費生活協力団体に関わる団体等を増やします。

関係機関・団体等と緊密な連携や情報交換を行うことにより、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保します。

主な事業や取組等	
●消費者被害防止見守りネットワーク	●消費生活協力団体の増加

(3)防犯対策の充実

①防犯対策の推進

犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、鳴門市防犯協会などの関係機関・団体との連携・協力の強化を進めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高めるためのイベントを開催し、地域に根ざした自主的な防犯活動を支援します。

主な事業や取組等	
●防犯協会補助金	●安全なまちづくりを考える市民の集い

¹⁷ エシカル消費…エシカルとは日本語で「道徳的な」「倫理的な」という意味。人や社会、環境、地域に配慮した消費活動を行うことにより、環境問題や地域活性化などの社会的課題の解決に導くこと。

基本目標4

誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

4-1 健康づくりの推進と医療体制の確保

- (1)健康づくりの推進
- (2)医療体制の充実及び地域医療の確保

4-2 地域福祉の充実

- (1)支え合い助け合うまちづくり
- (2)安心して暮らせる環境づくり
- (3)ネットワークの強化

4-3 高齢者が暮らしやすいまちづくり

- (1)地域包括ケアシステムの深化・推進

4-4 障がい者が暮らしやすいまちづくり

- (1)障がい者の自立支援の充実
- (2)障がい者の社会参加の促進

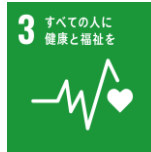
4-5 社会保障の確保

- (1)社会保障の充実

4-1

健康づくりの推進と医療体制の確保

関連する SDGs



めざす姿

各種健診等の実施、食生活や運動習慣の改善など、市民の健康に対する意識を高め、健康づくりを推進するとともに、市内医療機関の連携や市中核病院の機能充実を図り、安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 健康増進計画「健康なと21（第二次）」の中間評価では目標指標30項目のうち、目標を上回ったものが12項目（特定保健指導実施率、循環器疾患の減少、3歳児う歯の減少、運動習慣の増加等）、下回ったものが18項目（がん検診受診率、糖尿病有病者、肥満者割合等の目標未達成）あり、さらなる取組の強化が必要です。
- 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とする特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率は、国の指標や鳴門市特定健康診査等実施計画の目標値を下回っており、また、受診者も高齢層に偏っています。今後、さらに高齢化が進み医療費が増大すると予想されるなか、特定健診受診への意識づけ等、受診率の向上に向けた取組と、受診者への糖尿病や高血圧などの生活習慣病の早期発見・重症化予防に向けた取組の推進が求められています。
- 国民健康保険被保険者に対して、保健事業による重症化予防などの事業等を実施し、健康の増進を図ることにより、増大する医療費の抑制につなげていく必要があります。
- 鳴門市医師会の協力により市内医療機関での夜間・休日当番医制度が維持できていますが、医療従事者の高齢化に伴う閉院等、医療機関の偏在化への対応が求められます。
- 医療費の適正化に向けた取組のうち、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）については、医療機関等から適正な診療報酬の請求がなされるよう、徳島県国民健康保険団体連合会による点検に加えて、本市による再点検を実施し、内容点検の充実を図る必要があります。
- 75歳（一定の障がいを持つ方は65歳）以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度は、徳島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保険者となり、保険料の決定や療養の給付などを行い、本市では各申請書等の受理や被保険者証等の交付、保険料の徴収などを行っています。高齢者の医療制度を将来にわたり維持するため、広域連合と本市が連携して後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
特定健診受診率	%	39	60%以上	

主要施策

(1)健康づくりの推進

①健康増進計画「健康なと21（第二次）」の推進

令和5（2023）年度に次期計画を策定し、関係機関・関係部署とより一層の連携を深めながら、計画的に健康づくりへの取組を推進します。

健康増進計画に「鳴門市自殺対策計画」を包含し、生きることの包括的な支援としての取組も進めます。

市民の主体的な健康づくりを推進するために、保健師、管理栄養士による相談事業や健（検）診の実施を通して、市民の健康増進に努めます。

主な事業や取組等	
●がん検診・健康教育・健康相談	●栄養・食生活の改善
●妊産婦・乳幼児健康診査	●歯周病検診
●自殺予防の普及啓発	●予防接種

②特定健診・特定保健指導の推進

内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した特定健診を実施し、受診結果から該当または予備群と判定された被保険者に対して、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を推進します。

特定保健指導では、生活習慣を改善するための働きかけやアドバイスを行い、生活習慣病の予防・重症化予防を図ります。特定健診について、受診率が低い状況にあることから、各種広報による啓発等を実施し、受診率の向上に努めます。

主な事業や取組等	
●特定健診の受診勧奨	●集団健診
●みなし健診（特定健康診査情報提供事業）	●特定保健指導未利用者対策

③国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施

「鳴門市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を実施します。特定健診の結果やレセプト等から生活習慣病が重症化するリスクの高い被保険者に対して、各種ガイドラインに基づき、医療機関と連携しながら保健指導や受療勧奨を行い、高額な医療費となる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症予防、重症化予防を進め、被保険者の生活の維持・向上及び健康寿命の延伸を図ります。

主な事業や取組等	
●糖尿病性腎症重症化予防事業	●人間ドック・脳ドック助成事業
●若年者健診（早期介入保健指導事業）	●糖尿病精密検査（75g経口ブドウ糖負荷試験）
●頸部超音波検査	

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

(2)医療体制の充実及び地域医療の確保

①地域医療の確保及び地域医療を取り巻く関係機関との連携強化

かかりつけ医制度の推進や救急医療の適正利用及び健康増進に関する啓発について、医師会、歯科医師会等関係機関と連携して実施します。

主な事業や取組等
●鳴門市救急医療対策事業 ●救急医療対策在宅当番医制運営事業 ●鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例の推進 ●徳島県鳴門病院との連携事業

②健全財政の確立

本市国民健康保険の医療費水準や被保険者数の動向等を踏まえて、適正な保険料率の設定に努めるとともに、保険料の徴収では、口座振替の利用促進等により収納率の維持・向上を図り、被保険者間の負担の公平性を確保します。財政調整基金については、被保険者の保険料負担等を鑑みつつ、安定的な財政基盤を保持するため、継続的な保有に努めながら、適宜有効活用を図ります。

また、引き続き、レセプト点検の充実や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発のほか、生活習慣病の早期発見と予防に向けた取組を推進し、医療費の適正化を図り、支出の抑制に努めます。

財政運営の責任主体である徳島県と連携しながら、徳島県国民健康保険運営方針のもと、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

主な事業や取組等
●国民健康保険料収納対策事業 ●重複・多剤服薬通知の実施 ●後発医薬品利用差額通知の実施

③後期高齢者医療制度の安定的な運営

後期高齢者医療制度の被保険者が、必要な医療を必要な時に受けることができる医療環境を、将来にわたり維持するため、広域連合と連携して本制度の安定的な運営に努めます。

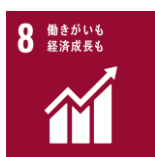
財源の確保に向けた取組として、口座振替による後期高齢者医療保険料の納付を促進し、保険料の納期内納付を推進します。また、医療費の適正化に向けた取組として、広域連合と連携しながら、健康診査や歯科健康診査などの健康増進事業の推進、後発医薬品の利用促進に向けた啓発に努めます。

主な事業や取組等
●後期高齢者医療保険料収納対策事業 ●健康診査等の受診勧奨

4-2

地域福祉の充実

関連する SDGs



めざす姿

誰もがいつまでも安心して快適に暮らせる地域づくりを確立するため、隣近所の助け合い、支え合いなどの地域における住民活動を基盤とし、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げ、地域共生社会の実現を図ります。

現状と課題

- 平成30年3月に地域住民、市社会福祉協議会、市がともに地域の課題を考え、共有しながら第1期となる鳴門市地域福祉計画を策定し、各施策の推進に取り組んできました。継続して策定した「第2期鳴門市地域福祉計画」に基づき、引き続き各種施策を体系的に実施しています。
- 一人ひとりが助け合い、支え合いなどの地域福祉の重要性を理解し行動に結びつけていく必要があることから、各種啓発活動や出前講座の実施などに努め、市民の地域福祉に対する意識の醸成を促進しつつ、今後は福祉教育の充実を図ることにより、若い世代の地域福祉への参画を推し進め、地域での世代間交流を進めていく必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い「断らない相談支援」を行うため、制度や分野ごとの縦割りではなく、関係部署や関係機関等が一体となった包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加が進む中、意思決定の困難な高齢者や障がいのある人が不利益を被ることがないように、「成年後見制度」の適正な利用を促進する必要があります。利用促進にあたっては法人後見事業等を実施している市社会福祉協議会などと連携し、地域で自立した生活を送れるよう権利擁護の支援体制整備を進める必要があります。

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
町内会や自治会・子ども会や老人クラブなどの地域活動をしたことがある人の割合	%	49.4	55.0	

主要施策

(1) 支え合い助け合うまちづくり

① 地域福祉意識の高揚

地域住民一人ひとりの地域福祉に対する理解と意識を高め、地域福祉活動をより積極的に推進できるよう市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）¹⁸等と連携し、啓発活動を推進します。

主な事業や取組等	
● 地域福祉の意識醸成	● 地域福祉（活動）計画の周知

② 地域で支え合う福祉活動の推進

市社会福祉協議会と連携し、市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、福祉関係NPO法人等の活動の支援など各種地域福祉の取組を推進します。

また、民生委員・児童委員等の資質の向上を図るとともに、民生委員等の確保施策について検討を進めます。

主な事業や取組等	
● 社会福祉協議会運営補助金	● 民生委員・児童委員の活動の充実
● 民生委員児童委員活動費補助金等	● ボランティア活動の促進
● 社会福祉協議会の活動支援	

③ 福祉人材の育成と確保

学校や地域において、高齢者や障がいのある方などと交流する機会の増加を図るとともに、ボランティアなどの体験を通じて子どもたちに福祉の意識が育まれるよう福祉教育を推進します。

主な事業や取組等	
● 福祉教育推進事業（社会福祉協議会）	
● ICF ¹⁹ （国際生活機能分類）視点での福祉教育実践の推進	

¹⁸ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）…障がいや生活困窮者だけに留まらず、社会的孤立やひきこもり等、各分野で横断的に支援が必要な人や、制度の狭間にいて公的サービスが受けられない人に対して、地域の人材や制度、福祉サービス等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする専門職。

¹⁹ ICF…世界保健機関（WHO）が提唱した、国際生活機能分類の略称で、障がい個人の問題とするのではなく、環境との関係でとらえる考え方。

(2)安心して暮らせる環境づくり

①地域での見守り体制づくり

地域で安心して暮らせる環境づくりをめざすため、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけなどを行うとともに、災害時に高齢者や障がいのある方等の要配慮者情報を地域で共有できる仕組みづくりの検討を進めます。

主な事業や取組等	
●避難行動要支援者登録制度の充実	
●地域の見守り活動支援、地区防災訓練等への支援（市社会福祉協議会）	
●民生委員・児童委員の活動の充実	

②地域で自立した生活への支援

生活困窮者や社会的孤立状態にある方等への支援を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援します。

主な事業や取組等	
●生活困窮者自立支援事業	●鳴門市再犯防止推進計画の推進、周知

③福祉サービスの適切な利用の促進

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人等に対して相談や指導監査を行います。

主な事業や取組等	
●社会福祉法人等の適切な運営（相談・指導監査）	

④権利擁護活動の推進

令和3（2021）年度に設置した「中核機関」を中心として、成年後見制度の利用促進と各種権利擁護支援に努めます。

主な事業や取組等	
●成年後見制度利用支援事業	●中核機関の役割の推進
●法人後見制度の周知・活用（市社会福祉協議会）	●市民後見制度の検討
●鳴門市成年後見制度利用促進基本計画の推進	

(3)ネットワークの強化

①地域コミュニティの再構築

各地域で実施している「子ども食堂」等の活動を中心として、地域団体や世代間の交流の促進を支援するなど、隣近所での人間関係の希薄化や地域での孤立を防ぎ、地域コミュニティの再構築を図ります。

主な事業や取組等	
●市社会福祉協議会の活動支援	●ボランティア活動の促進
●民生委員・児童委員の活動の充実	

②相談支援の取組強化

介護、障がい、子ども、困窮等の課題を抱える世帯における相談等の支援を一体的に行い、対象者の属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係部署や関係機関が一体となって、必要な支援を行うことができるよう包括的な支援体制の整備に取り組みます。

主な事業や取組等	
●重層的支援体制整備事業の検討	●包括的な支援体制の整備

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

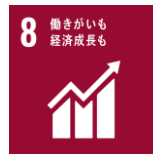
基本目標5

基本目標6

4-3

高齢者が暮らしやすいまちづくり

関連するSDGs



めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で、みんなで支え合いながら健康で安全安心な暮らしを自分らしくいきいきと尊厳をもって送ることができるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本市における65歳以上の高齢者は、平成28（2016）年3月31日には18,790人で人口59,694人に占める割合（高齢化率）は31.5%でしたが、令和4年3月31日現在、人口が55,000人と減少している中、高齢者数は19,575人と増加を続け、高齢化率は35.6%となっています。今後、高齢者数は緩やかに減少していくことが見込まれますが、高齢者単身世帯の増加や75歳以上の後期高齢者数の増加が見込まれています。
- 本市では、3年ごとに「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉・介護を中心とした高齢者施策の在り方やサービスの整備、将来像などを示していますが、高齢化が一層進行する状況の下、高齢者が自立した生活を、尊厳をもって送ることができるよう、支援するとともに、高齢者が自ら健康増進・介護予防・生きがいづくりなどに努め、他の高齢者の支援や地域社会の活性化のために主導的に活動することが求められています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
介護認定率	%	18.8	20%以下	
通いの場参加者数	人	1,217 ※コロナによる影響	高齢者人口の 8%以上	参考値: 1,634 (令和元年度)

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

主要施策

(1)地域包括ケアシステムの深化・推進

①高齢者の生きがいづくりや介護予防の推進

市老人クラブ連合会や市シルバー人材センター、関係団体等と連携し、高齢者の就労やボランティア活動への支援を図るとともに、高齢者の生涯学習や生涯スポーツ、レクリエーション活動等の社会参加の促進を通じた生きがいづくりを推進します。

本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開を図るため、従前の多分野にわたる取組の枠組みを活かしつつ、身近な通える場所やオンラインなどでの開催を推進するとともに、データ分析による効果検証に取り組みます。

市民との協働や各種団体等との多職種連携を図り、住民主体の通いの場である「いきいきサロン」の創出支援やフレイル予防に取り組みます。

介護予防・生活支援サービス事業の推進に向け、サービス供給体制の確保に留意するとともに、多様な担い手の創出支援やC型サービスをはじめとする多職種連携による介護予防に取り組みます。

主な事業や取組等

- 市老人クラブ連合会への補助金
- 市シルバー人材センターへの補助金
- 高齢者無料バス優待事業
- フレイル予防推進事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 老人憩いの家・老人趣味の作業室の管理
- いきいきサロン活動支援・普及啓発事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

②住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくり

介護保険サービスや既存のインフォーマルサービスでは対応しきれない様々な生活支援ニーズが増加する中で、地域での互助活動による生活支援を推進するため、居場所づくりや住民主体による介護予防活動、生活支援サポートが地域に根付いていくよう、地域の実情に即した体制づくりと活動の継続支援に取り組みます。

地域包括支援センターの周知広報や機能強化に継続して取り組みます。

在宅医療と介護の連携を推進するための課題把握や課題に応じた対応策等を検討する「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。

認知症施策については、「認知症施策推進大綱」を指針とし、認知症サポーターなどの人材育成や認知症に関する普及啓発の充実、認知症の早期診断・早期対応に向けた多職種連携の推進、見守り体制の充実・強化など、「共生」と「予防」を車の両輪とする施策を推進します。

高齢者の成年後見制度の利用促進や虐待の防止など、高齢者の権利擁護に取り組みます。

主な事業や取組等

- 養護老人ホームへの入所措置
- 生活支援体制整備事業（包括的支援事業及び任意事業）
- 在宅医療介護連携推進事業（包括的支援事業及び任意事業）
- 認知症施策推進事業（包括的支援事業及び任意事業）

③介護保険事業の健全財政の確立と制度の維持

将来にわたり介護保険制度を安定的に維持するため、適正なサービスの提供や公平かつ合理的な保険料負担、制度の仕組みや現状の周知などに努めます。

介護保険制度の安定的かつ健全な運営に資するため、要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知、不適正な介護報酬算定が起こりやすい事項のチェックなどの介護給付費等適正化事業に取り組みます。

地域密着型サービス等の適正な運営についての指導・監督に努め、市民の利便性の向上やサービスの質の向上に努めます。

主な事業や取組等
●市所管介護サービス事業所への適切な指導・監督（包括的支援事業及び任意事業）
●介護給付費適正化５事業（包括的支援事業及び任意事業）

基本計画

基本目標１

基本目標２

基本目標３

基本目標４

基本目標５

基本目標６

4-4

障がい者が暮らしやすいまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

障がい者が住み慣れた地域で、安心して社会生活を営むことができるよう、相談体制の充実や障害福祉サービス等の提供、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。また、生活しやすい環境づくりや支え合う体制づくりを推進することで、障がい者の社会参加を促進します。

現状と課題

- 地域共生社会の実現に向けては、「障がい」への理解を深めるための研修や啓発活動の充実を図るとともに、誰もが等しく情報を取得し、利用できる体制の整備を進める必要があります。
- 障がい種別や程度に関係なく、誰もが等しく、地域で安心して生活できるように、福祉サービス等の質の向上が必要であるため、困難事例も含めた多様な相談に対応できる相談支援体制の強化が求められています。
- 地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化が必要であり、災害発生時において、障がいのある人が安全・安心に避難できるように、情報提供体制の確保、市民相互における支援体制づくりなど、きめ細かい支援体制の構築が求められています。
- 障がいのある人や支援する家族の高齢化、核家族化、障がいの重複による重度化等の課題があり、本人及び家族の生活の安定、社会参加の促進が必要です。また、大規模災害や昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような事態が発生した際、障がいのある人やその家族が孤立しないよう地域全体で見守り、支援を行うことができるまちづくりが求められています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所（3箇所）相談件数	件	9,020	10,000	

主要施策

(1)障がい者の自立支援の充実

①福祉サービスの充実

現在実施している事業を継続実施していくとともに、基幹相談支援センターを中心に、関係機関の連携強化を図ります。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●生活の安定
●障がい児通所給付	●在宅支援の充実
●地域生活支援事業	●居住系サービスの充実
●相談・支援体制の充実	

②生活環境の整備充実

保健、教育、高齢福祉部門など庁内関係部署と横断的な連携を進めるとともに、各ライフステージに応じた関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体等地域の支援者とともに乳幼児期から高齢期に至るまで継続的な支援が提供できるよう連携体制の強化を図ります。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●地域活動支援センターの充実
●障がい児通所給付	●障がい者用施設の整備・充実
●地域生活支援事業	●住環境の改善
●教育・療育・就労支援体制の充実	●地域ぐるみの安全・安心の確保

③障がい者福祉の推進

社会参加の促進、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進し、障がい者のニーズが適切に反映された地域生活の実現に取り組みます。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●地域生活支援事業
●障がい児通所給付	

(2)障がい者の社会参加の促進

①社会参加の促進

全ての人が互いに支え合い、尊重しあえる地域共生社会の実現に向け、「障がい」への理解促進や手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段の普及を進めるとともに、障がいのある人が必要とする情報を取得し利用できるよう、必要な情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の取組を進めます。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●啓発・広報の充実
●障がい児通所給付	●地域生活支援の促進
●地域生活支援事業	●雇用・就労支援の充実
●意思決定支援、権利擁護支援の促進	●文化・スポーツ活動の振興

4-5

社会保障の確保

関連する SDGs



めざす姿

国民健康保険など各種社会保険制度の安定的な運営に努めるとともに、国民年金制度の周知・啓発にも取り組んでいきます。また、生活保護受給世帯や生活困窮世帯など、経済的に困窮している方々が安定した生活を送ることができるように、自立に向けて適切な支援を行っていきます。

現状と課題

- 国との協力・連携事業として、毎月2回社会労務士による年金相談を市役所で実施するとともに、市窓口においても、被保険者等からの様々な相談に対し、適宜、徳島北年金事務所と連携し対応しています。引き続き、制度改正などに対し、迅速かつスムーズに被保険者への対応が求められます。
- 平成28(2016)年度以降、生活保護受給世帯数等は減少傾向にありましたが、令和3(2021)年12月以降はやや増加に転じています。今後増加傾向が継続するのか、再び減少に転じるのかは不透明ですが、昨今の社会状況の急激な変化により、世帯数等の急増も予測されるため、状況を注視していく必要があります。
- 生活困窮者自立支援事業として、就労準備支援事業、家計改善支援事業を新たに開始し、自立相談支援事業（鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」）と一体的に実施することにより、支援体制の強化につなげました。また、子どもの学習・生活支援事業として、生活困窮世帯に属する中学生に対して学習支援や様々な交流活動を実施しました。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
就労支援事業参加者のうち、就労開始または増収に至った者の割合	%	50	上昇	

主要施策

(1) 社会保障の充実

① 年金相談の充実

国（徳島北年金事務所）と緊密に連携し、被保険者等からの国民年金に係る相談に対し、適切な対応に努めます。

被保険者に対し、複雑多様化するニーズに適切に対応した年金相談を行い、受給権確保に努めます。

主な事業や取組等
●無料年金相談

② 生活保護受給世帯の生活の安定と自立

民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、生活保護受給世帯への訪問活動などによる実態把握により、実情に即した適正な保護の実施に努めます。

また、就労支援事業の活用により就労活動を支援し、保護からの自立を手助けしていくとともに、健康に課題を抱えている方に対しては、被保護者健康管理支援事業により、医療と生活の両面からの健康管理に対する支援を行うことで、日常生活や社会生活でも自立して安定した生活を確認するための支援に努めます。

主な事業や取組等
●生活保護（被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業）

③ 低所得者福祉の充実

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施していくとともに、子どもの学習・生活支援事業については、対象者の拡大など、事業の実施方法について適宜見直しを行っていきます。

主な事業や取組等
●生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金事業）

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

基本目標5

活力あふれるまちづくり

5-1 活力ある商工業の振興

- (1)地場産業の育成振興
- (2)新たな産業の振興
- (3)企業誘致の推進
- (4)就業支援対策の充実

5-2 魅力ある農林水産業の振興

- (1)農業の振興
- (2)畜産業の振興
- (3)林業の振興
- (4)水産業の振興

5-3 地域資源を活かした観光のまちづくり

- (1)観光交流のまちづくり
- (2)戦略的な情報発信
- (3)観光客の受入環境整備

5-1

活力ある商工業の振興

関連する SDGs



めざす姿

新商品開発や販路拡大など地元企業の新たなチャレンジ、生産性向上・業務効率化といった経営基盤強化への取組を支援するとともに、企業間連携を促進することにより、地元企業が成長するビジネス環境を整え、地域経済の活性化を図ります。

サテライトオフィスをはじめ、企業誘致に積極的に取り組み、雇用創出や税収の確保はもちろん、地域課題の解決や交流人口・関係人口の拡大など、地域活性化につなげます。

現状と課題

- 市内企業訪問を行うとともに、がんばる中小企業応援パッケージ事業により、これまでに市内事業者の事業拡大、創業促進などの支援を実施しましたが、市内事業者間の連携による新たなビジネスの創出については、さらなる取組が必要です。
- 市内にある産業団地2箇所の分譲が終了し、新たに企業立地可能な用地が不足しています。
- 都市部企業を中心に会社機能の分散化のため、地方に事業所を設置するニーズが高まっています。
- 企業立地奨励条例の改正やサテライトオフィス等誘致支援事業補助金の創設など、企業が進出しやすい環境整備を進めています。
- ハローワークと連携し、合同就職面接会を実施し地元企業への就職を促進していますが、近年は面接会への参加企業が固定化しており、参加者は減少傾向にあります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
企業誘致件数 (サテライトオフィス含む)	件	1	2	
がんばる中小企業パッケージ事業数	件	8	9	

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

主要施策

(1)地場産業の育成振興

①ふるさと納税を活用した地場製品のPR

鳴門の地場産品や、ゆかりのある商品をふるさと納税返礼品に追加することで、ラインナップを充実させ、寄附金増額を図るとともに、地場産品のPRを行います。

特に、道の駅「くるくる なんと」と「鳴門市ふるさと納税事業」の連携を図り、持続的な地域経済の発展に寄与する「鳴門モデル」として、オリジナリティに富む返礼品開発や地場産品の販路拡大を図ると同時に、生産者や事業者との連携を強化し、新たな地域資源発掘やブランド化等を推進します。

主な事業や取組等
●地域産業活性化「鳴門モデル」推進事業

(2)新たな産業の振興

①エコノミックガーデニング²⁰の推進

企業訪問や中小企業振興施策検討委員会の開催により、市内事業者の課題・現状の把握をすすめ、事業拡大、販路開拓などがんばる中小企業応援パッケージ事業をはじめとした支援施策を実施します。

ワンストップ相談窓口と市内経済団体等により構成された創業者支援ネットワークにより、市内での創業促進を図ります。

地元企業の新たなチャレンジやDX・GX²¹など経営基盤強化への取組を支援するとともに、市内事業者間での連携や市内にサテライトオフィスを設置した事業者との連携など、企業間連携を促進することで新たなビジネスを創出します。

主な事業や取組等
●がんばる中小企業応援パッケージ事業 ●中小企業振興施策検討委員会の開催 ●企業訪問

②新たなビジネス展開

商工関係団体や金融機関等と連携し、なんとビジネスプランコンテストを開催し、経済活性化につながる新事業を考案してもらうとともに、実現のための必要な支援を行うなど、鳴門での産業創出を促進します。

主な事業や取組等
●なんとビジネスプランコンテスト開催事業

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

²⁰ エコノミックガーデニング…地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を活かして地元の中小企業を大切に育てることにより地域経済を活性化させる施策。

²¹ GX…グリーントランスフォーメーションの略称。温室効果ガスの排出原因となっている化石燃料などから脱炭素ガスや太陽光・風力発電といった再生可能エネルギーに転換して、経済社会システム全体の変革をめざすもの。

(3)企業誘致の推進

①企業誘致の推進

企業立地奨励条例等に基づく支援制度を活用し、新設だけでなく増設・移転、また小規模企業者を対象に幅広く企業誘致を進め、製造業だけでなく地域活性化につながる商業施設等も含め、デベロッパーや金融機関等と連携しながら、誘致活動を実施します。

休校施設をはじめ公共施設を有効に活用するとともに、宅建協会と連携し、企業立地候補地のリスト化や進出を検討する企業に提案できる条件整備を進めます。

主な事業や取組等	
●企業立地奨励条例等に基づく支援制度	●企業立地候補地のリスト化・条件整備
●企業誘致専用ウェブサイトによる情報発信	

②サテライトオフィス誘致の推進

都市部企業の技術・ノウハウにより、販路拡大・生産性向上をはじめとした地元企業の課題解決を図るなど、地元企業の情報を積極的に発信し、都市部企業と地元企業のビジネスマッチングにより、サテライトオフィス誘致を図ります。

本市へサテライトオフィスを設置した事業者間の連携や人脈により、新たな事業者を誘致するなど、誘致の好循環が生まれるような取組を推進します。

主な事業や取組等	
●サテライトオフィス等誘致支援事業	●企業誘致専用ウェブサイトによる情報発信

(4)就業支援対策の充実

①次世代への教育

次世代を担う児童及び生徒が将来社会人や職業人として自立できるよう、経済団体や教育機関等と連携し、勤労観や職業観の醸成、人材の育成に努めます。

小学生から高校生まで連続して、職業に関する理解及び職業体験の機会を提供するとともに、地元企業への理解を深める機会を充実します。

主な事業や取組等	
●市内企業おしごと体験事業	●大麻町ものづくり体験事業

②市内企業への就職支援

徳島労働局との雇用対策協定に基づき、ハローワークなどの関係機関と連携し、求職者に対して幅広く求人情報を提供するとともに、合同就職面接会をはじめ、雇用対策事業を実施することにより、市内企業と求職者（移住者含む）のマッチングを行います。

合同就職面接会は、新たな企業の参加を促すとともに、U I Jターンをはじめ移住施策と連携するなど、面接会への参加者数を増やす取組を推進します。

主な事業や取組等	
●合同就職面接会「鳴門市就職マッチングフェア」	

5-2

魅力ある農林水産業の振興

関連する SDGs



めざす姿

農業・水産業の生産性の向上や生産基盤の保全・利用促進をはじめ、農水産物のブランド化、六次産業化²²など、販売促進や販路開拓・拡大に向け積極的に取り組みます。

また、地産地消を推進し、地元農水産物の普及に努めます。

現状と課題

- 農業の担い手の高齢化、後継者不足は大きな課題となっています。今後は、認定農業者や認定新規就農者など、地域農業を担う経営体の育成と確保が重要です。また、優良農地の効率的な利用促進を図り、本市の農業の持続的発展を進めていくためには地域の中心となる担い手に農地を集積・集約していく取組が必要です。農地利用の最適化に向けては関係機関が地域ぐるみで連携し、きめ細かな取組を持続的に行っていくことが必要です。
- 高品質で安全・安心な農作物を生産するために、県等の関係機関と連携し、各種農産物の栽培方法の研修会等を開催し、主要品目の高品質生産に向けた生産技術の普及に努めました。また、コウノトリブランド認証制度の普及を推進し、引き続き、環境に配慮した農業についても、推進していく必要があります。
- 国営吉野川下流域農地防災事業の一部供用に伴い、用水の改善による水質向上を図ることができましたが、今後の施設の維持管理について関係団体と協議しながら適切な管理をしていく必要があります。
- 市の林野面積は、7,085haで市総面積の約52%を占めていますが、気候及び地質等、自然条件が森林の育成に適していないのが現状です。しかし、森林には公益的な機能が大きく、継続的な維持管理が必要で、森林の荒廃等により有害鳥獣の生活エリアが居住地に近接し、被害が確認されています。今後、有害鳥獣を含む野生動物とも共存・共栄を図り、生態系全体を保全しながら整備を進めることで農作物等の被害を削減していく必要があります。

²² 六次産業化…農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

- 全国的な漁業の担い手の減少傾向の中で、本市においても高齢化に伴う担い手の減少は続いており、さらなる人材育成に向けた支援強化が求められています。また、近年の魚価の低迷による生産者の所得減少が水産業の持続的な発展における課題となっており、その対策として水産物のブランド化をはじめ、生産者の所得向上に向けた取組を強化していく必要があります。
- 本市の漁港施設は、漁協が所有・管理している漁業者の共同利用施設も含め、全体的に老朽化が進んでいることから、今後も引き続き適切な維持管理を行う必要があります。また、海水温の上昇等、海面環境の変化により水産資源の減少が進んでおり、国際的な問題になっている海洋ごみの増加問題とあわせて、その対策が必要になっています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
認定農業者数	件	412	437	
担い手の利用集積面積	ha	996	1,338	

主要施策

(1) 農業の振興

① 担い手の育成・確保

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の改善に取り組む認定農業者の育成・確保を推進します。また、認定新規就農者制度の普及促進を図り、新規就農者への支援・養成に努めます。

人・農地プランに基づき、各地域で座談会・検討会を開催し、地域農業の課題解決に向けて取り組みます。

主な事業や取組等	
● 人・農地プランに基づく座談会・検討会の開催	● 担い手の育成・確保

② ブランド化の推進と食の安全・安心の確保

本市の特産物である「なると金時」「だいこん」「れんこん」「なし」「鳴門らっきょ」を主要品目として、生産から販売までの総合的な戦略を展開し、ブランド化を進めます。また、魅力ある農産物を原料として作られた六次産業化商品の開発等に関する支援も実施し、産直市・道の駅の発展にも努めます。

本市に飛来・定着しているコウノトリ、その大きな要因となっている環境に配慮した農業生産に取り組む「コウノトリブランド認証制度」について周知を図っていくとともに、コウノトリが定着しやすい環境の確保・保全に向けた取組を継続します。

主な事業や取組等	
● 産直市、道の駅を通じた地産地消の推進	● コウノトリブランド認証制度の推進
● 県内外でのPR活動	● 環境にやさしい農業の推進

③農用地の利用促進と農村集落の保全

「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全に努めます。また、農地の生産性の向上と、効率的利用をめざすために、かんしょ及びれんこんなどの特産作物の営農類型を中心とした認定農業者や地域の中核的農業者、担い手を中心に、優良農地の利用集積を積極的に推進します。

耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、現状の耕作放棄地を活用できる積極的な取組を進めていきます。また、有害鳥獣や特定外来生物などによる農業被害の防止に取り組みます。

主な事業や取組等	
●農地の集積・集約化	●農業用廃材の適正処理
●農地中間管理機構の活用	●有害鳥獣対策
●耕作放棄地の発生防止及び解消の促進	●特定外来生物の防除

④農業生産基盤の整備

水資源機構、吉野川下流域土地改良区等関係団体と連携して用水の管理を行っていくとともに、国・県の補助事業等を活用し機器の修繕を適宜行い、施設の長寿命化を推進します。

主な事業や取組等	
●農道の整備	●農村環境の整備
●用排水施設の整備	●農地の防災保全

(2)畜産業の振興

①畜産業の経営の安定化

規模の拡大や飼料自給率の向上を図り、生産性の高い畜産経営を推進します。

また、畜産農家・耕作農家の連携による有機肥料の生産や土づくりを促進します。

主な事業や取組等	
●畜産農家・耕作農家の連携促進	●生産・販売体制の強化

(3)林業の振興

①緑豊かな森林の整備

森林などについては、水資源のかん養・自然環境保全・防災などの公益的機能に配慮するとともに、快適で潤いのある住環境を創出・確保するための緑地として、機能の保全と適切な利用を図ります。

また、松食い虫被害については、森林病虫害等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。

主な事業や取組等	
●森林資源の保護・保全と適正利用	●野生生物との共存・共生
●森林環境譲与税の活用	

(4)水産業の振興

①担い手の育成・確保

今後も「鳴門市うずしお漁業者青年部の活動支援」と「とくしま漁業アカデミーの活用」を柱とした若手漁業者の育成・支援を進めます。

また、「浜の活力再生広域プラン」(広域浜プラン)に基づく、漁業者個人に対する各種支援制度の周知・拡大を図ります。

主な事業や取組等	
●鳴門市うずしお漁業者青年部の活動支援	●とくしま漁業アカデミーの活用

②水産資源の保全

SDGsの目標「海洋資源」の達成に向け、試験研究機関とも連携し、水産資源の保全を目的とした取組を進めます。

漁場環境の悪化や水産資源の枯渇による漁獲量の減少対策を目的とした「掃海事業」の実施や、海岸漂着ごみ対策、種苗放流事業等への支援を進めます。

主な事業や取組等	
●漁場の整備	●試験研究機関との連携
●水産資源の保護管理	

③漁業経営の安定化とブランド化の推進

本市の特産物「鳴門鯛」や「鳴門わかめ」等の販売促進や、新たなブランド品目の検討を進めることにより、生産者所得の向上を図ります。

また、本市水産業の基幹である「わかめ養殖」において課題となっている、根などの「残渣」について、その有効活用の方法を検討することにより課題解決を図るとともに、市内の産直施設等を核とした地産地消の推進を図ります。

主な事業や取組等	
●ブランド化の推進	●地産地消の推進
●わかめ残渣の有効活用	

④漁業生産基盤の整備

今後も引き続き、市内漁港施設の適切な維持管理に努めます。

また、本市水産業の持続的発展のために、生産者団体である漁協への支援を行うことで、漁業者への間接的支援を図ります。

主な事業や取組等	
●漁港施設の維持管理	●漁協への支援

5-3

地域資源を活かした観光のまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

豊かな自然や歴史、文化など地域資源を活かし、観光地の魅力向上や賑わいと交流を創出するとともに、各種情報媒体を活用したプロモーション強化を図ることにより、観光振興を推進します。

また、外国人を含めた観光客の受入環境整備を推進します。

現状と課題

- 本市は、観光客の多くを占める関西圏とは好アクセスであること等から、滞在時間が短く宿泊を伴わない「通過型観光」が多く、旅行消費額の向上を図るためには「滞在型観光」を推進することが必要です。
- 令和4（2022）年4月に道の駅「くるくる なんと」が開駅しました。今後は、当駅の特徴を活かし、ハブ機能を持った観光拠点として、市内への周遊を促進し、滞在時間の延長や旅行消費額の向上に繋げていくことが必要です。
- コロナ禍の影響によって、分散型旅行や個人旅行の需要が拡大するなど、旅行形態が変化しています。今後は、観光を取り巻く環境変化や多様化する観光客のニーズに合わせて、観光誘客や情報発信等の手法を検討することが必要です。
- イメージアップ小冊子「鳴門やけん」を市内外の観光施設で配布するとともに、「鳴門やけんダイジェスト版」を市内の小学5年生に配布し、鳴門の仕事の素晴らしさや地場製品の知名度向上を図りました。今後は、市外へ向けた地場製品のPRなどにさらに力を入れることが必要です。
- 2025年大阪・関西万博や2027年ワールドマスターズゲームズ関西の開催を契機として、世界中の様々な国・地域からの観光客の増加が見込まれることから、本市で安心・快適に旅行を楽しんでいただくために受入環境整備の推進が必要です。

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
鳴門市観光入込客数	万人	116 ※コロナによる影響	320	参考値: 233 (令和元年度)

主要施策

(1)観光交流のまちづくり

①滞在型観光の推進

本市においては、滞在時間が短く宿泊を伴わない「通過型観光」が多いため、鳴門海峡の渦潮をはじめとする自然景観や歴史・文化資源、豊富な観光資源を活かしたプロモーションのほか、ハブ機能を持った道の駅「くるくる なると」等の活用により、市内への周遊を促進し、滞在時間を延長することで、旅行消費額の向上に繋がる「滞在型観光」を推進します。

主な事業や取組等
●世界最大級『鳴門の渦潮』を中心とした広域観光ブランディング事業 ●道の駅「くるくる なると」等を活かした周遊促進の取組

②賑わいと交流の創出

「大鳴門橋の桁下空間を活かした自転車道の整備」の実現を踏まえ、徳島県、兵庫県、南あわじ市等の関係機関と情報共有を密に行うとともに、引き続き、サイクリストを呼び込むための環境整備や広報活動、関係イベント等の各種施策を計画的に行います。

イベント開催による県内外からの誘客、コンベンション誘致等を推進することにより、にぎわい創出及び交流人口の増加を図ります。

主な事業や取組等
●四国のゲートウェイ推進プロジェクト ●サイクルツーリズム推進事業 ●鳴門市阿波おどり・鳴門市納涼花火大会 ●鳴門市コンベンション開催支援助成金

③スポーツによる地域活性化

本市をホームタウンとする徳島ヴォルティスや徳島インディゴソックスといった地元プロスポーツの応援機運を醸成するとともに、プロスポーツチームの集客力や情報発信力を活用し、交流人口の増加を通じた地域の賑わい創出に取り組みます。

また、自治体とスポーツ関連団体、観光事業者などで構成する官民一体型の組織NARUTOスポーツコミッションが中心となり、スポーツ大会・合宿やプロスポーツイベントの誘致、スポーツツーリズムの推進、スポーツ関連産業の創出など、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

主な事業や取組等
●徳島ヴォルティスホームタウン推進事業 ●スポーツアドバイザー事業 ●プロスポーツ誘致事業 ●スポーツコミッション事業

(2)戦略的な情報発信

①情報発信強化とイメージアップ

SNSやウェブサイト、各種情報誌など、観光を取り巻く環境変化や多様化する観光客のニーズに合わせた戦略的な情報発信を推進します。

パブリシティ²³マニュアルに基づき、新聞やテレビなどのメディアを積極的に活用し、市民等との情報共有化を促進するとともに、全国に向けた鳴門の魅力の情報発信強化を図ります。

主な事業や取組等	
●SNS等を活用した情報発信	●観光情報サイトの運用・強化
●観光パンフレット制作	●観光キャンペーンの実施
●イメージアップ冊子等の制作	

(3)観光客の受入環境整備

①国内外観光客の受入環境整備

大阪・関西万博やワールドマスタースゲームズ関西、「大鳴門橋の桁下空間を活かした自転車道の整備」など、今後の国内外からの観光客増加を見据え、広域連携事業等を活用しながら、観光コンテンツの造成・磨き上げや観光情報の整理等の受入環境整備を推進します。

主な事業や取組等	
●広域観光連携事業	●多言語観光情報サイトの強化

②観光関連団体等との連携強化

市内外の観光関連団体や民間事業者との連携を強化することで、誘客事業の相乗効果や情報発信力の向上を図るなど、様々な形で効果的に観光振興を推進します。

主な事業や取組等	
●観光関連団体・民間事業者との連携強化	

²³ パブリシティ…行政機関などが、広く一般に知らせたい情報を報道機関に提供したり、また、取材に応じたりして、記事や映像として報道してもらうための広報活動。

基本目標6

みんなで創る自立したまちづくり

6-1 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

- (1)地域コミュニティの活性化
- (2)市民活動の支援と協働の推進
- (3)広聴広報の充実

6-2 お互いを尊重し、誰もが活動できる社会づくり

- (1)人権に関する教育と、誰もが活躍できる社会づくり
- (2)男女共同参画の推進

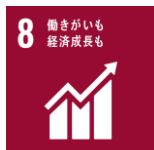
6-3 効率的・効果的な行財政運営の推進

- (1)効率的な行財政運営の推進
- (2)開かれた市政の推進と個人情報の保護
- (3)組織力の強化

6-1

地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

協働のパートナーとなる自治振興会と連携を図ることで、地域コミュニティ活性化の支援に努めます。また、ボランティアやNPO法人などの市民活動を支援するとともに、市民と行政が協働して取り組むまちづくりを推進します。

現状と課題

- 協働のパートナーと位置付けている自治振興会と積極的に連携を図り支援することで、地域コミュニティの活性化を図っていますが、自治振興会活動の中心となる町内会等への加入率低下を防ぐ必要があります。
- 継続した地域コミュニティの活性化を図るためには、自治振興会やボランティア団体など、地域コミュニティを形成する各種団体への住民の参加促進や担い手育成などの取組を推進していく必要があります。
- 市民等の市政への参画・協働の機会拡大のため、市職員及び市民相互に継続して自治基本条例の理念浸透を図っていく必要があります。
- 「広報なると」については、他の自治体の先進事例を参考に、見やすいレイアウトやユニバーサルデザイン²⁴（カラーおよびフォント）を用いた紙面づくりを行いました。引き続き、分かりやすい紙面づくりを推進します。
- 「テレビ広報なると」については、令和4（2022）年度から更新回数を増やし、月3回更新となり、よりタイムリーな情報発信を行っています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
市民等との協働事業数	件	154	160	

²⁴ ユニバーサルデザイン…年齢、性別、身体能力、言語などに関わらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画、設計する考え方。

主要施策

(1)地域コミュニティの活性化

①自治振興会活動の推進

年間を通して地区自治振興会会長会を定期的に開催し、情報共有や連携強化を図るとともに、自治振興会連携促進事業を実施することで、自治振興会活動の推進に努めます。

自治振興会活動の中心となる町内会等への加入促進を図るため、加入状況調査を行うなど地域ごとの実態把握に努めるとともに、各地区自治振興会が行う活動・行事等を広く周知するなど、加入促進について検討を進めます。

主な事業や取組等
●自治振興会連携促進事業（地域づくり事業活性化補助金、自治振興連合会運営補助金、活動周知、町内会加入促進、鳴門のまつり、コミュニティ研修会など）

②コミュニティ活動の推進

自治振興会のほか、地域住民が主体となって地域づくりに関する活動に取り組む団体と連携を図りながら、地域コミュニティの活性化に努めます。

また、自治振興連合会主催の研修会を開催するなど、コミュニティ活動の担い手育成や関係団体の連携強化に向けた取組を推進します。

主な事業や取組等
●花街道・地域づくりネットワーク活動補助金 ●コミュニティ研修会 ●花づくり事業

(2)市民活動の支援と協働の推進

①市民参画、協働の意識醸成と体制づくり

市民と行政が互いに補完しあいながら、協働により課題の解決に向けて取り組み、「市民等が主役のまちづくり」の実現をめざすため、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めるなど、市民等との協働による施策や事業などの推進を図ります。

自治基本条例の理念や協働に対する意識向上を図るため、市職員への研修を実施するとともに、これからの時代を担う若年者世代への周知に努めます。

主な事業や取組等
●市民協働のまちづくり推進事業（自治基本条例の理念の浸透） ●鳴門市市民協働推進本部 ●職員への研修

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

②市政への市民参画の推進

自治基本条例に基づき市民等の参画を推進するため、地域の課題や市政全般について、意見交換を行う機会の充実を図るとともに、市民等の声を広く市政に反映させるため、各種委員会や審議会において公募委員を積極的に募るなど参画の機会確保に努めます。

また、委員募集においては市公式ウェブサイトやSNSを活用するなど、幅広い年代の市民等が参画できる周知方法を検討します。

主な事業や取組等
●市民協働のまちづくり推進事業（市政参画の機会の確保） ●広聴活動の充実 ●情報共有の推進

③ボランティア・NPO法人の活動促進

鳴門市ボランティアセンター事務局（社会福祉協議会）との連携強化を図り、ボランティア団体の活動支援に取り組むとともに、NPO法人の設立や運営について相談・支援を行うなど、活動の促進に努めます。

各種団体との協働により、市民活動交流研修会を開催し、ボランティア団体やNPO法人の活動報告や相互の交流を通して社会貢献活動の活性化を図るとともに、備品等の貸し出しを行うなど、活動の支援に努めます。

主な事業や取組等
●市民協働のまちづくり推進事業（ボランティア活動にかかる補助金の交付、市民活動の情報発信・相談支援、市民活動交流研修会、備品等の貸し出し支援）

(3)広聴広報の充実

①広報活動の充実

広報紙やテレビ、ウェブサイトだけでなく、SNSを活用した情報発信を強化し、TwitterやYouTubeを活用することで、若者向けの情報発信にも取り組みます。

読みやすい「広報なると」の紙面づくりやケーブルテレビの特色を生かした分かりやすい「テレビ広報なると」の番組づくりに努めます。

ユニバーサルデザイン（カラー・フォント）に配慮した紙面づくりや、障がい者にも適切に情報を伝えるための手段として、「声の広報」の市公式ウェブサイトへの掲載、テレビ広報などの映像媒体の字幕表示などにも引き続き取り組みます。

SNSを積極的に利用し、SNSが持つ即時性や情報発信の自由度を生かし、広報紙やテレビ広報ではカバーすることが難しい情報の発信にも積極的に取り組みます。また、市内外の若い世代への情報発信として、「YouTube」などの映像媒体を活用した情報発信を行い、市の情報や魅力の発信に努めます。

職員一人ひとりが積極的に市民等との情報共有化を図り、市民等とともに鳴門の魅力を伝えることができるよう、効率的かつ効果的な戦略的広報活動を推進します。

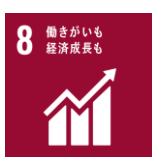
また、パブリシティマニュアルに基づき、新聞やテレビなどのメディアを活用した情報発信を推進し、市民等との情報共有化を促進するとともに、鳴門の魅力の情報発信強化を図ります。

主な事業や取組等
●「広報なると」の発行 ●市公式ウェブサイトへの情報の掲載 ●「テレビ広報なると」の放送 ●SNSの運用（メッセージや動画発信）

6-2

お互いを尊重し、誰もが活動できる社会づくり

関連する SDGs



めざす姿

性別や年代を問わず、個性が輝き、活躍できる社会を実現するため、人権に関する教育と啓発活動の充実に努めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。

現状と課題

- 人権文化祭を開催し、人権啓発や人権意識の普及・高揚を図り、生活相談など地域住民の交流事業を実施しました。今後は、人権福祉センターにおいてあらゆる年代層に人権啓発を図るとともに、若年層の来館者数の確保を図り、地域全体に開かれたコミュニティセンターとしての活用が求められます。
- 人権セミナーや人権の花運動等の実施により、幅広い世代への人権啓発を行いました。人権セミナーの参加者の固定化などが課題となっており、より多くの市民に啓発を行う必要があります。
- 市内小学生や自治振興会等へ「鳴門市男女共同参画推進条例」のパンフレット配布や市公式ウェブサイト等を活用しての周知啓発に努めましたが、社会通念や慣習などにおけるさらなる意識の見直しを図ることが必要です。
- 女性グループ活動報告書の作成、配布を行い、各グループ間の情報共有を図れるようにしたり、審議会委員や講演会講師に女性を起用しやすくするため、女性人材バンクを設置しましたが、女性人材バンクの登録者数は横ばいで、バンクの活用についても活発になされている状態とはいえない状況です。
- DV²⁵防止に関する意識向上を図るための啓発活動を行ったり、緊急一時保護を可能とする体制づくりに努めました。また、研修等への参加により相談員の資質向上に努めました。DVの予防・早期発見の観点から若年層に対しての周知・啓発を積極的に行う必要があります。

²⁵ DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
鳴門市女性人材バンク登録者数 (累計)	人	11	30	目標値は令和7年度 男女行動計画に基づ く数値であり、令和 8年度以降については 計画見直しの予定

主要施策

(1)人権に関する教育と、誰もが活躍できる社会づくり

①人権行政の推進

多様化する人権問題の解消のため、引き続き人権啓発活動を実施するとともに、より多くの市民に対する啓発となるよう取り組んでいきます。

今後も継続して、様々な人権問題についての学習の推進を図るとともに、より市民が参加しやすい人権学習の機会の創出に努めます。

主な事業や取組等	
●人権文化祭開催事業	●人権地域フォーラムの開催
●人権教育推進事業	●隣保館の効率的な運営と活用
●人権啓発活動地方委託事業	●人権啓発に関する広報記事の掲載

②人権教育の推進

体験的学習を重視した人権教育を推進し、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図り、同和問題をはじめ様々な人権問題を解決する確かな人権教育に取り組み、教職員をはじめ人権教育推進者の資質の向上を図ります。また、生涯にわたる人権教育の学習機会の充実を図ります。

主な事業や取組等	
●人権教育推進事業	●ヒューマンライツメッセージなるとの開催
●人権教育夏季研修会の開催	●人権地域フォーラムの開催
●人権教育研究大会の開催	●出前講座・各種学級の充実

(2)男女共同参画の推進

①あらゆる分野での男女共同参画の実践

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を促進すると共に、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

働く場においては、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、労働環境の整備や働きやすい職場環境の整備を促進します。

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上をめざします。また、国際理解や国際交流を推進し、外国人にとっても安心なまちづくりをめざします。

主な事業や取組等	
●男女共同参画推進事業	

②女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

暴力を許さない社会づくりのため、さまざまな機会や場を通じて、幅広い年齢層を対象にDVやデートDV、虐待等あらゆる暴力の根絶のための意識啓発を推進します。

また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に努めます。

主な事業や取組等	
●男女共同参画推進事業	●女性支援事業
●女性子ども支援センター事業	

③男女共同参画推進条例の周知啓発と推進

条例パンフレットや市公式ウェブサイトを活用して「鳴門市男女共同参画推進条例」の周知に努めます。また、各種計画の策定や政策の決定等にあたっては男女共同参画の視点を反映させ、あらゆる分野での施策を市民等との協働により着実に実行し、市民一人ひとりが男女共同参画を実感できるまちづくりを進めます。

主な事業や取組等	
●男女共同参画推進事業	

6-3

効率的・効果的な行財政運営の推進

関連する SDGs



めざす姿

予算編成の重点化や経費節減等による歳出抑制に取り組むなど、健全な財政運営に努め、自主財源の確保と財産の適正な管理に努めます。

また、デジタル化をはじめとした行政改革に取り組むことで、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、職員の能力と意欲の向上や、広報・広聴の充実を図るなど、組織体制の強化を図ります。

現状と課題

- 多様な行政ニーズへの対応や重点事業の推進を図りつつ、職員数の適正化を進めてきた中で、職員一人あたりの業務負荷が増加傾向にあります。こうした状況を改善するため、全庁的に事務事業に関する業務の棚卸（業務手順書の作成）を実施し、業務内容を客観的な視点から調査・分析し、より効率的なプロセスへと転換する取組が必要となっています。
- 「スーパー改革プラン2020」における取組により、財政健全化や定員適正化に向けた目標は概ね達成するとともに指定管理者制度の適正な制度運用に努めました。しかしながら、本市の財政状況は、少子高齢化や人口減少の進行、長期化する新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢、原油価格・物価上昇などにより、先行きが不透明であり、歳入の根幹をなす市税は減少傾向、歳出面では社会保障関係費の増大や新庁舎整備事業などに伴う投資的経費の増加、公債費の高止まりなど、依然として厳しい財政状況が続くことが想定されています。
- 全庁的に導入しているファイリングシステムについて、新庁舎への移転に向け紙文書の削減を行った上で、文書管理の適正化や業務の効率化を図るため、文書管理制度の再構築を行いました。今後も、業務の効率性と公正で透明性の高い行政運営を維持していくため、文書管理制度再構築後の維持管理指導を行っていく必要があります。
- 新聞等の各メディアを活用した情報発信を行うとともに、SNSと既存の広報媒体をうまく組み合わせたクロスメディアによる情報発信の強化に取り組むことが求められています。
- 「広報なると」については、他の自治体の先進事例を参考に、見やすいレイアウトやユニバーサルデザイン（カラーおよびフォント）を用いた紙面作りを行いました。また、「テレビ広報なると」については、令和4（2022）年度から更新回数を増やし、月3回更新となり、よりタイムリーな情報発信を行っています。

○ 第3次鳴門市『人財』育成基本方針に基づき、計画的な職員研修の実施や人事評価制度の適正な運用等を通して、より効果的に人材育成を推進する必要があります。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
基金残高	億円	91	86億円以上	

主要施策

(1)効率的な行財政運営の推進

①行財政改革の推進

「鳴門市行財政改革計画～シン・スーパー改革プラン～」に掲げる取組項目を着実に実施することにより、公営企業も含めた一体的な行財政改革を推進し、デジタル技術等を活用した業務プロセスの再構築や新庁舎建設を契機に、市民の利便性向上につながる「新たな価値」を創出する施策に取り組みます。

主な事業や取組等	
●BPR ²⁶ 推進パッケージ事業の推進	●組織目標を達成するための体制づくり
●デジタル技術を活用した行政改革の推進	●効果的な人材活用と人を育てる人事制度の推進
●デジタル技術を活用した市民サービスの向上	●活力ある職場づくりとワーク・ライフ・バランスの充実
●民間活力の導入による行政運営の効率化	●行政サービスの充実
●公共施設等の最適化	●オフィス環境の改革

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

²⁶ BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）…Business Process Re-engineering の略。既存の組織構成から、業務内容や業務プロセスなどを抜本的に見直し、再構築を図ること。

②財政の健全化

現年収入未済額の縮減に着手に取り組み、市税収入の安定的な確保に努めます。

東部県税局との相互併任を視野に入れた連携強化により、滞納処分の知識・技術を習得し、現状にあった滞納整理の手法の確立（マニュアル化）をめざします。

債権管理の体制強化や基金残高の更なる確保及び市債残高の抑制を図ることとし、将来負担等の適正化に取り組みます。

保有財産については、貸し付けを実施するなどの有効活用を図るとともに、遊休状態にあり、かつ処分可能な土地の売却を推進します。より効果的に事業を実施するための手法の確立に取り組みます。

また、基金等を活用し、有価証券等による確実性や効率性に配慮した資金運用を進めます。

多様な広告媒体の活用等による税外収入の積極的な確保に努めます。

さらに、事務事業の実施においては、より効果的な手法の確立に取り組みます。

ふるさと納税事業においては、道の駅「くるくる なると」を絡めた事業体制を継続し、本市独自のオリジナリティに富んだ返礼品開発や民間事業者ならではの広報戦略、寄附者への対応力強化等を行うことで、新規寄附者及びリピーターの確保に努め、より一層の歳入確保を図ります。

主な事業や取組等

- 課税客体の的確な把握と市税徴収率の向上
- 業務改善の推進
- 債権管理等の適正化と受益者負担の見直し
- 投資的経費の重点化
- 新たな収入確保策の検討
- 経費節減の取組
- ふるさと納税寄附金等の推進
- 将来負担の適正化
- 保有資産の有効活用・売却等の推進
- 特別会計及び公営企業会計の健全化

③デジタル技術を活用した行政改革の推進

第七次鳴門市総合計画に掲げる将来都市像を実現するため、またDX（デジタルトランスフォーメーション）をより一層強力に推進するため、「鳴門市DX推進計画」を策定しました。本計画に基づき、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていきます。

主な事業や取組等

- 情報化投資の一元管理体制の徹底
- 行政手続きのオンライン化
- 自治体情報システムの標準化・共通化
- デジタルデバйд対策
- AI・RPA²⁷の利用促進
- テレワークの推進
- マイナンバーカードの普及促進
- セキュリティ対策の徹底

④広域行政の推進

広域連携事業について、東かがわ市、南あわじ市など、県境を越えて交流を深めることにより、良好な地域環境を確立し、地域全体の発展に努めます。

また、新たな広域的行政課題及び広域で取り組むことにより市民サービスの向上や事務の効率化が図られる事業については、調査・研究を進め、関係自治体との連携・協力体制を確立します。

主な事業や取組等

- ASAトライアングル交流圏推進協議会における取組

²⁷ RPA…Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。

(2)開かれた市政の推進と個人情報の保護

①公正の確保と透明性の向上

適切な公文書の開示と、不服申立等に対する情報公開・個人情報保護審査会の開催及び文書管理制度再構築後の維持管理指導を行います。

さらに、鳴門市情報セキュリティポリシー²⁸を遵守するとともに、市が所有する個人情報をはじめとするさまざまな情報資産を保護するための環境整備に努めます。

また、番号法における「特定個人情報保護評価」の実施が義務付けられている事務について、随時「特定個人情報保護評価」を実施または必要に応じて修正します。

主な事業や取組等	
●開示請求等に対する情報開示	●情報公開・個人情報保護審査会の開催
●適正な文書管理の推進	●特定個人情報保護評価の実施・公表

②情報の共有化の推進

報道発表連絡票を活用し、新聞等の各メディアを活用した情報発信を行うとともに、対象世代ごとに周知方法を検討し、新聞や広報紙などの紙媒体とSNSなどのメディアを組み合わせた効率的な情報発信の方法を検討します。

自治基本条例に基づき、多様な媒体を活用したわかりやすい情報の提供を促進するとともに、情報を積極的に公開することにより、市民等との情報の共有に努めます。

戦略的広報を効率的かつ効果的に推進します。身近なデバイスで、市の情報をプッシュ型で広報するとともに、市への問い合わせや相談もデジタルツールを用いて気軽に行えるよう推進します。

主な事業や取組等	
●報道発表連絡票の活用によるメディアへの情報提供	●市公式SNSを用いた情報発信
●リビング鳴門、徳島新聞等の広告掲載	●クロスメディアによる多世代に向けての情報発信

(3)組織力の強化

①適正な人事管理の推進

多様化・高度化する行政課題に対応するため、機能的な組織体制の確立と職員数の適正化を図ります。

また、計画的な職員研修の実施により、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上を図るとともに、高い専門性を備えた職員の養成など、人材育成の視点に立った人事管理や人事評価制度の適正な運用等に努めます。

主な事業や取組等	
●職員数の適正管理	●人事評価制度の活用
●職員研修事業の実施	

²⁸ 情報セキュリティポリシー…組織内の情報セキュリティに関する基本的な方針や行動指針。

-資料-



1 第七次鳴門市総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
<令和3年度>	
令和3年8月20日～9月2日	市民アンケート実施
令和3年10月下旬～11月上旬	高校生アンケート実施
<令和4年度>	
令和4年4月21日	第1回総合計画策定委員会開催
令和4年5月12日	第1回総合計画審議会開催 第七次鳴門市総合計画を審議会に諮問
令和4年7月30日	まちづくり市民ワークショップ開催
令和4年8月9日	第2回総合計画策定委員会開催
令和4年8月24日	第2回総合計画審議会開催
令和4年10月7日	第3回総合計画策定委員会開催
令和4年10月18日	第3回総合計画審議会開催
令和4年10月27日	第4回総合計画策定委員会開催
令和4年11月2日	第4回総合計画審議会開催
令和4年11月15日	第5回総合計画策定委員会開催
令和4年11月24日	第5回総合計画審議会開催
令和4年12月27日 ～令和5年1月31日	パブリックコメント実施
令和5年2月7日	第6回総合計画策定委員会開催
令和5年2月13日	第6回総合計画審議会開催
令和5年2月16日	第七次鳴門市総合計画を審議会より答申

2 答申

令和5年2月16日

鳴門市長 泉 理 彦 様

鳴門市総合計画審議会
会 長 佐 古 秀 一

第七次鳴門市総合計画について(答申)

令和4年5月12日付け、鳴戦第95号で当審議会に諮問されました第七次鳴門市総合計画の策定について、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「第七次鳴門市総合計画(案)」を取りまとめましたので答申いたします。

なお、計画の実施、推進にあたっては、鳴門市自治基本条例に定めるまちづくりの原則を十分にふまえるとともに、多様な媒体の活用によって情報の共有化を図り、市の魅力や優位性を市内外に向けて戦略的に情報発信することで、市のイメージや認知度を高めるとともに、地域の特性を活かした活力と魅力にあふれるまちづくりに努めるなど、下記の事項に留意し、将来都市像「ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたな なる」との実現をめざし、最善をつくされますよう要望します。

記

1 市民が主役のまちづくりの実現

本計画の趣旨や内容について、あらゆる機会を捉え周知するとともに、情報の共有を積極的に行い、まちづくりに関する課題や目標を共有することなどによって、まちづくりを担う多様な主体の相互理解を深め、信頼関係のもと、市民参画と協働のまちづくりを進める体制の充実に努められたい。

2 戦略的な情報発信と地域の特性を活かしたまちづくりの推進

市民をはじめとする多様な主体が、愛着と誇りを持って鳴門市の魅力を伝えることができるようにするために、多様な媒体の活用によって情報の共有化を図り、市の魅力や優位性を市内外に向けて戦略的に情報発信することで、市のイメージや認知度を高めるとともに、地域の特性を活かした活力と魅力にあふれるまちづくりに努められたい。

3 市民参画の推進と総合計画の着実な実行

計画の推進にあたっては、市民との対話を重視し、常に市民の視点にたった施策の推進に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改革等に十分留意した取り組みを進め、透明性の高い行政経営のもと、計画の進行管理、評価、見直しに努められたい。

4 審議会意見の尊重

当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた、個別意見・提言については、計画の実施段階において十分配慮され、今後のまちづくりを進められたい。

3 鳴門市自治基本条例(平成 23 年 3 月 29 日条例第 1 号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民等(第5条—第9条)

第2節 議会・議員(第10条・第11条)

第3節 行政(第12条—第14条)

第3章 まちづくりの原則

第1節 市民等の参画の原則(第15条—第20条)

第2節 情報共有の原則(第21条—第23条)

第3節 行政運営の原則(第24条—第28条)

第4章 雑則(第29条・第30条)

附則

私たちのまち鳴門市は、渦潮に代表される雄壮で風光明媚な自然環境に恵まれ、その恵みを生かした農業や漁業、製塩業や化学工業などの産業を築くとともに、古くから本州と四国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。また、四国八十八ヶ所霊場巡礼の出発点として、お遍路さんへのお接待にみられるように人情味あふれる土地柄であり、人との出会いや結びつきを大切にしながら、地域の伝統や文化を育んできました。

このような先人たちが大切に守り続けてきた豊かな資産を将来にしっかり引き継ぐとともに、自分たちのまちに一人ひとりが希望を持ち、このまちに生きること誇りが持てる鳴門市を目指さなければなりません。

また、鳴門市を取り巻く社会環境が大きく変貌しつつあり、地球環境に配慮した循環型社会の創造、地域の課題の解決に向けた自治の推進、少子高齢社会への対応などに取り組んでいくことも求められています。

こうした背景のもと、私たち一人ひとりが、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画するとともに、議会や行政の責務や特性を理解し、信頼し、また補完しあいながら、それぞれの持つ力を発揮して、まちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、鳴門市の自治のあり方を明らかにし、市民等が主役のまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鳴門市における自治のあり方や市民等及び市の役割等を明らかにするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民等の参画と協働を推進し、市民等が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 鳴門市の区域内(以下「市内」といいます。)に住む人をいいます。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (3) コミュニティ 市内において豊かな暮らしをつくることを目的として形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。
- (4) 市民等 市民、市内で働く人及び学ぶ人、事業者並びにコミュニティのことをいいます。
- (5) 行政 市長その他の執行機関をいいます。
- (6) 市 議会及び行政をいいます。
- (7) 参画 市の政策に関する計画、実施、評価及び見直しの過程に主体的に参加し、政策の決定に加わることをいいます。
- (8) 協働 市民等及び市が、それぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持つ力を発揮して課題の解決に向けて取り組むことをいいます。
- (9) まちづくり 市民等及び市が、まちをより良くしようとして行う活動のことをいいます。

(位置づけ)

第3条 この条例は、鳴門市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めた最高規範性を持つものであり、市民等及び市は、誠実にこれを守らなければなりません。

(基本原則)

第4条 市民等が主役のまちづくりを推進するにあたっての基本原則は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民等及び市は、協働してまちづくりを推進します。
- (2) 市民等及び市は、それぞれの役割に応じ、主体的にまちづくりに取り組みます。
- (3) 市民等及び市は、市政に関する情報を互いに共有します。
- (4) 市民等及び市は、市民等の自治意識や市民自治の機運を育て広めていくよう努めます。
- (5) 市民等及び市は、一人ひとりの人権を尊重します。
- (6) 市は、市民等の市政参画の機会を保障し推進します。

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民等

(市民等の権利)

第5条 市民等有するまちづくりに参画するための権利は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 政策の形成、執行、評価及びその評価の反映（以下「政策形成等」といいます。）に参画する権利を有します。
- (2) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利を有します。
- (3) 市政に関する情報を知る権利を有します。
- (4) 行政サービスの提供を受ける権利を有します。

2 市民等は、まちづくりへの参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けません。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しあうとともに、協働によるまちづくりの推進に努めます。

2 市民等は、政策形成等に参画するにあたっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使にあたっては、これを濫用してはなりません。

3 市民等は、行政サービスを受けるにあたり、応分の負担をしなければなりません。

（子どもの権利）

第7条 市及び市民等は、子どもの権利等を尊重するとともに、まちづくりへの参画の機会確保に努めます。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、地域の環境に配慮し、安心して暮らせるまちづくりに努めるとともに、地域の活性化に寄与するよう努めます。

（コミュニティの役割）

第9条 コミュニティは、市民等相互の信頼にもとづき、相互に協力し、自主的に様々な課題の解決に向けて取り組み、まちづくりに努めます。

2 市民、市内で働く人及び学ぶ人並びに事業者は、コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるとともに、その活動に積極的に参画するよう努めます。

3 行政は、コミュニティの自主性、自律性を尊重し、その活動の多様性にも配慮しながら、推進支援及び連携を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

第2節 議会・議員

（議会の責務）

第10条 議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決しなければなりません。

2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければなりません。

3 議会は、市民等に情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

（議員の責務）

第11条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映するよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めなければなりません。

3 議員は、市政の課題に関する調査及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。

第3節 行政

（市長の責務）

第12条 市長は、この条例の趣旨にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、市民の目線に立った市政運営に努めるとともに、市民等の意向を把握し的確な判断のもとで、効率的な市政運営を図らなければなりません。

3 市長は、市民等の自主的な活動を尊重するとともに、市民等との協働による施策、事業等の推進を図ります。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めなければなりません。

（行政の責務）

第13条 行政は、市民福祉や生活環境の向上、教育や文化、産業の振興に努めます。

2 行政は、この条例の趣旨にのっとり、市民等の市政への参画の機会を確保し、市民等と協働して、まちづくりを推進するよう努めます。

3 行政は、市民等の主体的なまちづくりを支援し、協働してまちづくりを進めます。

4 行政は、市政について、市民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

（職員の責務）

第14条 職員は、全体の奉仕者としての認識を持ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行にあたっては、法令及び条例等を守らなければなりません。

3 職員は、市民等との意思疎通を通じて信頼関係の構築に努めます。

4 職員は、積極的に地域の課題解決に向けて努めるとともに、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発等、自己研さんに努めます。

第3章 まちづくりの原則

第1節 市民等の参画の原則

（市民等との協働）

第15条 市民等及び市は、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めます。

2 行政は、市民等との協働を進めるにあたり、市民等の自発的なまちづくりを支援するよう努めます。

（施策形成への参画）

第16条 行政は、施策の計画段階から、実施、評価、見直しまでの過程において、市民等の参画を得るように努めなければなりません。

（政策提案）

第17条 市民等は、より良いまちづくりを進めるために、行政に意見や提言を提出することができます。

2 行政は、市民等からのまちづくりに有用だと認められる意見や提言を、市政に反映するよう努めなければなりません。
(市民等の意見の聴取)

第18条 行政は、市政の重要な政策等の策定にあたっては、広く市民等の意見を募り、その意見を市政に反映するよう努めなければなりません。

(審議会等の運営)

第19条 行政は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合には、公募による市民等を含めるよう努めます。

2 行政は、審議会等の会議の内容を公開するよう努めなければなりません。

(市民投票)

第20条 議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関する重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、市民の意思を確認する必要があると認める事案につき、前項の適法な請求があったときは、市民投票の実施に関し必要な事項を定めた条例を事案ごとに議会に提案しなければなりません。

3 市長は、前項に規定する条例について、議会において可決されたときは、市民投票を実施しなければなりません。

4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

第2節 情報共有の原則

(情報の公開及び共有)

第21条 市は、市政運営について、更なる公正の確保と透明性を図り、市民等の参画と協働による開かれた市政を実現するため、保有する情報を積極的に公開するとともに、市民等との情報の共有に努めなければなりません。

(行政の説明責任)

第22条 行政は、市政に関する質問、意見及び要望について、積極的に受け入れ、適切かつ誠実に説明責任を果たします。

2 行政は、市政に関する苦情、不服等について、迅速に対応し、その解決に努めます。

(個人情報の保護)

第23条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民等の権利に対して、適正な措置を講じなければなりません。

第3節 行政運営の原則

(総合計画)

第24条 行政は、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、計画的かつ効率的に市政を運営しなければなりません。

2 行政は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行います。

3 行政は、総合計画を、必要に応じ見直します。

(行政評価)

第25条 行政は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。

2 行政は、実施した行政評価の結果を公表しなければなりません。

3 行政は、行政評価の結果を市政運営に反映しなければなりません。

(組織体制)

第26条 行政は、事務及び事業の運営が効率的に行われるとともに、市民等にわかりやすい機能的な組織づくりを行い、効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めなければなりません。

(財政運営)

第27条 行政は、財政の見直しを常に進めるとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行うことにより、財政の健全化に努めなければなりません。

2 行政は、保有する財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項について、市民等にわかりやすく公表しなければなりません。

(国、県及び他の自治体との関係)

第28条 市は、国及び徳島県との適切な役割分担のもとで、連携し協力します。

2 市は、行政運営上の課題の解決と行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めます。

第4章 雑則

(実効性の確保)

第29条 市は、この条例の趣旨が実現されるよう、制度の整備に努めなければなりません。

(条例の見直し)

第30条 この条例を見直す必要が生じたときは、市民が参画する審議会等の意見を聞いたうえで見直しを行います。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成23年規則第33号で平成23年11月1日から施行)

4 鳴門市附属機関設置条例(平成 25 年3月 27 日条例第2号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条に規定する組織として設置する附属機関(以下これらを「附属機関」という。)の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置等)

第2条 別表執行機関等の欄に掲げる本市の執行機関等(執行機関及び企業局長をいう。以下同じ。)の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織等)

第3条 附属機関の委員の定数、構成及び任期は、別表組織及び構成欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、必要に応じ部会又は分科会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(公募による委員の選任)

第4条 執行機関等は、附属機関の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する附属機関については、この限りでない。

(1) 鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う附属機関

(2) 委員に対し特に専門的な知識又は技能等を要求される附属機関

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でないと認められる附属機関

(委員の再任)

第5条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第6条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる場合を除き、これを公開するものとする。

(1) 鳴門市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う場合

(2) 公開することにより、公正で円滑な議事運営に支障がある場合で、当該附属機関において会議を非公開とすると決定した場合

(会議開催の事前公表)

第8条 執行機関等は、会議の日時、場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(会議録の作成及び公開)

第9条 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

2 公開で行われた会議に係る会議録は、これを公開するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

【略】

別表(第2条、第3条関係) ※抜粋

執行機関等	附属機関	担任事務	組織及び構成		
			委員定数	構成	任期
市長	鳴門市総合計画審議会	総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議すること。	30人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民 (5) その他市長が必要と認める者	2年

資料

5 鳴門市総合計画審議会委員一覧

(50音順・敬称略) 令和5年3月現在

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
市 橋 正 成	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	
恵 美 純 子	鳴門市人権擁護委員会 副会長	
大 岩 賢	鳴門市スポーツ協会 会長	
小 川 泰 範	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	
樺 山 賢太郎	鳴門市幼小中PTA連合会 会長	
川 人 章 博	徳島県政策創造部総合政策課 課長	
勘 川 一 三	一般社団法人鳴門市うずしお観光協会 理事長	
木 原 資 裕	公募	
五 島 寛 治	大麻町商工会 会長	
小 林 夕 貴	鳴門市子ども会連合会 役員	
佐 古 秀 一	国立大学法人 鳴門教育大学 学長	審議会会長
笹 豊 晴	鳴門市消防団 団長	
佐 藤 由 紀	鳴門市ボランティア連絡協議会 副会長	
曾 良 摩 弥	公募	
谷 口 清 美	鳴門市農業委員会 会長	
田 村 栄 二	公募	
富 田 純 弘	鳴門商工会議所 会頭	
長 野 正 直	鳴門市環境衛生組合連合会 副会長	
西 川 寛	NPO法人ふくろうの森 理事長	審議会副会長
濱 田 淳 子	鳴門市文化協会 副会長	
平 野 達 朗	公募	
福 山 徳	鳴門市水産振興協議会 会長	
藤 村 松 男	鳴門市社会福祉協議会 会長	
古 宅 雅 俊	一般社団法人鳴門板野青年会議所 理事長	
前 田 ユキ子	鳴門市老人クラブ連合会 副会長	
益 岡 道 義	鳴門市自治振興連合会 会長	
村 澤 由利子	鳴門日独友好協会 会長	
矢 野 壽美子	鳴門市婦人連合会 会長	審議会副会長
吉 田 茂 人	一般社団法人鳴門市医師会 会長	

6 鳴門市総合計画策定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳴門市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第2条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとする。

(基本構想)

第3条 基本構想は、長期的な視点に立ち、本市の都市づくりの基本理念を示すものであり、本市の振興発展の目指すべき将来都市像及びそれを達成するために必要な振興施策の大綱を定めるものとする。

2 基本構想の期間は、おおむね10年程度とする。

3 基本構想は、総合計画策定委員会で調製し、鳴門市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮った後、市長が定める。

(基本計画)

第4条 基本計画は、基本構想で定めた将来像及び施策の大綱を具現化するための指針として、本市はもとより、国、県、公益事業体等の事業をも考慮し、体系的に定めるものとする。

2 基本計画の期間は、基本構想期間を前期と後期に分け、それぞれおおむね5年程度とする。

3 基本計画は、各部局の長等が作成した素案を総合計画策定委員会で調製し、審議会に諮った後、市長が定める。

(実施計画)

第5条 実施計画は、基本計画に掲げる事業のうち主要なものについての事業計画を定めるものとする。

2 実施計画の期間は、おおむね3年程度とし、ローリング方式により毎年度見直すものとする。

3 実施計画は、各部局の長等が作成した事業計画を企画総務部長が調製し、総合計画策定委員会に諮った後、市長が定める。

(審議会の委員任期)

第6条 鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）別表中鳴門市総合計画審議会の構成中における（2）及び（3）の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(審議会の組織)

第7条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の関係者出席等)

第9条 会長は、必要があるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(総合計画策定委員会の設置)

第10条 総合計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、庁内に総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会の所掌事務)

第11条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 総合計画の策定に関すること。

(2) その他総合計画の策定のため、必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第12条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、教育長、企業局長、政策監、行政改革推進監をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(策定委員会の会議)

第13条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集する。

2 策定委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要と認める場合にあっては、意見又は説明を求めるため、関係職員を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第14条 策定委員会のもとにワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは委員長が指名した者をもって組織し、そのリーダーは委員長が指名した者をもって充てる。

3 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要と認めたとき招集する。

4 ワーキンググループのサブリーダーは、戦略企画課長をもって充て、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループの職務)

第15条 ワーキンググループは、総合計画の事務局案に対し、さらに調査・検討を加え計画素案を作成し、策定委員会に提

案する。

2 その他、策定委員会の所掌事務に関する個別的事項について命じられたことを処理する。

(ワーキンググループの資料提出要求)

第16条 ワーキンググループは、必要があるときは関係職員に対し資料提出、及びその説明を求めることができる。

(事務局)

第17条 審議会及び策定委員会の事務局は、戦略企画課に置く。

(雑 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は委員長が別に定 める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

企画総務部長	市民生活部長	環境共生部長	健康福祉部長	都市建設部長
産業振興部長	企業局次長	消 防 長	教 育 次 長	議会事務局長

7 パブリックコメントの結果

(1) 募集期間：令和4年12月27日（火）～ 令和5年1月31日（火）

(2) 提出者数：2人

(3) 提出件数：5件

(4) 提出方法：直接持参1通、Eメール1通

(5) 意見等の反映状況

項目	件数
意見等を計画等に反映するもの	－
意見等が既に反映されているもの	2件
意見等を今後の参考とするもの	3件
意見等を反映する見込みのないもの	－

(6) 意見等の分類

項目	件数
計画全体	2件
序論	－
基本構想	－
基本計画	－
基本目標1 豊かな人を育むまちづくり	－
基本目標2 持続発展可能なまちづくり	1件
基本目標3 安全安心のまちづくり	1件
基本目標4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	－
基本目標5 活力あふれるまちづくり	1件
基本目標6 みんなで創る自立したまちづくり	－

第七次鳴門市総合計画

～ ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたな なると ～

発 行 令和5年3月

発 行 者 徳島県鳴門市

〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

編 集 鳴門市戦略企画課

T E L 088-684-1120

第七次鳴門市総合計画



鳴門市

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL 088-684-1111(代表) FAX 088-684-1336

<https://www.city.naruto.tokushima.jp/>